

# 第 457 回群馬地方最低賃金審議会

## 資 料

- 1 令和 6 年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況
- 2 特定最低賃金の改正に関わる意向表明
- 3 陳情書（令和 5 年 11 月 29 日受理）（「労働対策について 3 最低賃金制度の見直しについて」）  
（一社）群馬県商工会議所連合会
- 4 地域別最低賃金に関する要請（令和 6 年 1 月 29 日受理）  
全国一般労働組合全国協議会・北関東ユニオンネットワーク
- 5 群馬県の最低賃金一覧
- 6 群馬県の最低賃金額の推移
- 7 令和 5 年度特定最低賃金改正状況
- 8 特定最低賃金北関東三県比較表
- 9 令和 5 年度最低賃金周知広報依頼先一覧
- 10 群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程（令和 2 年度～令和 5 年度）
- 11 労働市場速報（令和 6 年 1 月分）  
群馬労働局職業安定部職業安定課（令和 6 年 3 月 1 日）
- 12 群馬県金融経済概況（2024 年 3 月） 日本銀行前橋支店（2024 年 3 月 1 日）
- 13 最近の県内経済情勢 財務省関東財務局前橋財務事務所（令和 6 年 2 月 1 日）
- 14 法人企業景気予測調査（令和 5 年 10～12 月期調査）群馬県分  
財務省関東財務局前橋財務事務所（令和 5 年 12 月 11 日）
- 15 2023 年 10～12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）  
内閣府経済社会総合研究所（令和 6 年 2 月 14 日）
- 16 群馬県鉱工業指数（令和 5 年 12 月分）  
群馬県総務部統計課（令和 6 年 2 月 20 日）
- 17 令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

## 令和6年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和6年1月現在把握のもの

新設・改正の別	件名・適用の範囲	意向表明日	意向表明者（団体名）	適用労働者数	申出期日
改正	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 最低賃金 [E220 + E222 + E225( E2251・E2252 除く ) + L7282]	令和6年1月18日	日本基幹産業労働組合 連合会 群馬県本部	1,715人	令和6年7月下旬
改正	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E25( E251 除く ) + E260 + E2621( 一部 ) + E2635 ( 一部 ) + E2645 + E2652 + E266 + E269( E2693 一 部除く + E2699 除く ) + E270 + E271 + E272 + L7282]	令和6年1月18日	J A M北関東群馬県連絡会 ( J A M群馬 )	13,697人	令和6年7月下旬
改正	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28 + E29( E2941・E295 除く + E2973 一部除く + E299 除く ) + E30 + L7282]	令和6年1月18日	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合会 群馬地方協議会	14,735人	令和6年7月下旬
改正	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260 + E2621( 一部 ) + E31 + L7282]	令和6年1月18日	全日本自動車産業労働組合 総連合会 群馬地方協議会	38,135人	令和6年7月下旬

2024年 / 月 / 18日

群馬労働局長 加藤 博人 殿

特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明

日本基幹産  
業

住所 群馬

TEL 02

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 改正を申し出る特定最低賃金の件名  
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金
- 2 適用を受ける労働者  
群馬県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素型材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。
- 3 申出の理由  
適用を受ける基幹的労働者において、企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じていること。
- 4 申出の時期  
2024年7月下旬



2024年 / 月 18日

群馬労働局長 加藤 博人 殿

特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明

JAM北関東群馬県労働組合連合会  
会長  
住所 群馬県  
TEL 027

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 改正を申し出る特定最低賃金の件名  
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金
- 2 適用を受ける労働者  
群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。））及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。



3 申出の理由

適用を受ける基幹的労働者において、企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じていること。

4 申出の時期

2024年7月下旬

2024年 / 月 / 18日

群馬労働局長 加藤 博人 殿

特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明

全日本電機・電子・情報関連

議長

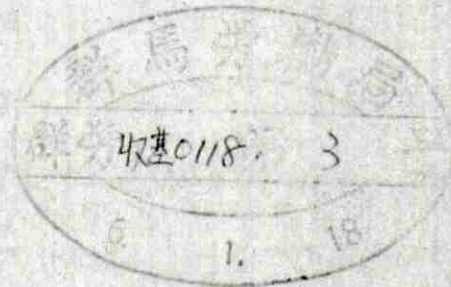
住所 群馬県前

TEL 027-

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 改正を申し出る特定最低賃金の件名  
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 適用を受ける労働者  
群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。
- 3 申出の理由  
適用を受ける基幹的労働者において、企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じていること。
- 4 申出の時期  
2024年7月下旬



2024年 / 月 / 日

群馬労働局長 加藤 博人 殿

特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明

全日本

議

住所 群馬県太田

TEL 0276-

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 改正を申し出る特定最低賃金の件名  
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 2 適用を受ける労働者  
群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。
- 3 申出の理由  
適用を受ける基幹的労働者において、企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じていること。
- 4 申出の時期  
2024年7月下旬



群馬地方最低賃金審議会会長 谷口 聡 様

# 陳 情 書

(一社)群馬県商工会議所連合会





## 商業・物流振興対策について

### 1 物流業界における働き方改革による2024年問題への対応について

- (1) 持続可能な物流の実現のため、事業者、消費者がともに物流業界の課題解決に向けた取り組みを推進するための啓蒙策を推進されたい。
- (2) 運輸業界の人材確保につなげるための運転免許制度(中型・大型免許取得年齢の引き下げ等)の見直しを図られたい。
- (3) 2024年問題に向けたソーシャルロジスティクスの観点から、再配達削減のための宅配BOX等の設置に対する助成制度を創設されたい。

#### <理由・背景等>

令和元年4月に制定された働き方改革関連法により時間外労働の上限が法律に規定されたが、令和6年4月には猶予期間が終了することとなり、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限される。これにより運転手の労働時間の減少による輸送力不足が見込まれ、事業者の経営への影響や業界の人手不足や担い手の高齢化への拍車、または運賃上昇による価格転嫁によるサプライチェーンへの影響(製造業や卸売業、建設業等への影響)、ひいては消費者の負担増となり、コロナ禍から持ち直そうとしている経済活動への悪影響が懸念される。

これに対して業界では、運転手の確保や業務効率化等の対策に取り組んでいるところであるが、物流は重要な社会インフラである観点から、物流のプロセスに関わる事業者、消費者も本課題の解消につながる取り組みを進めるなど、社会的な啓蒙策の推進、運輸に関わる運転免許の取得年齢の緩和など人手確保策や業界の負担減につながる行政施策の推進並びに関係機関への働きかけが必要である。

## 労働対策について

### 1 ビヨンドコロナにおける雇用維持と産業人材の採用・確保への支援拡充について

#### (1) 企業が取り組む人材育成への支援体制について

- ① 国の制度や県の施策等を活用して積極的に人材育成に取り組もうとする企業に対して、関係機関等と連携し制度活用の啓蒙や支援を行う体制の整備・拡充を進められたい。
- ② 県においては令和4年度から実施しているDX産業人材育成支援事業において、特にデジタル分野については事業者によりリテラシーに差があるため、それぞれの習熟度に合わせ効率的な学びになるよう内容の設定と周知を図られたい。
- ③ 中小企業のDX化を後押しする人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の期間を延長されたい。

#### <理由・背景等>

企業を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、事業者は業務効率化や生産性向上への対応に迫られている。そのためには従業員一人ひとりの能力を高めることが不可欠であり、計画的な人材育成が重要である。国においては、人材開発支援助成金について利用しやすいよう制度内容の見直しが行なわれるなど、従業員のスキルアップやリスキリングへの支援が一層強化されている。国の制度や県の施策等を活用して積極的に人材育成に取り組もうとする企業に対して、関係機関等と連携する中で制度活用の啓もうや支援を行う体制の整備・拡充が必要である。

また、県においては令和4年度からDX産業人材育成支援事業を開始するなど、育成支援をいただいているところであるが、特にデジタル分野については事業者によりリテラシーに差があるため、それ

それぞれの習熟度に合わせ効率的な学びになるよう内容の設定と周知が求められる。

令和4年度から人材開発支援助成金の一つにデジタル人材の育成に向けたメニュー「人への投資促進コース」が新設され、中小企業のDX化推進の後押しとなることが期待される。しかしながら、同コースは令和6年度までの時限措置であることから、期間を延長することでより多くの企業へ活用を促すとともに、制度の周知強化を図る必要がある。

## (2) 雇用維持支援施策の拡充と新たな助成金制度の創設について

- ① 経済危機に見舞われながらも雇用を維持する中小・小規模事業者を支援するため、雇用維持支援施策の拡充と給付金の継続、電気料金や原材料高騰に対する新たな助成金制度を創設されたい。また、福利厚生の拡充を始めとする魅力ある職場環境づくりを行う企業に対し、支援体制の拡充と助成金制度を創設されたい。
- ② 高年齢者雇用継続給付金制度が給付率縮小から段階を経て廃止となることが決定された。既に中小企業では、65歳超の雇用も浸透していることから、制度改正による労働力不足で事業継続が困難に陥る深刻な状況を回避するためにも、給付率は少なくとも最大15%の維持継続を図られたい。

### <理由・背景等>

中小・小規模事業者は、エネルギー価格上昇による電気料金や原材料価格高騰の影響が長引き、経営状況が悪化する中において、なんとか雇用を維持しているのが現状であるが、ウイズコロナ時代における雇用維持には、魅力ある職場環境づくりが重要である。しかしながら、かろうじて雇用を維持している現状では、福利厚生の充実をはじめとする環境整備や教育資格取得支援などの人材育成に取り組んでいる中小企業は少なく、人材の職場定着と雇用維持に苦慮しているのが現状である。

また、現在は、高年齢者雇用継続給付金制度により60歳から65歳までの雇用継続措置が定着しているが、2025年度からは、給付率を最大15%から10%へと段階的な縮小を経て、廃止が決定した。企業と労働者、双方にとって恩恵がある本制度は、中小企業の支援強化の一環として維持継続し、持続可能な社会のためにも高年齢者に寄り添い支える福祉先進国でなければならない。

## (3) 柔軟な働き方がしやすい環境整備について

- ① 貴重なシニア人材の流出を防ぎ必要とする企業とのマッチングを適切に実行するため、「群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点」並びに「群馬県シニア就業支援センター」の更なる周知強化を図るとともに、貴重なシニア人材の流出が起こらないよう関係機関との連携により着実な就労に結び付くマッチングをより一層推進されたい。
- ② 働きながら子育てをする保護者が官民の支援策から自身に適したサービスを選べるよう、情報の一元化や周知の充実を図られたい。

### <理由・背景等>

高度な技術や技能、専門知識等を有する大手企業のシニア人材は、中小企業にとって即戦力として活用が期待できる貴重な人材である。ビヨンドコロナ時代に向け、貴重なシニア人材の流出を防ぎ必要とする企業とのマッチングを適切に実行するため、「群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点」並びに「群馬県シニア就業支援センター」の更なる周知強化が必要である。また、人材を求める企業情報・ニーズ並びに就労を求めるシニア人材のニーズの収集・把握の一層の強化を図り、さらにハローワークとの連携による着実な就労に結びつけるマッチングに取り組む必要がある。

また、子育てと仕事の両立にいそむ働き盛り世代は、企業の未来を左右しかねない非常に貴重な人材であり、安心して活き活きと仕事ができる環境を整備することは、経営者にとっても生産性向上並びに離職率の軽減も期待できる。そこで、夜間や休・祝日の延長保育や有給休暇取得等安心して育児・仕事に集中できる労働・社会環境の整備拡充が必要である。近年は民間による預かりサービスも普及しており、働きながら子育てをする保護者が官民の支援策から自身に適したサービスを選べるよう、

情報の一元化やその周知を図っていく必要がある。

#### (4) 外国人材の受け入れについて

- ① 中小企業者が外国人雇用を積極的に推進し課題解決に取り組めるよう、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」の周知活動の強化と対応言語を増やすなどの相談体制の更なる充実並びに就職希望者への情報発信体制の構築を図られたい。
- ② 国際交流協会等の関係機関と連携し、外国人材の受け入れを具体的に検討している企業に対する支援策の強化・拡充を図るとともに、地域経済を支えている外国人労働者への住環境整備のための公営住宅の有効活用など、具体的な支援策を早急に講じられたい。
- ③ 製造業において、外国人労働者の就労が容易になるように、教育機関と連携した外国人向けの技術者育成のための職業訓練プログラムを充実するとともに、これらに係る経費についての助成金制度を充実されたい。また、職場環境整備へのサポートや社会保障制度の情報提供を充実するとともに、これらを外国人へPRすることにより群馬県の魅力を積極的に発信されたい。
- ④ 特定技能制度に関して、特定技能2号の受入分野の拡大(小売業を含める等)を進められたい。

#### <理由・背景等>

ここ数年、日本の労働市場は人手不足が叫ばれている。製造業、サービス業、建設業、介護業界などでは人材確保問題が深刻化し、コロナ禍において大きな影響を受けた飲食業、宿泊・ホテル業等でも、主に非正規雇用者の大幅な人員削減が生じている。特に中小企業にとって、若年者を中心とする人手不足感は極めて強く、事業・経営に大きな影を落としている。

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターは、令和元年7月に設置以来、弁護士や行政書士等の専門家による無料相談会を月1回開催するなど数多くの相談に応じており、その件数は年々増加している。

このような中、外国人雇用も含めた人材確保が課題となっている中小企業者や働いている外国人が、当センターを活用して課題解決に取り組むことができるよう当センターの支援内容を広く周知するとともに、相談事項を速やかに解決できるよう専門家による無料相談会の回数を増やす、対応言語(インドネシア語等)増やすなど相談体制のさらなる充実が期待されている。また、就職希望者が相談に訪れた際に外国人の採用希望事業者の情報を関係機関と連携して提供できるような体制整備も必要である。

今般、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっており、業界によっては外国人労働者を積極的に受け入れる取り組みが進められている。そこで、群馬県として外国人が就労しやすくなる環境整備をすることが求められる。併せて、将来の技術者を育成する必要性も非常に高い。

また、国の特定技能制度の特定技能2号においては受入分野が2分野に制限されているが、全国各地の小売現場で人手不足問題が生じており、女性や高齢者の活用だけでは必要な働き手を確保できない状況にあるため、受入分野の拡大が望まれる。

## 2 働き方改革による2024年問題(時間外労働問題)への対応について

働き方改革による2024年問題において、時間外労働の上限規制の猶予が終了するが、猶予期間の延長等事業者の実態に合わせた対策を講じられたい。

#### <理由・背景>

令和元年4月に働き方改革の一環として時間外労働の上限が法律に規定された。その際「適用猶予事業・業務」(厚生労働省 HP 参照)については5年間猶予され、一部特例付きで適用されているが、令和6年4月には猶予が終了することになる。

猶予が終了した際に懸念される事は多く、トラック業者であれば、移動距離数減少により年間所得額が下がりドライバー不足が想定され、また従来の距離移送が難しくなれば仕事自体が減少する恐れが

ある。課題解決策として、荷待ち時間や手荷役作業の削減(パレット活用)等を挙げているが、課題に対して解決策を実行できている事業所が少ないのが現状である。

建設業についても、長時間労働の改善を求められているが、納期や施工完了時期、慢性的な人手不足等で需要と供給のバランスがとれていない状況である。

こういった現状を踏まえ、大手企業と中小企業での格差を無くし、企業経営を守る目的としても、事業所に合わせた猶予期間の延長等の対策が必要ではないかと思われる。

### 3 最低賃金制度の見直しについて

- (1) 最低賃金の決定方法については、地方においてもデータによる明確な根拠に基づくなど納得感のある審議決定が行われ、労使双方の意見が協調されるよう、構成員の見直しを含めて地域の経済実態に即した決定方法を検討されたい。
- (2) 様々な仕事の可能性を広げるためにも、最低賃金の減額の特例許可制度を70歳以上にまで範囲を拡大されたい。

#### <理由・背景等>

最低賃金の引き上げを求める声も高まっており、賃金引き上げは社員のモチベーション向上や生活安定に寄与し消費の活性化や生産性向上に資すると期待されているものの、中小企業の支払い能力は原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にあり、雇用の減少や設備投資の抑制などにつながる恐れがある。近年の審議については、政府方針ありきで実態を十分に踏まえていないとの声が根強くあったところ、令和4年度の中央最低賃金審議会では、公労使がデータをもとに審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られた。こうした取り組みが継承され、地方においてもデータによる明確な根拠に基づくなど納得感のある審議決定が行われ、労使双方の意見が協調されるよう構成員の見直しを含めて地域の経済実態に即した決定方法を検討すべきである。

一方、逆に最低賃金が足かせとなり、雇いたくても雇えない、働きたくても働けない現状もある。特に高齢者は年金という基礎収入があるので、最低賃金というハードルを下げることにより、様々な仕事の可能性を広げることができると考える。

### 4 社会保険適用拡大に対する基準堅持について

2024年10月から義務化される週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短期労働者への社会保険適用拡大に対して、従業員51人以上の企業としている従業員規模の適用基準を堅持されたい。

#### <理由・背景等>

国においては、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くすることを目的に、社会保険適用拡大が進められてきた。

このような状況下、2022年10月から、従業員101人以上の企業で社会保険の適用基準(労働時間、勤続期間、月収、従業員規模等)が拡大され、2024年10月からは、従業員51人以上の企業でも適用が義務化される。

そのため、更なる適用基準の拡大については、労使双方の意見を確認しつつ、労働者の不安を払拭するとともに、企業の新たな労務コスト増に繋がることのないよう現状の基準堅持を求める。

### 5 第3号被保険者制度及び時間外労働の上限規制の見直しについて

労働力増加の阻害要因になっている第3号被保険者制度及び時間外労働の上限規制を抜本的に見直されたい。

#### <理由・背景等>

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や人材獲得競争の激化などにより、中小企業の人手不足は深刻な状態に陥っている。新型コロナウイルス感染症の5類移行によって経済活動が回復し、今後さらにこの状況に拍車がかかることが予想される中、賃上げ、女性や外国人材の活躍推進、高齢者の再雇用等、様々な対策を講じて労働力を確保していくことが求められている。

一方、近年の賃上げ気運は人材の確保・流出を防ぐ効果を期待できるものの、アルバイトやパート従業員をはじめとする第3号被保険者は、社会保険料の支払いが発生する年収106万円、130万円を基準に就業時間を調整する動きも多く、結果として労働力の減少へとつながっている。

また、働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制は、従業員のワークライフバランスを充実させる反面、収入減による生活水準の低下をもたらすリスクがある上、中小企業にとっては給与ベースアップの困難さも重なり、労働力確保の大きな阻害要因になっている。

このような状況を踏まえ、年収基準の撤廃を含めた第3号被保険者制度及び時間外労働の上限規制を抜本的に見直すことが必要と考えられる。

#### 6 障害者の実雇用率の算定基準の適用拡大について

令和6年4月から週10時間以上20時間未満の短時間で働く重度身体障害者・重度知的障害者および精神障害者の労働者は1人を0.5人分の労働人数として実雇用率へ算定される。しかし、重度以外の障害者は労働人数として実雇用率へ算定されないため、障害の度合に関わらず実雇用率へ算定できるよう対象者の適用を拡大されたい。

##### <理由・背景等>

従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければならない。障害者雇用促進法に基づき少なくとも5年毎に障害者雇用率が設定されており、令和5年度に設定された2.7%へ向け、令和6年度から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられることが決定した。この改正に伴い、事業主向けの支援として令和6年4月から週10時間以上20時間未満の短時間で働く重度身体障害者・重度知的障害者および精神障害者のみ0.5人分の労働人数として実雇用率への算定が可能となるが、障害者の特性に合わせた働き方に対する企業の負担を考慮して、重度の障害者だけではなく週10時間以上20時間未満で働くすべての障害者への適用拡大を求める。

以上、第64回群馬県商工会議所議員大会の決議により要望する。

令和5年 11 月 29 日

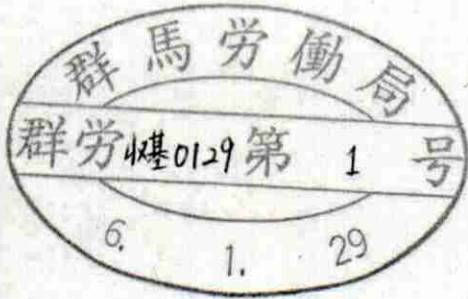
前橋市大手町三丁目3番1号  
(一社)群馬県商工会議所連合会  
会長

2024年1月29日

群馬労働局長  
加藤 博人 殿

東京都港区芝 2-8-  
全国一般労  
中央執行

北関東ユニオンネットワ  
交通ユニオン  
執行委員長



### 地域別最低賃金に関する要請

#### 1. 地域別最低賃金の再改正について

2022年及び2023年の最低賃金の改正は、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした世界的な物価高騰の中で行われました。2021年から2023年の前橋市における「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数と最低賃金の改正額を比較すると以下のようにになります。

日時	「持ち家の帰属家賃を除く総合」	最低賃金額
2021年10月	100.1	865円
2022年10月	104.5	895円
2023年10月	108.7	935円
上昇率	8.59%	8.08%

「持ち家の帰属家賃を除く総合」は2020年を基準とする指数（総務省統計局）

上表のように、この2年間の上昇率を比較すると、群馬県では、最低賃金の改正を物価上昇率が上回っています。

昨年の中最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、中央最低賃金審議会は公益委員見解の地方最低賃金審議会に対する期待等の中で、「今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。」と述べています。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあり、改正は年1回や、毎年10月の改正と決まっているわけではありません。これまで慣例的に年1回10月の改正が行われてきたに過ぎません。

物価の高騰が続く中、年1回の改正で、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料のJILPTの調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。

最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。前述のように、毎年10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、賃金改定状況調査が12月にも行われるべきではないでしょうか。

昨年度の最低賃金の改正の特徴は、地域間格差の是正が大きな問題となり、下位ランクの引き上げ額が上位ランクを大きく超えたことです。昨年度の最低賃金の決定においては、群馬労働局が北関東3県の比較表を作成するなどの努力をされていましたが、議事録を見る限りそのことが十分議論されたとは思えません。茨城が42円（8月7日）栃木が41円（8月7日）の答申をしたのがわかっているが、群馬は8月9日に40円の答申でした。群馬県の決定は、中央最低賃金審議会の目安を強く意識して議論されたものと推察しますが、他の北関東2県との差がさらに開くことになり、若年労働者等の県外流出に拍



車をかけることになりかねません。

つきましては、以下の通り、要請します。

- ① 最低賃金の4月再改正を目途に、群馬労働局長は最低賃金審議会に改正の諮問をすること。
- ② 最低賃金の年2回改正を念頭に、毎年12月にも、賃金状況調査を検討すること。

## 2. 最低賃金審議会専門部会の議論を公開すること。

昨年4月の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告には、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」とあります。しかし、群馬労働局では、昨年度も専門部会はすべて非公開としています。

公開された専門部会議事録を見ると、公益委員は、部会長が労使双方に歩み寄りを求める発言をする以外にまったく発言していません。金額審議にあたり、物価上昇や、北関東3県の比較に対する議論が全くされていないことがわかります。本来であれば、公益委員は労使双方に歩み寄りを促すだけでなく、引き上げの根拠についてコンセンサスを得るべく、積極的に発言を求められるものです。

専門部会の議論がこのように不活発であるのは、専門部会の非公開がその要因の一つであると思います。完全公開することによって、緊張感をもって審議することが必要です。

つきましては以下のように要請します。

- ① 専門部会も含め、最低賃金審議会の議論を完全公開すること。
- ② 審議会の公益、労働、使用者委員に、この要請書を早急に送付し、議事の公開を促すこと。

以上

# 群馬県の最低賃金一覧

確認しよう、最低賃金！

厚生労働省

群馬労働局

## 群馬県最低賃金

(地域別最低賃金)

時間額

発効日

935円

令和5年10月5日

群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。

特定最低賃金(産業別最低賃金)

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

時間額

発効日

1,017円

令和5年12月29日

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。)これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。)

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

1,006円

令和5年12月29日

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(真空装置・真空機器製造業(真空ポンプ製造業を除く。))及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。)事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

1,006円

令和5年12月29日

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

1,006円

令和5年12月29日

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)

対象産業の表記は、日本標準産業分類(平成26年4月施行)によります。

## 1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

## 2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

### 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他はん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

## 4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

【日給制の場合の比較例】

日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間 最低賃金額

【月給制の場合の比較例】

月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間（1年間の所定労働時間 ÷ 12か月） 最低賃金額



：群馬労働局労働基準部賃金室（電話 027-896-4737）又は県内各労働基準監督署  
群馬労働局ホームページアドレス：<https://site.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>  
「業務改善助成金」の活用もご検討ください。

問合せ先 業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）

申請先 群馬労働局雇用環境・均等室（電話 027-896-4739）

群馬県の最低賃金額の推移

年度	群馬県最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業	金属加工機械、一般産業用機械・装置、事務用・サービス用・民生用機械器具、その他の機械・同部分品製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
平成	円	円	円	円	円
元年	3,822 (478)		4,327 (541)	4,325 (541)	4,326 (541)
2年	4,007 (501)	4,577 (573)	4,537 (568)	4,537 (568)	4,537 (568)
3年	4,204 (526)	4,818 (603)	4,774 (597)	4,773 (597)	4,774 (597)
4年	4,380 (548)	5,034 (630)	4,978 (623)	4,976 (622)	4,978 (623)
5年	4,516 (565)	5,204 (651)	5,146 (644)	5,136 (642)	5,144 (643)
6年	4,625 (579)	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 5,359 (670)	5,283 (661)	5,272 (659)	5,281 (661)
7年	4,731 (593)	5,490 (687)	5,411 (677)	5,399 (675)	5,409 (677)
8年	4,830 (606)	5,613 (703)	5,536 (693)	5,522 (691)	5,534 (693)
9年	4,936 (620)	5,746 (720)	5,670 (710)	5,655 (708)	5,667 (710)
10年	5,026 (629)	5,851 (732)	5,775 (722)	5,760 (720)	5,772 (722)
11年	5,071 (635)	5,904 (739)	5,828 (729)	5,813 (727)	5,825 (729)
12年	5,111 (639)	5,953 (745)	5,877 (735)	5,862 (733)	5,874 (735)
13年	5,146 (644)	5,993 (750)	5,917 (740)	5,902 (738)	5,914 (740)
14年	644	751	741	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 739	741
15年	644	752	742	740	742
16年	645	754	744	742	744
17年	649	758	748	746	748
18年	654	763	753	751	753
19年	664	773	763	761	763
20年	675	784	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 774	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 772	774
21年	676	787	777	775	777
22年	688	795	784	782	784
23年	690	799	788	786	788
24年	696	805	794	792	794
25年	707	815	804	802	804
26年	721	828	817	815	817
27年	737	841	830	829	830
28年	759	857	846	845	846
29年	783	876	865	865	865
30年	809	897	886	886	886
令和					
元年	835	919	908	908	908
2年	837	921	910	910	910
3年	865	946	935	935	935
4年	895	976	965	965	965
5年	935	1,017	1,006	1,006	1,006

平成14年から日額表示が廃止され、時間額のみ表示となった。

令和5年度 特定最低賃金改正状況（鉄鋼関係）

1月30日

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	鉄鋼	改	協	1,000	1,030	30	R5.12.1
青森	C	鉄鋼	改	協	958	992	34	R6.1.19
岩手	C	鉄鋼・金属製品	改	協	908	949	41	R5.12.30
宮城	B	鉄鋼	改	協	983	1,003	20	R5.12.15
茨城	B	鉄鋼	改	協	1,004	1,046	42	R5.12.31
群馬	B	鉄鋼	改	協	976	1,017	41	R5.12.29
千葉	A	鉄鋼	改	協	1,054	1,096	42	R5.12.25
東京	A	鉄鋼	改	協				H26.3.23
神奈川	A	鉄鋼	改	協				H26.3.15
静岡	B	鉄鋼・非鉄金属	改	公	979	1,012	33	R5.12.21
愛知	A	鉄鋼	改	協	1,018	1,059	41	R5.12.16
三重	B	鉄鋼	無					H10.12.15
大阪	A	鉄鋼	改	協	996	1,066	70	R5.12.1
兵庫	B	鉄鋼	改	協	1,024	1,065	41	R5.12.1
和歌山	B	鉄鋼	改	協	1,008	1,050	42	R5.12.30
島根	B	鉄鋼	改	公	987	1,034	47	R5.12.2
岡山	B	鉄鋼	改	協	1,010	1,050	40	R5.12.15
広島	B	鉄鋼	改	協	1,024	1,064	40	R5.12.31
山口	B	鉄鋼・非鉄金属	改	協	1,024	1,064	40	R5.12.15
福岡	B	鉄鋼	改	協	1,010	1,053	43	R5.12.10
大分	C	鉄鋼	改	協	1,010	1,053	43	R5.12.25

18

730

平均 40.555556

中央値 41

令和5年度 特定最低賃金改正状況（機械関係）

1月30日

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
山形	C	一般機械	改	公	919	961	42	R5.12.25
茨城	B	一般機械	改	協	964	1,005	41	R5.12.31
栃木	B	一般機械	改	公	970	1,007	37	R5.12.31
群馬	B	一般機械	改	公	965	1,006	41	R5.12.29
千葉	A	一般機械	改	公	922			H30.12.25
東京	A	一般機械	改	協	832			H22.12.31
神奈川	A	一般機械	無		857			H25.3.1
神奈川	A	ボイラ・原動機、一般産業用機械	新	公				
富山	B	一般機械・輸送機械	改	協	960	995	35	R5.12.20
石川	B	金属製品・一般機械・電気機器	改	公	971	1,000	29	R5.12.31
福井	B	一般機械	改	協	915	933	18	R5.12.24
長野	B	一般機械・輸送機械	改	公	956	994	38	R5.12.20
静岡	B	一般機械・輸送機械	改	協	995	1,028	33	R5.12.21
愛知	A	一般機械	改	協	968			R3.12.16
三重	B	一般機械	無		762			H15.12.15
滋賀	B	一般機械	改	公	978	1,013	35	R5.12.31
京都	B	一般機械	無		822			H20.12.21
大阪	A	一般機械・輸送機械	改	協	1,028	1,070	42	R5.12.1
兵庫	B	一般機械	改	協	993	1,035	42	R5.12.1
奈良	B	一般機械	改	協	905			R3.12.29
鳥根	B	一般機械	改	公	963	1,010	47	R5.12.9
岡山	B	一般機械	改	公	972	1,005	33	R6.1.1
広島	B	一般機械	改	公	984	1,020	36	R5.12.31
徳島	B	一般機械	改	公	977	1,020	43	R5.12.21
香川	B	一般機械	改	公	1,000	1,040	40	R5.12.15
愛媛	B	一般機械	改	協	963	997	34	R5.12.25
佐賀	C	一般機械	改	公	929	974	45	R5.12.29
長崎	C	一般機械	改	協	875			R1.12.7

19

711

平均 37.421053

中央値 38

令和5年度 特定最低賃金改正状況（電気関係）

1月30日

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	電気機械	改	協	955	997	42	R5.12.1
青森	C	電気機械	改	公	888	927	39	R6.1.19
岩手	C	電気機械	改	公	877	917	40	R5.12.30
宮城	B	電気機械	改	公	919	959	40	R5.12.15
秋田	C	電気機械	改	協	891	930	39	R5.12.24
山形	C	電気機械	改	公	903	945	42	R5.12.25
福島	B	電気機械	改	公	880	880	0	R4.12.30
茨城	B	電気・精密機械	改	協	961	1,002	41	R5.12.31
栃木	B	電気機械	改	協	971	1,008	37	R5.12.31
群馬	B	電気機械	改	公	965	1,006	41	R5.12.29
埼玉	A	電気機械	改	協	1,013	1,055	42	R5.12.1
千葉	A	電気機械	改	協	1,013	1,055	42	R5.12.25
東京	A	電気機械	無		829			H22.12.31
東京	A	電気、情報通信機械器具	新	協				
神奈川	A	電気機械	無		890			H27.3.1
神奈川	A	電子部品、デバイス	新	協				
新潟	B	電気機械	改	協	965	1,005	40	R5.12.27
富山	B	電気機械	改	協	910	951	41	R5.12.24
石川	B	電気機械	改	協	923	963	40	R5.12.31
福井	B	電気機械	改	協	857			R1.12.24
山梨	B	電気機械	改	公	959	997	38	R5.12.16
長野	B	精密機械・電気機械	改	公	945	983	38	R5.12.24
岐阜	B	電気機械	改	協	929	965	36	R5.12.21
静岡	B	電気機械	改	協	964	997	33	R5.12.21
愛知	A	電気機械	改	協	901			H30.12.16
三重	B	電気機械	改	協	952	987	35	R5.12.21
滋賀	B	精密機械・電気機械	改	協	965	1,003	38	R5.12.31
京都	B	電気機械	改	協	986	1,025	39	R6.2.4
大阪	A	電気機械	改	協	994	1,068	74	R5.12.1
兵庫	B	電気機械	改	協	961	1,002	41	R5.12.1
奈良	B	電気機械	改	協	891			R3.12.29
鳥取	C	電気機械	改	協	859	906	47	R5.12.17
島根	B	電気機械	改	公	882	929	47	R5.12.10
岡山	B	電気機械	改	公	932	974	42	R5.12.21
広島	B	電気機械	改	協	953	995	42	R5.12.31
山口	B	電気機械	改	協	948	986	38	R5.12.15
徳島	B	電気機械	改	公	942	983	41	R5.12.21
香川	B	電気機械	改	公	942	982	40	R5.12.15
愛媛	B	電気機械	改	協	947	987	40	R5.12.25
高知	C	電気機械	改	公	793			R1.12.29
福岡	B	電気機械	改	協	977	1,019	42	R5.12.10
佐賀	C	電気機械	改	協	900	943	43	R5.12.29
長崎	C	電気機械	改	協	864			R3.12.29
熊本	C	電気機械	改	協	896	940	44	R5.12.15
大分	C	電気機械	改	公	896	941	45	R5.12.25
宮崎	C	電気機械	改	公	831			R3.12.24
鹿児島	C	電気機械	改	協	842			R3.12.17

36  
1,449  
平均  
40.25  
中央値  
41

令和5年度 特定最低賃金改正状況（輸送関係）

1月30日

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	船舶製造	改	協	948	990	42	R5.12.1
秋田	C	輸送機械	改	協	938	961	23	R5.12.24
山形	C	輸送機械	改	公	919	961	42	R5.12.25
福島	B	輸送機械	改	協	916	954	38	R5.12.28
栃木	B	輸送機械	改	協	978	1,016	38	R5.12.31
群馬	B	輸送機械	改	公	965	1,006	41	R5.12.29
埼玉	A	輸送機械	改	協	1,013	1,055	42	R5.12.1
東京	A	輸送機械	改	協	838			H24.2.18
神奈川	A	自動車製造	無		855			H25.3.1
神奈川	A	自動車・同附属品	新・無					
富山	B	一般機械・輸送機械	改	協	960	995	35	R5.12.20
石川	B	輸送機械	改	協	971	1,000	29	R5.12.31
山梨	B	輸送機械	改	協	961	971	10	R5.12.10
長野	B	一般機械・輸送機械	改	公	956	994	38	R5.12.20
岐阜	B	輸送機械（自）	改	協	972	1,005	33	R5.12.21
岐阜	B	輸送機械（航）	改	協	991	1,031	40	R5.12.21
静岡	B	一般機械・輸送機械	改	協	995	1,028	33	R5.12.21
愛知	A	輸送機械	改	協	997	1,028	31	R5.12.16
三重	B	輸送機械	改	協	987	1,022	35	R5.12.21
滋賀	B	輸送機械	改	公	981	1,016	35	R5.12.31
京都	B	輸送機械	改	協	993	1,028	35	R6.2.4
大阪	A	一般機械・輸送機械	改	協	1,028	1,070	42	R5.12.1
大阪	A	輸送機械（自）	改	協	998	1,068	70	R5.12.1
兵庫	B	輸送機械	改	協	1,034	1,075	41	R5.12.1
島根	B	輸送機械	改	公	951	970	19	R5.12.15
岡山	B	輸送機械（自）	改	公	956	991	35	R5.12.15
岡山	B	輸送機械（船）	改	協	1,003	1,041	38	R5.12.29
広島	B	輸送機械（自）	改	協	964	998	34	R5.12.31
広島	B	輸送機械（船）	改	公	999	1,030	31	R5.12.31
山口	B	輸送機械	改	協	985	1,036	51	R5.12.15
香川	B	輸送機械（船）	改	公	1,003	1,041	38	R6.1.3
愛媛	B	輸送機械（船）	改	公	985	1,015	30	R5.12.25
福岡	B	輸送機械	改	協	987	1,029	42	R5.12.10
長崎	C	輸送機械（船）	改	公	875			R1.11.29
熊本	C	輸送機械	改	協	931	965	34	R5.12.15
大分	C	輸送機械（自・船）	改	協	916	951	35	R5.12.25

32

1,160

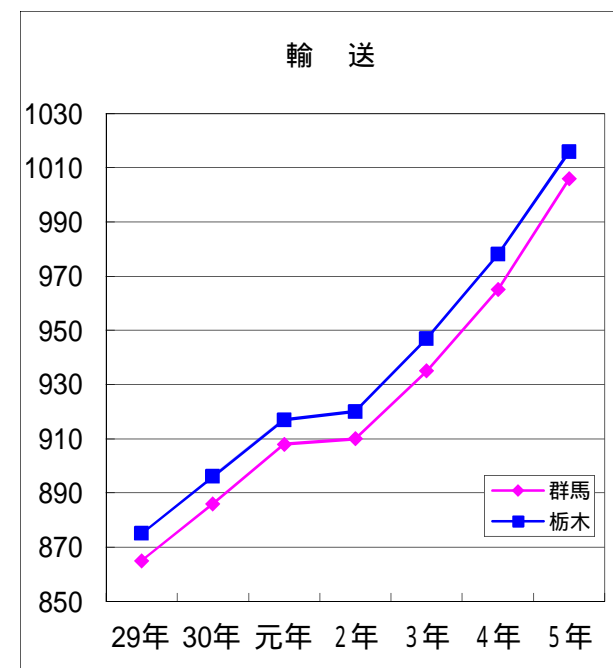
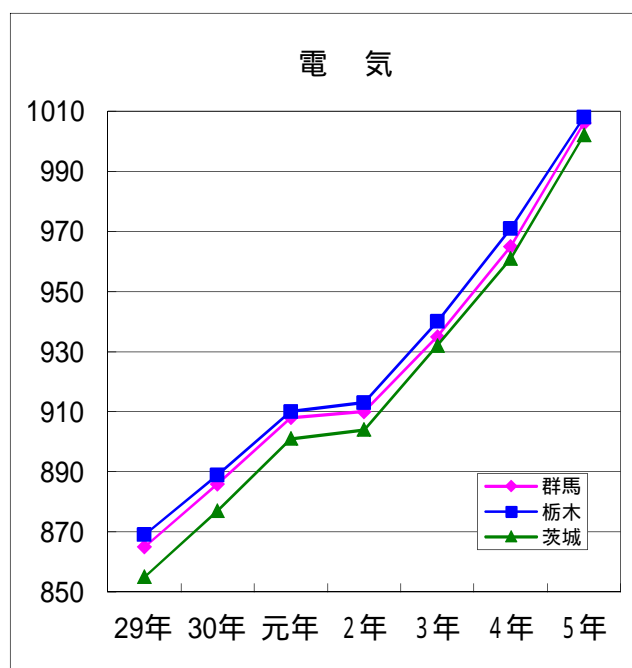
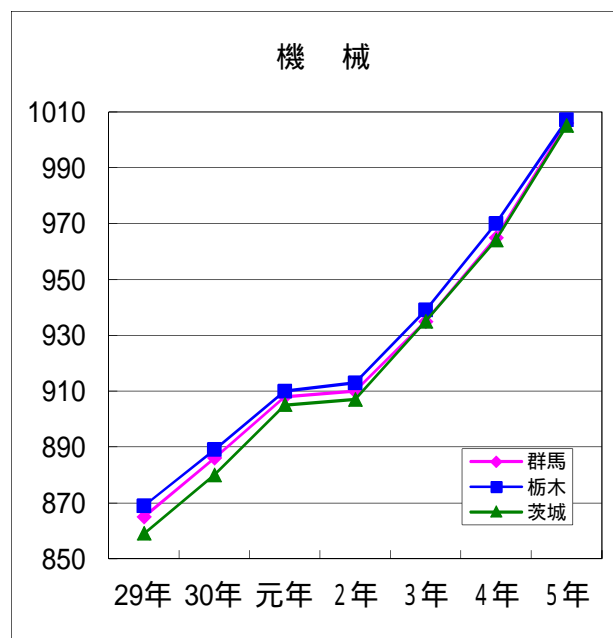
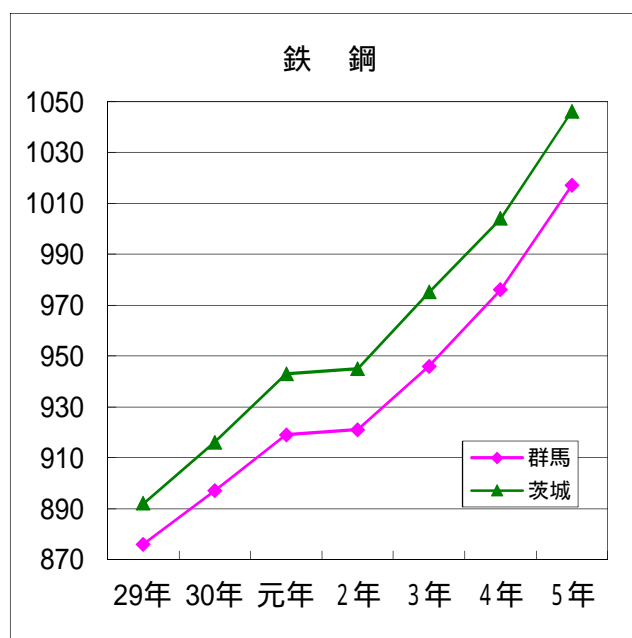
平均 36.25

中央値 35



## 特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
29年	876	892	865	869	859	865	869	855	865	875
30年	897	916	886	889	880	886	889	877	886	896
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
2年	921	945	910	913	907	910	913	904	910	920
3年	946	975	935	939	935	935	940	932	935	947
4年	976	1004	965	970	964	965	971	961	965	978
5年	1017	1046	1006	1007	1005	1006	1008	1002	1006	1016
群馬局との差		+29		+1	-1		+2	-4		+10



## 令和5年度 最低賃金周知広報依頼先一覧

地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正については、答申後及び官報公示後に記者発表を行い、さらに、群馬労働局ホームページに掲載したほか、下記の団体に広報依頼を行いました。

187 件

団 体 名		団 体 名	
行政機関 (39)	群馬県(産業経済部労働政策課)	関係団体 (27)	群馬労働基準協会連合会
	* 県内5行政事務所ほか		各労働基準協会 (11)
	ジョブカフェ (2)		建設業労働災害防止協会 群馬県支部
	群馬県勤労福祉センター		陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部
事業者団体 (69)	全市町村 (35)	その他の団体 (17)	林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部
	(一社)群馬県経営者協会		(独)労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター
	群馬県中小企業団体中央会		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬県障害者職業センター
	(一社)群馬県商工会議所連合会		(公財)産業雇用安定センター 群馬事務所
	各商工会議所 (10)		(公財)介護労働安定センター 群馬支部
	群馬県商工会連合会		(公財)群馬県長寿社会づくり財団 群馬県シルバー人材センター連合会
	各商工会 (43)		(一社)日本ボイラ協会 群馬支部
	群馬県理容生活衛生同業組合		(一社)日本クレーン協会 群馬支部
	群馬県美容業生活衛生同業組合		群馬県砕石工業組合
	群馬県クリーニング生活衛生同業組合		(公社)建設荷役車両安全技術協会群馬県支部
	群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合		(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部
	群馬県印刷工業組合		若者サポートステーション (2)
	群馬県紙器ダンボール箱工業組合		
	群馬県雑類生活衛生同業組合		
	群馬県飲食業生活衛生同業組合		
	伊勢崎織物協同組合		
	上武協同組合		
	桐生ものづくり協同組合		群馬県社会保険労務士会
	桐生織物協同組合		(一社)群馬県法人会連合会
			関東信越税理士会群馬支部連合会
			群馬県農業協同組合中央会
			群馬県農業協同組合中央会 教育研修所
			(公社)群馬県医師会
	(公社)群馬県歯科医師会		
	(公社)群馬県柔道整復師会		
	群馬県行政書士会		
	群馬司法書士会		
	(公財)前橋市まちづくり公社		
	(一社)群馬県タクシー協会		
	(一社)群馬県バス協会		
	群馬県職業能力開発協会		
	群馬県私立小・中・高等学校協会		
	(一社)群馬県専修学校各種学校連合会		
	群馬県私立大学協会		
労働者団体 (7)	日本労働組合総連合会群馬県連合会		
	JAM北関東 群馬県連絡会		
	UAゼンセン群馬県支部		
	電機連合群馬県地方協議会		
	自動車総連群馬県地方協議会		
	日本基幹産業労働者連群馬県本部		
	群馬県労働組合会議		
学校 (25)	大学、短期大学 (24)		
	群馬工業高等専門学校		
求人情報社 (3)	(株)求人ジャーナル		
	(株)アイデム		
	(株)リクルート		

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
6月30日 (火) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・435回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月2日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・440回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	6月30日 (木) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・446回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月4日 (火) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・452回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月28日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階小・大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月27日 (火) 16:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月26日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月27日 (木) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)
7月31日 (金) 14:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・436回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	7月29日 (木) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・441回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	8月1日 (月) 16:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・447回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	8月2日 (水) 15:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・453回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)
8月7日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・437回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月6日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・442回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	14:00 ~ 1階共用会議室 8月12日 (金) 14:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・448回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月9日 (水) 9:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・454回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)
8月25日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室)	・438回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月24日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・443回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月30日 (火) 9:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・449回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月25日 (金) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・455回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)
特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金	
月日 ( ) 開催せず	・特定合同部会	月日 ( ) 開催せず	・特定合同部会	月日 ( ) 開催せず	・特定合同部会	月日 ( ) 開催せず	・特定合同部会
10月2日 (金)	・特定部会(鉄鋼) 14:00~1階共用会議室	10月5日 (火)	・特定部会(電気) 10:00~1階共用会議室	10月5日 (水)	・特定部会(電気) 9:15~1階共用会議室	10月4日 (水)	・特定部会(電気) 9:30~1階共用会議室
10月2日 (金)	・特定部会(機械) 14:45~1階共用会議室	10月5日 (火)	・特定部会(輸送) 11:00~1階共用会議室	10月5日 (水)	・特定部会(輸送) 10:45~1階共用会議室	10月4日 (水)	・特定部会(輸送) 10:45~1階共用会議室
10月9日 (金)	・特定部会(電気) 9:30~7階大会議室	10月5日 (火)	・特定部会(機械) 13:30~1階共用会議室	10月6日 (木)	・特定部会(機械) 9:15~1階共用会議室	10月5日 (木)	・特定部会(鉄鋼) 9:30~1階共用会議室
10月9日 (金)	・特定部会(輸送) 10:15~7階大会議室	10月7日 (木)	・特定部会(鉄鋼) 13:30~1階共用会議室	10月6日 (木)	・特定部会(鉄鋼) 10:45~1階共用会議室	10月5日 (木)	・特定部会(機械) 10:45~1階共用会議室
10月23日 (金)	・特定部会(鉄鋼) 9:30~7階大会議室	10月19日 (火)	・特定部会(電気) 13:30~1階共用会議室	10月24日 (月)	・特定部会(鉄鋼) 9:30~1階共用会議室	10月20日 (金)	・特定部会(電気) 13:30~7階大会議室
10月23日 (金)	・特定部会(機械) 10:30~7階大会議室	10月19日 (火)	・特定部会(輸送) 14:30~1階共用会議室	10月25日 (火)	・特定部会(輸送) 9:30~1階共用会議室	10月24日 (火)	・特定部会(鉄鋼) 9:30~1階共用会議室
10月27日 (火)	・特定部会(電気) 16:00~1階共用会議室	10月22日 (金)	・特定部会(機械) 13:30~1階共用会議室	10月28日 (金)	・特定部会(機械) 13:30~1階共用会議室	10月24日 (火)	・特定部会(機械) 10:45~1階共用会議室
10月30日 (金)	・特定部会(輸送) 13:45~1階共用会議室	10月28日 (木)	・特定部会(鉄鋼) 13:45~1階共用会議室	10月28日 (金)	・特定部会(電気) 14:45~1階共用会議室	10月30日 (月)	・特定部会(輸送) 9:30~1階共用会議室
10月30日 (金)	・439回本審(特定報告) 15:00~1階共用会議室	10月28日 (木)	・444回本審(特定報告) 15:00~1階共用会議室	10月28日 (金)	・450回本審(特定報告) 15:30~1階共用会議室	10月30日 (月)	・456回本審(特定報告) 10:45~1階共用会議室
11月20日 (金)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月16日 (火)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日 (火)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日 (水)	・本審(異議申出なく開催なし)
3月2日 (火)	・(特定意向表明) 文書通知に代替	3月11日 (金)	・445回本審(特定意向表明) 9:30~群馬県市町村会館	3月3日 (金)	・451回本審(特定意向表明) 13:30~1階共用会議室	3月6日 (水)	・457回本審(特定意向表明) 10:00~1階共用会議室

令和6年3月1日

職業安定部職業安定課 労働市場情報官

電話 027-210-5007 (内線)310

## 労働市場速報(令和6年1月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.36 倍【全国 14位/全国 1.27倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.38 倍【全国 12位/全国 1.27倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.13 倍【全国 23位/全国 1.05倍】前年同月 1.21 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.20 倍 (前月: 2.21 倍)

## 群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	1月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	36,589 人	▲ 5.2 %	▲ 2,018 人	11か月連続の減少
有効求職者数	24,809 人	3.6 %	866 人	4か月連続の増加
新規求人数	13,557 人	▲ 1.7 %	▲ 234 人	8か月連続の減少
新規求職者数	6,119 人	▲ 2.2 %	▲ 139 人	2か月ぶりの減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規は減少、有効は増加
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は2か月ぶりの減少

## ~~産業別新規求人数~~

新規求人数	1月	前年同月比	前年同月差	ポイント	
全産業	13,557 人	▲ 1.7 %	▲ 234 人	8か月連続の減少	
主な産業	建設業	1,129 人	▲ 1.2 %	▲ 14 人	5か月連続の減少
	製造業	2,164 人	▲ 8.0 %	▲ 187 人	10か月連続の減少
	情報通信業	68 人	▲ 42.4 %	▲ 50 人	7か月連続の減少
	運輸業・郵便業	645 人	▲ 6.9 %	▲ 48 人	2か月ぶりの減少
	卸売・小売業	1,994 人	▲ 17.3 %	▲ 417 人	2か月連続の減少
	宿泊・飲食サービス	423 人	▲ 3.0 %	▲ 13 人	2か月ぶりの減少
	医療・福祉	3,964 人	10.0 %	362 人	2か月連続の増加
	サービス業	1,108 人	▲ 6.7 %	▲ 80 人	2か月連続の減少

## 総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きに足踏みがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和6年	令和5年	令和5年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減 率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%、ポ イント)
		1月	12月	1月			
全	新規求職者数(人)	6,119	4,448	6,258	37.6	▲ 2.2	▲ 3.2
	新規求人数(人)	13,557	12,178	13,791	11.3	▲ 1.7	▲ 4.0
	新規求人倍率(倍)	2.20	2.21	2.23	—	▲ 0.03	▲ 0.01
	月間有効求職者数(人)	24,809	24,434	23,943	1.5	3.6	▲ 0.8
	月間有効求人数(人)	36,589	36,791	38,607	▲ 0.5	▲ 5.2	▲ 2.1
	有効求人倍率(倍)	1.36	1.38	1.48	—	▲ 0.12	▲ 0.02
	数	うち常用(倍)	1.33	1.37	1.41	—	▲ 0.08
うちパート(倍)		1.61	1.64	1.87	—	▲ 0.26	—
就職件数(件)		1,212	1,292	1,286	▲ 6.2	▲ 5.8	—
正社員有効求人倍率(倍)		1.13	1.17	1.21	—	▲ 0.08	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	産業	新規求人数(人)				対前年同月比(%)			前年同月差 (人)		
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く			パート	
			うち常用				うち常用				
全	産 業	13,557	7,775	7,284	5,782	▲ 1.7	2.9	2.5	▲ 7.3	▲ 234	
産 業 内 別	建 設 業	1,129	1,038	1,037	91	▲ 1.2	▲ 1.7	▲ 1.8	4.6	▲ 14	
	製 造 業	2,164	1,573	1,481	591	▲ 8.0	4.2	8.2	▲ 29.8	▲ 187	
	主 な 業 種	食 料 品	402	174	154	228	▲ 37.9	▲ 43.5	▲ 32.2	▲ 32.7	▲ 245
		プラスチック製品	163	110	106	53	▲ 13.8	6.8	2.9	▲ 38.4	▲ 26
		金属製品	250	209	203	41	15.2	21.5	18.7	▲ 8.9	33
		はん用機械器具	104	84	84	20	▲ 16.8	▲ 18.4	▲ 16.8	▲ 9.1	▲ 21
		生産用機械器具製造業	273	260	259	13	178.6	209.5	208.3	▲ 7.1	175
		業務用機械器具製造業	24	23	23	1	▲ 29.4	▲ 4.2	▲ 4.2	▲ 90.0	▲ 10
		電気機械器具	154	120	111	34	▲ 15.4	▲ 7.0	▲ 11.2	▲ 35.8	▲ 28
		輸送用機械器具	307	253	203	54	▲ 14.5	▲ 14.2	▲ 17.1	▲ 15.6	▲ 52
	情 報 通 信 業	68	60	59	8	▲ 42.4	▲ 13.0	▲ 14.5	▲ 83.7	▲ 50	
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	645	470	461	175	▲ 6.9	▲ 8.6	▲ 8.3	▲ 2.2	▲ 48	
	卸 売 ・ 小 売 業	1,994	820	807	1,174	▲ 17.3	▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 22.4	▲ 417	
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	423	181	162	242	▲ 3.0	▲ 13.0	▲ 14.7	6.1	▲ 13	
医 療 ・ 福 祉	3,964	1,901	1,771	2,063	10.0	9.2	2.8	10.9	362		
サ ー ビ ス 業	1,108	645	534	463	▲ 6.7	9.7	10.1	▲ 22.8	▲ 80		

(注)新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988	454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.18	1,648	407
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,422	▲ 0.1	34,859	11.6	1.32	1,720	414
令和4年度	5,916	▲ 1.1	13,369	8.7	2.26	26,079	▲ 1.3	38,660	10.9	1.48	1,657	398
5年 1月	6,258	▲ 2.6	13,791	▲ 9.0	2.23	23,943	▲ 5.5	38,607	1.3	r 1.48	1,286	319
2月	6,152	4.0	13,435	7.3	r 2.13	25,171	▲ 2.3	39,067	0.8	1.45	1,696	393
3月	6,701	▲ 1.8	12,877	▲ 3.2	r 2.19	26,769	▲ 1.9	38,515	▲ 0.6	r 1.43	2,210	450
4月	7,509	▲ 0.8	12,505	▲ 7.6	r 2.10	27,814	▲ 1.8	36,392	▲ 2.3	r 1.42	1,717	348
5月	6,267	▲ 2.1	12,805	0.4	r 2.30	28,066	▲ 1.4	36,607	▲ 2.9	1.43	1,673	430
6月	5,655	▲ 5.7	11,988	▲ 9.3	r 2.20	27,505	▲ 1.1	35,805	▲ 5.9	r 1.41	1,722	426
7月	5,129	▲ 3.8	12,509	▲ 5.6	r 2.27	26,133	▲ 1.2	35,871	▲ 5.0	1.42	1,424	371
8月	5,395	▲ 6.9	12,903	▲ 7.8	r 2.24	25,928	▲ 0.3	36,140	▲ 7.7	1.41	1,445	366
9月	5,536	▲ 5.3	12,588	▲ 8.4	r 2.18	26,059	▲ 0.0	36,631	▲ 7.5	r 1.40	1,511	407
10月	5,877	5.8	13,567	▲ 2.2	r 2.16	26,491	2.4	37,634	▲ 6.7	r 1.39	1,589	448
11月	4,967	▲ 1.5	11,966	▲ 8.5	r 2.20	25,749	3.5	36,741	▲ 6.8	r 1.36	1,551	435
12月	4,448	2.3	12,178	▲ 5.5	r 2.21	24,434	5.1	36,791	▲ 4.5	r 1.38	1,292	370
6年 1月	6,119	▲ 2.2	13,557	▲ 1.7	2.20	24,809	3.6	36,589	▲ 5.2	1.36	1,212	316

(注) 1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和6年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

年月	項目	受給資格決定件数		受給者実人員	
			対前年増減率		対前年増減率
平成30年度		1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度		1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度		1,867	24.1	7,350	37.3
令和3年度		1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
令和4年度		1,545	2.8	5,561	▲ 5.4
5年	1月	1,502	1.1	5,432	1.1
	2月	1,442	18.9	5,236	2.9
	3月	1,625	10.6	5,142	0.3
	4月	2,116	1.6	5,064	3.1
	5月	2,195	13.0	5,850	11.5
	6月	1,626	0.5	6,066	5.5
	7月	1,422	1.3	6,347	7.3
	8月	1,448	▲ 1.6	6,570	2.4
	9月	1,544	2.9	6,174	2.7
	10月	1,680	11.0	6,216	7.5
	11月	1,413	5.8	5,898	5.6
	12月	1,151	4.4	5,539	4.4
6年	1月	1,395	▲ 7.1	5,584	2.8

第5表 全国の主要指標

年月	項目	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
			(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成30年度		1.62	166	2.4
令和元年度		1.55	162	2.3
令和2年度		1.10	198	2.9
令和3年度		1.16	191	2.8
令和4年度		1.31	178	2.6
5年	1月	1.35	164	2.4
	2月	1.34	174	2.6
	3月	1.32	193	2.8
	4月	1.32	190	2.6
	5月	r 1.32	188	2.6
	6月	r 1.31	179	2.5
	7月	r 1.30	183	2.7
	8月	r 1.30	186	2.7
	9月	1.29	182	2.6
	10月	r 1.29	175	2.5
	11月	r 1.27	169	2.5
	12月	1.27	156	2.4
6年	1月	1.27	163	2.4

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。  
 4. r は令和6年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。  
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

**前月との比較( 令和6年1月 )****有効(求人・求職・求人倍率)**

	1月	前月比(%、ポイント)
有効求人	35,956 人	▲ 2.1 %
有効求職	26,452 人	▲ 0.8 %
有効求人倍率	1.36	▲ 0.02 P

数値はすべて季節調整値

**新規(求人・求職・求人倍率)**

	1月	前月比(%、ポイント)
新規求人	12,362 人	▲ 4.0 %
新規求職	5,627 人	▲ 3.2 %
新規求人倍率	2.20	▲ 0.01 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。



産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
6年1月	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 8.0	▲ 42.4	▲ 6.9	▲ 17.3	▲ 3.0	10.0	▲ 6.7
5年12月	▲ 5.5	▲ 13.9	▲ 19.7	▲ 5.6	8.8	▲ 2.0	39.2	1.7	▲ 11.1
5年11月	▲ 8.5	▲ 12.9	▲ 16.6	▲ 18.3	▲ 40.5	1.3	▲ 32.9	▲ 7.8	23.5
5年10月	▲ 2.2	▲ 7.7	▲ 1.1	▲ 17.7	▲ 20.4	▲ 15.6	▲ 17.2	6.4	14.6
5年9月	▲ 8.4	▲ 13.2	▲ 14.9	▲ 8.9	▲ 5.9	▲ 2.4	1.6	▲ 8.9	▲ 14.2
5年8月	▲ 7.8	2.9	▲ 32.2	▲ 26.4	▲ 21.4	▲ 7.8	▲ 29.4	6.2	8.7
5年7月	▲ 5.6	▲ 8.6	▲ 17.4	▲ 32.6	▲ 32.1	5.2	2.3	▲ 3.3	7.4
5年6月	▲ 9.3	▲ 1.2	▲ 7.5	3.7	▲ 32.6	5.8	▲ 17.7	▲ 12.4	▲ 4.9
5年5月	0.4	▲ 7.0	▲ 19.5	5.7	13.3	27.3	▲ 23.2	▲ 0.2	28.4
5年4月	▲ 7.6	▲ 17.6	▲ 21.2	▲ 3.5	▲ 19.1	12.9	▲ 14.6	▲ 4.3	▲ 0.4
5年3月	▲ 3.2	▲ 3.7	3.4	▲ 1.0	▲ 8.8	0.4	6.8	▲ 11.5	▲ 1.8
5年2月	7.3	▲ 5.9	▲ 6.5	46.9	17.6	17.4	53.1	11.2	1.7
5年1月	▲ 9.0	▲ 9.0	▲ 8.2	▲ 10.6	▲ 16.5	5.8	▲ 15.7	▲ 9.7	▲ 16.5
4年12月	4.0	2.5	13.4	▲ 3.6	3.8	▲ 12.3	3.1	▲ 7.1	12.0
4年11月	11.2	6.1	1.2	36.8	33.3	51.8	23.1	7.4	1.8
4年10月	2.1	▲ 3.0	3.6	27.8	▲ 11.8	10.1	▲ 12.6	3.6	▲ 3.1
4年9月	9.7	▲ 10.9	22.5	32.9	31.0	▲ 8.4	57.1	▲ 0.5	29.3
4年8月	28.6	16.2	30.2	83.8	27.6	134.5	83.0	2.0	17.0
4年7月	12.2	5.9	21.6	42.1	28.5	12.1	38.9	2.8	11.9
4年6月	12.0	0.6	13.2	26.7	53.4	▲ 10.3	63.0	5.8	10.5
4年5月	22.9	10.3	29.3	14.0	25.0	29.6	64.5	20.6	15.4
4年4月	18.4	12.0	39.5	12.9	15.7	25.8	24.0	6.7	33.3
4年3月	9.7	▲ 7.9	24.6	41.4	24.4	5.0	10.4	10.3	10.2
4年2月	8.2	3.1	35.4	▲ 4.7	19.4	▲ 3.6	25.9	▲ 0.5	9.2

	【製造業全体】 (%)	食 料 品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金 属 製 品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
6年1月	▲ 8.0	▲ 37.9	▲ 13.8	15.2	▲ 16.8	178.6	▲ 29.4	▲ 15.4	▲ 14.5
5年12月	▲ 19.7	▲ 24.1	▲ 9.9	▲ 43.5	▲ 17.6	▲ 59.1	42.1	▲ 47.8	37.2
5年11月	▲ 16.6	1.1	▲ 39.7	▲ 23.4	▲ 40.1	33.3	78.0	▲ 18.9	▲ 28.0
5年10月	▲ 1.1	▲ 29.0	▲ 6.7	15.0	▲ 26.5	130.4	▲ 37.0	▲ 16.9	▲ 14.8
5年9月	▲ 14.9	▲ 13.0	▲ 22.7	▲ 31.3	▲ 6.4	▲ 51.0	▲ 16.9	▲ 42.7	48.5
5年8月	▲ 32.2	▲ 0.7	▲ 28.1	▲ 27.1	▲ 32.1	▲ 74.7	24.4	▲ 48.4	▲ 49.9
5年7月	▲ 17.4	▲ 43.0	▲ 14.0	▲ 27.3	▲ 56.0	40.6	▲ 43.9	▲ 17.7	5.6
5年6月	▲ 7.5	▲ 21.6	▲ 23.8	▲ 13.5	17.4	▲ 16.4	▲ 30.4	▲ 8.0	8.9
5年5月	▲ 19.5	7.5	▲ 28.5	▲ 44.3	▲ 5.5	▲ 73.5	40.5	▲ 40.1	▲ 4.7
5年4月	▲ 21.2	▲ 21.6	▲ 11.5	▲ 25.8	▲ 32.6	▲ 11.9	▲ 52.6	▲ 18.8	▲ 0.6
5年3月	3.4	▲ 0.7	▲ 28.5	▲ 1.2	24.0	91.3	▲ 28.6	13.4	7.1
5年2月	▲ 6.5	22.6	▲ 19.1	▲ 35.5	28.8	▲ 45.8	▲ 3.8	▲ 15.3	▲ 12.2
5年1月	▲ 8.2	21.6	▲ 14.9	▲ 7.7	▲ 31.7	▲ 22.2	▲ 49.3	4.0	▲ 11.6
4年12月	13.4	8.0	▲ 20.6	41.9	▲ 2.5	175.4	▲ 29.6	▲ 1.6	10.5
4年11月	1.2	26.4	35.7	▲ 28.2	13.1	▲ 15.2	0.0	▲ 13.3	▲ 16.8
4年10月	3.6	8.9	▲ 4.1	34.5	14.9	▲ 29.5	▲ 4.2	▲ 20.6	39.1
4年9月	22.5	9.5	▲ 19.7	37.8	19.1	50.5	20.4	29.3	44.0
4年8月	30.2	53.4	59.8	▲ 13.6	▲ 5.1	295.9	▲ 2.2	▲ 12.0	4.6
4年7月	21.6	26.2	11.7	33.1	36.7	15.3	78.3	51.1	32.9
4年6月	13.2	27.1	16.1	26.7	▲ 11.7	28.0	33.3	23.7	▲ 3.9
4年5月	29.3	26.1	13.5	10.0	33.0	411.3	▲ 22.2	41.4	▲ 3.4
4年4月	39.5	46.1	19.6	45.9	50.9	20.0	▲ 11.6	17.0	87.6
4年3月	24.6	41.8	54.2	15.5	▲ 16.0	36.8	2.1	53.0	0.7
4年2月	35.4	26.2	47.4	22.5	▲ 5.1	110.5	23.8	14.9	14.2

令和5年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

	5年1月		5年2月		5年3月		5年4月		5年5月		5年6月		5年7月		5年8月		5年9月		5年10月		5年11月		5年12月		6年1月	
	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比
新規求職者数	3,921	▲ 2.2	3,793	0.7	4,203	▲ 0.6	4,342	1.9	3,701	▲ 0.9	3,524	▲ 6.0	3,280	▲ 4.1	3,446	▲ 7.1	3,427	▲ 6.5	3,700	7.5	3,112	▲ 0.2	2,810	3.2	3,779	▲ 3.6
うち在職者	1,570	3.2	1,567	▲ 7.4	1,656	▲ 2.9	1,233	▲ 4.9	1,288	▲ 2.6	1,285	▲ 9.5	1,182	▲ 8.2	1,298	▲ 7.7	1,189	▲ 11.1	1,301	5.7	1,131	▲ 9.0	1,126	8.2	1,473	▲ 6.2
うち離職者	2,151	▲ 6.6	2,032	8.4	2,270	3.2	2,857	7.4	2,231	2.3	2,048	▲ 1.5	1,906	▲ 1.5	1,965	▲ 6.6	2,039	▲ 3.2	2,219	9.9	1,802	5.6	1,544	▲ 0.3	2,119	▲ 1.5
うち事業主都合	562	▲ 18.9	457	8.3	551	0.7	842	14.7	553	13.1	514	2.8	457	▲ 4.2	447	▲ 3.9	486	2.5	562	23.8	467	21.3	422	6.3	480	▲ 14.6
うち自己都合	1,474	▲ 0.9	1,474	9.9	1,603	4.5	1,855	5.4	1,546	▲ 3.0	1,440	▲ 2.9	1,329	▲ 2.4	1,439	▲ 6.7	1,458	▲ 5.6	1,532	5.5	1,246	0.4	1,040	▲ 2.3	1,514	2.7

○ 参 考

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5	43,738	▲ 2.5
うち在職者	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6	16,381	▲ 2.2
うち離職者	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7	24,795	▲ 2.5
うち事業主都合	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5	5,945	▲ 14.2
うち自己都合	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8	17,593	2.7

# 正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率(原数値) (A/B)	前年同月差	全国:正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国:正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
				(ポイント)		
4年1月	18,052	15,835	1.14	0.20	0.97	0.91
4年2月	18,436	16,116	1.14	0.20	0.97	0.94
4年3月	18,581	16,996	1.09	0.16	0.95	0.95
4年4月	18,177	17,229	1.06	0.16	0.92	0.97
4年5月	18,371	16,905	1.09	0.19	0.91	0.98
4年6月	18,585	16,563	1.12	0.18	0.95	0.99
4年7月	18,374	16,203	1.13	0.15	0.98	1.00
4年8月	18,521	16,208	1.14	0.15	1.00	1.01
4年9月	18,904	16,255	1.16	0.14	1.02	1.02
4年10月	18,827	16,016	1.18	0.14	1.04	1.03
4年11月	18,565	15,362	1.21	0.15	1.07	1.03
4年12月	18,322	14,366	1.28	0.17	1.11	1.04
5年1月	18,059	14,941	1.21	0.07	1.09	1.03
5年2月	18,305	15,581	1.17	0.03	1.06	1.03
5年3月	18,083	16,578	1.09	0.00	1.02	1.03
5年4月	17,252	16,892	1.02	▲ 0.04	0.98	1.03
5年5月	17,010	16,835	1.01	▲ 0.08	0.96	1.03
5年6月	16,890	16,445	1.03	▲ 0.09	0.99	1.03
5年7月	16,983	15,983	1.06	▲ 0.07	1.01	1.02
5年8月	17,213	16,020	1.07	▲ 0.07	1.01	1.02
5年9月	17,459	16,044	1.09	▲ 0.07	1.02	1.02
5年10月	17,865	16,309	1.10	▲ 0.08	1.02	1.01
5年11月	17,609	15,801	1.11	▲ 0.10	1.04	1.00
5年12月	17,539	15,001	1.17	▲ 0.11	1.08	1.00
6年1月	17,279	15,244	1.13	▲ 0.08	1.05	1.00

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

## ◎正社員有効求人倍率の説明

### 1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

## 有効求人倍率（原数値）

	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月	5年7月	5年8月	5年9月	5年10月	5年11月	5年12月	6年1月
群馬県	1.61	1.55	1.44	1.31	1.30	1.30	1.37	1.39	1.41	1.42	1.43	1.51	1.47
前橋	1.50	1.45	1.36	1.24	1.23	1.24	1.29	1.37	1.34	1.40	1.40	1.43	1.42
高崎	1.97	1.93	1.85	1.63	1.69	1.71	1.76	1.71	1.75	1.80	1.84	1.94	1.83
安中	1.55	1.38	1.47	1.35	1.37	1.30	1.38	1.33	1.26	1.26	1.31	1.35	1.29
桐生	1.57	1.37	1.04	0.92	0.86	0.87	0.93	0.97	1.06	1.06	1.06	1.10	1.10
伊勢崎	1.60	1.63	1.49	1.44	1.35	1.31	1.35	1.42	1.39	1.45	1.50	1.64	1.58
太田	1.37	1.40	1.28	1.09	1.13	1.12	1.21	1.24	1.28	1.22	1.20	1.37	1.32
館林	1.68	1.56	1.44	1.28	1.28	1.29	1.36	1.39	1.36	1.39	1.40	1.46	1.36
沼田	1.81	1.53	1.49	1.35	1.40	1.37	1.56	1.43	1.59	1.50	1.37	1.19	1.41
富岡	1.90	1.91	1.84	1.81	1.74	1.68	1.76	1.71	1.76	1.77	1.77	1.82	1.75
藤岡	1.74	1.57	1.40	1.41	1.41	1.40	1.48	1.61	1.58	1.66	1.63	1.84	2.02
渋川	1.13	1.05	0.99	0.99	0.91	0.91	1.03	1.00	0.98	0.95	0.93	0.97	0.95
中之条	1.58	1.57	1.49	1.33	1.35	1.41	1.49	1.50	1.55	1.50	1.45	1.58	1.64

(一般＋パート)

## 新規求人倍率（原数値）

	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月	5年7月	5年8月	5年9月	5年10月	5年11月	5年12月	6年1月
群馬県	2.20	2.18	1.92	1.67	2.04	2.12	2.44	2.39	2.27	2.31	2.41	2.74	2.22
前橋	2.05	1.97	1.79	1.57	1.91	2.05	2.11	2.46	1.91	2.31	2.31	2.25	2.22
高崎	3.04	2.85	2.39	2.29	2.99	2.65	3.28	3.09	2.99	3.33	3.39	3.68	2.66
安中	1.73	2.66	1.93	1.42	2.05	2.28	2.24	1.84	2.74	1.84	2.43	3.41	1.65
桐生	1.43	1.80	1.31	1.02	1.34	1.41	1.51	1.75	1.78	1.61	1.64	2.01	1.64
伊勢崎	2.34	2.30	1.84	2.11	1.82	1.96	2.96	2.56	1.91	2.95	2.85	2.82	2.55
太田	1.97	1.84	1.77	1.12	1.80	2.04	1.75	1.95	2.41	1.43	1.85	3.11	1.64
館林	2.59	2.20	2.25	1.68	2.11	2.50	2.71	2.57	2.41	2.33	2.49	2.98	2.50
沼田	1.98	1.89	1.92	1.63	2.08	1.97	2.81	1.76	2.72	2.06	1.55	1.33	2.56
富岡	2.10	4.02	2.07	1.92	3.51	1.88	2.48	3.51	2.30	2.48	3.85	2.51	2.24
藤岡	1.93	1.35	2.46	1.84	1.61	2.68	2.70	2.41	2.72	2.44	2.16	4.27	3.09
渋川	1.63	1.44	1.56	1.41	1.03	1.50	2.15	1.29	1.43	1.65	1.41	1.84	1.50
中之条	2.15	2.87	1.46	1.62	2.60	1.90	3.02	3.07	2.17	2.51	2.70	2.27	2.02

(一般＋パート)

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

# 就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値） 1. 46 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値） 2. 35 倍

## 求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和5年1月	14,460	▲ 5.1	41,346	1.8	2.32	1.59
令和5年2月	14,564	5.4	41,869	2.7	2.34	1.56
令和5年3月	13,742	▲ 3.2	41,101	▲ 0.6	2.32	1.53
令和5年4月	13,434	▲ 5.2	39,449	▲ 1.5	2.28	1.53
令和5年5月	13,650	2.7	39,055	▲ 1.7	2.47	1.53
令和5年6月	13,277	▲ 6.9	38,835	▲ 3.2	2.40	1.53
令和5年7月	13,291	▲ 6.9	38,752	▲ 3.8	2.46	1.53
令和5年8月	13,721	▲ 2.4	38,983	▲ 5.5	2.40	1.52
令和5年9月	13,586	▲ 7.9	39,331	▲ 5.7	2.38	1.50
令和5年10月	14,633	▲ 3.1	40,371	▲ 5.0	2.35	1.50
令和5年11月	12,758	▲ 12.9	39,587	▲ 7.8	2.26	1.46
令和5年12月	13,122	▲ 4.9	39,507	▲ 5.5	2.37	1.47
令和6年1月	14,343	▲ 0.8	39,075	▲ 5.5	2.35	1.46

新規求人数（原数値）は8ヶ月連続の減少（前年同月比）

有効求人数（原数値）は11か月連続の減少（前年同月比）

有効求人倍率（季節調整値）は2か月ぶりの減少（前月比）

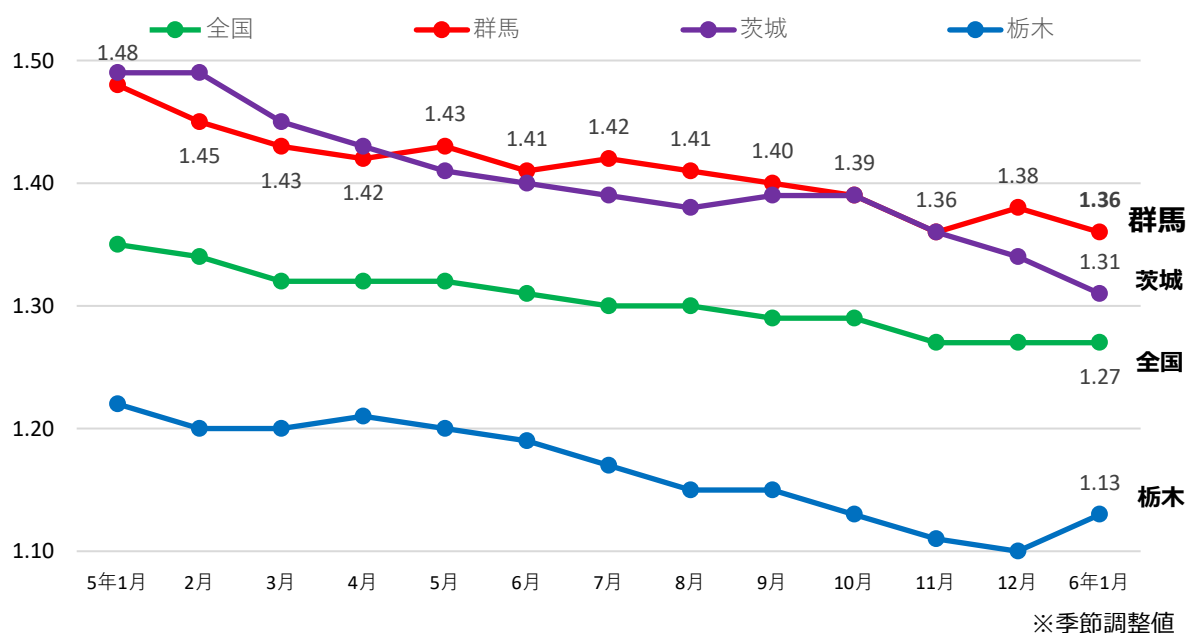
## 産業別新規求人数

新規求人数		1月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		14,343	▲ 0.8	▲ 117	8か月連続の減少
主 な 産 業	建設業	1,201	4.9	56	5ヶ月ぶりの増加
	製造業	2,007	▲ 19.2	▲ 476	13ヶ月連続の減少
	情報通信業	106	▲ 28.9	▲ 43	2か月連続の減少
	運輸業・郵便業	705	1.4	10	2か月連続の増加
	卸売・小売業	1,754	▲ 20.1	▲ 440	5か月連続の減少
	宿泊・飲食サービス	1,004	12.2	109	2か月連続の増加
	医療・福祉	4,101	12.4	454	2か月連続の増加
	サービス業	1,282	▲ 3.9	▲ 52	2か月連続の減少
製造業内訳		1月	前年同月比	前年同月差	備考
主 な 内 訳	食料品	352	▲ 45.1	▲ 289	8か月連続の減少
	プラスチック製品	164	▲ 23.0	▲ 49	14か月連続の減少
	金属製品	271	10.6	26	3か月ぶりの増加
	はん用機械器具	111	▲ 11.9	▲ 15	7か月連続の減少
	生産用機械器具	105	4.0	4	4か月連続の増加
	業務用機械器具	29	▲ 27.5	▲ 11	3か月ぶりの減少
	電気機械器具	155	▲ 21.3	▲ 42	10か月連続の減少
	輸送用機械器具	317	▲ 13.2	▲ 48	2か月ぶりの減少

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、

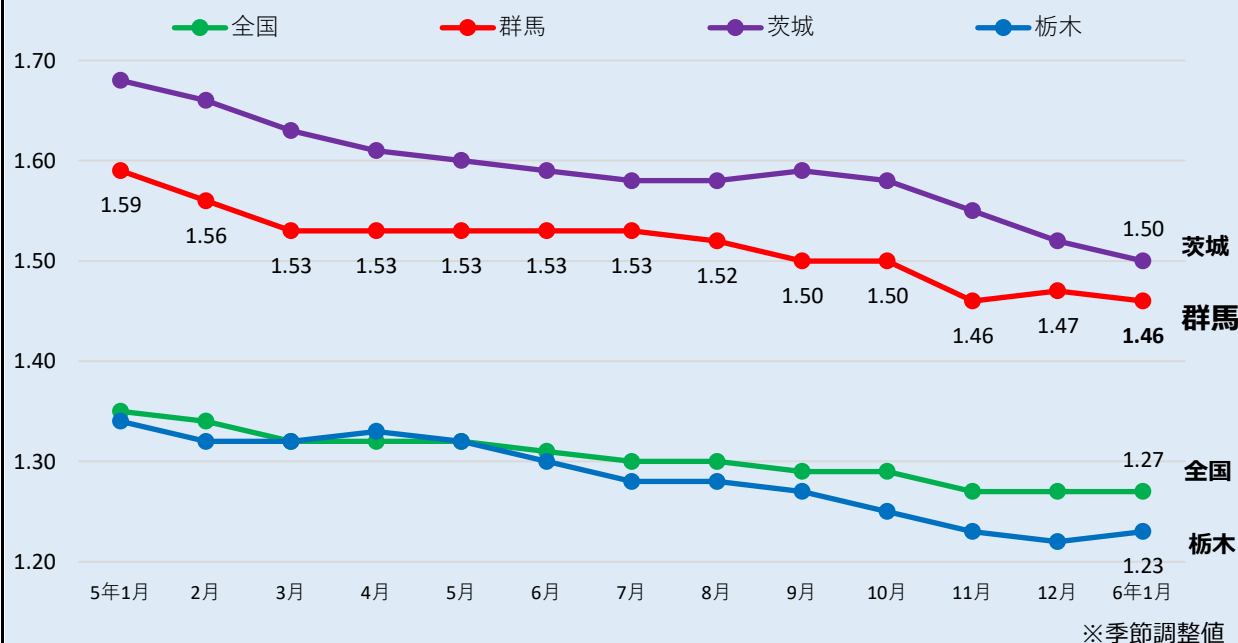
1頁の※を参照してください。

## 有効求人倍率（受理地別※）の推移（令和5年1月～令和6年1月）



※受理地別：群馬県内のハローワーク（公共職業安定所）において受理した求人。県内で受理した他県が就業地の求人も含む。

## 有効求人倍率（就業地別※）の推移（令和5年1月～令和6年1月）



※就業地別：全国のハローワーク（公共職業安定所）において受理した群馬県内が就業地である求人。  
群馬県内で受理した他県が就業地の求人は含まない。

＜季節調整値の改定について＞

毎年1月分の公表時には、前年12か月分のデータを踏まえた上で、直近5年分の季節調整値を改定しています。

これに伴う今回の群馬局の有効求人倍率(季節調整値)の改定結果は以下のとおりです。

年・月	有効求人倍率			
	原数値	季節調整値		
		改定後	改定前	改定幅
H31.1	1.92	1.77	1.77	0.00
H31.2	1.88	1.75	1.75	0.00
H31.3	1.81	1.75	1.75	0.00
H31.4	1.63	1.75	1.74	0.01
R1.5	1.61	1.76	1.76	0.00
R1.6	1.60	1.73	1.73	0.00
R1.7	1.63	1.71	1.71	0.00
R1.8	1.63	1.68	1.68	0.00
R1.9	1.66	1.67	1.66	0.01
R1.10	1.65	1.65	1.65	0.00
R1.11	1.65	1.59	1.60	▲ 0.01
R1.12	1.75	1.61	1.61	0.00
R2.1	1.65	1.52	1.52	0.00
R2.2	1.65	1.53	1.53	0.00
R2.3	1.58	1.53	1.53	0.00
R2.4	1.43	1.53	1.52	0.01
R2.5	1.22	1.33	1.33	0.00
R2.6	1.09	1.18	1.18	0.00
R2.7	1.07	1.11	1.11	0.00
R2.8	1.05	1.07	1.08	▲ 0.01
R2.9	1.07	1.08	1.08	0.00
R2.10	1.11	1.11	1.11	0.00
R2.11	1.18	1.12	1.12	0.00
R2.12	1.24	1.14	1.15	▲ 0.01
R3.1	1.27	1.17	1.16	0.01
R3.2	1.27	1.17	1.18	▲ 0.01
R3.3	1.22	1.20	1.19	0.01
R3.4	1.14	1.23	1.22	0.01
R3.5	1.12	1.22	1.22	0.00
R3.6	1.16	1.26	1.26	0.00
R3.7	1.25	1.30	1.31	▲ 0.01
R3.8	1.27	1.30	1.30	0.00
R3.9	1.32	1.32	1.33	▲ 0.01
R3.10	1.36	1.34	1.34	0.00
R3.11	1.38	1.33	1.34	▲ 0.01
R3.12	1.44	1.33	1.34	▲ 0.01
R4.1	1.50	1.39	1.38	0.01
R4.2	1.50	1.41	1.40	0.01
R4.3	1.42	1.41	1.39	0.02
R4.4	1.32	1.43	1.42	0.01
R4.5	1.32	1.45	1.44	0.01
R4.6	1.37	1.48	1.46	0.02
R4.7	1.43	1.48	1.48	0.00
R4.8	1.51	1.52	1.53	▲ 0.01
R4.9	1.52	1.52	1.53	▲ 0.01
R4.10	1.56	1.52	1.54	▲ 0.02
R4.11	1.58	1.53	1.55	▲ 0.02
R4.12	1.66	1.53	1.56	▲ 0.03
R5.1	1.61	1.48	1.47	0.01
R5.2	1.55	1.45	1.45	0.00
R5.3	1.44	1.43	1.40	0.03
R5.4	1.31	1.42	1.40	0.02
R5.5	1.30	1.43	1.43	0.00
R5.6	1.30	1.41	1.39	0.02
R5.7	1.37	1.42	1.42	0.00
R5.8	1.39	1.41	1.41	0.00
R5.9	1.41	1.40	1.42	▲ 0.02
R5.10	1.42	1.39	1.40	▲ 0.01
R5.11	1.43	1.36	1.38	▲ 0.02
R5.12	1.51	1.38	1.41	▲ 0.03
R6.1	1.47	1.36		

<季節調整値の改定について>

毎年1月分の公表時には、前年12か月分のデータを踏まえた上で、直近5年分の季節調整値を改定しています。

年・月	新規求人倍率			
	原数値	季節調整値		
		改定後	改定前	改定幅
H31.1	2.40	2.44	2.43	0.01
H31.2	2.65	2.51	2.52	▲ 0.01
H31.3	2.10	2.32	2.29	0.03
H31.4	1.70	2.24	2.22	0.02
R1.5	2.50	2.56	2.46	0.10
R1.6	2.18	2.26	2.25	0.01
R1.7	2.07	1.97	2.00	▲ 0.03
R1.8	2.71	2.52	2.53	▲ 0.01
R1.9	2.22	2.15	2.15	0.00
R1.10	2.24	2.06	2.05	0.01
R1.11	2.59	2.12	2.12	0.00
R1.12	2.75	2.42	2.48	▲ 0.06
R2.1	1.86	1.89	1.87	0.02
R2.2	2.32	2.20	2.18	0.02
R2.3	2.18	2.43	2.40	0.03
R2.4	1.46	1.93	1.94	▲ 0.01
R2.5	1.64	1.79	1.76	0.03
R2.6	1.44	1.52	1.52	0.00
R2.7	1.68	1.57	1.58	▲ 0.01
R2.8	1.79	1.70	1.70	0.00
R2.9	1.88	1.85	1.86	▲ 0.01
R2.10	1.90	1.82	1.86	▲ 0.04
R2.11	2.10	1.83	1.83	0.00
R2.12	2.22	1.89	1.92	▲ 0.03
R3.1	1.96	1.95	1.94	0.01
R3.2	1.88	1.86	1.81	0.05
R3.3	1.71	1.90	1.88	0.02
R3.4	1.42	1.89	1.89	0.00
R3.5	1.82	2.00	2.01	▲ 0.01
R3.6	1.94	2.04	2.03	0.01
R3.7	2.18	2.02	2.04	▲ 0.02
R3.8	2.03	1.91	1.92	▲ 0.01
R3.9	2.12	2.09	2.10	▲ 0.01
R3.10	2.27	2.18	2.20	▲ 0.02
R3.11	2.18	1.94	1.95	▲ 0.01
R3.12	2.63	2.20	2.26	▲ 0.06
R4.1	2.36	2.32	2.31	0.01
R4.2	2.12	2.05	1.98	0.07
R4.3	1.95	2.15	2.12	0.03
R4.4	1.79	2.36	2.36	0.00
R4.5	1.99	2.24	2.26	▲ 0.02
R4.6	2.20	2.30	2.28	0.02
R4.7	2.48	2.29	2.33	▲ 0.04
R4.8	2.41	2.38	2.43	▲ 0.05
R4.9	2.35	2.27	2.26	0.01
R4.10	2.50	2.33	2.33	0.00
R4.11	2.59	2.35	2.37	▲ 0.02
R4.12	2.96	2.37	2.45	▲ 0.08
R5.1	2.20	2.23	2.23	0.00
R5.2	2.18	2.13	2.04	0.09
R5.3	1.92	2.19	2.15	0.04
R5.4	1.67	2.10	2.08	0.02
R5.5	2.04	2.30	2.37	▲ 0.07
R5.6	2.12	2.20	2.16	0.04
R5.7	2.44	2.27	2.34	▲ 0.07
R5.8	2.39	2.24	2.29	▲ 0.05
R5.9	2.27	2.18	2.16	0.02
R5.10	2.31	2.16	2.15	0.01
R5.11	2.41	2.20	2.23	▲ 0.03
R5.12	2.74	2.21	2.32	▲ 0.11
R6.1	2.22	2.20		





# 群馬県金融経済概況 (2024年3月)

2024年3月1日  
日本銀行前橋支店

## 【景気判断】

総括判断	→	県内景気は、資源高などの影響を受けつつも、持ち直している。
------	---	-------------------------------

(参考) 前回判断

同左
----

## 【項目別の推移】

個人消費	→	物価高の影響を受けつつも、緩やかに増加している。
住宅投資	→	弱めの動きとなっている。
公共投資	→	増加している。
設備投資	→	一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。
生産	→	横ばい圏内の動きとなっている。
雇用・所得	→	労働需給は改善の動きに足踏みがみられる。雇用者所得は改善を続けている。

同左
同左
同左
同左
同左
同左

(注) 「↑」、「↓」は、前回判断に比較して需要項目等の改善・悪化度合いが変化したことを示す。  
なお、前回に比較し需要項目等の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「→」となる。

(本件に関するお問い合わせ先)

日本銀行前橋支店 総務課 TEL 027-225-1114 FAX 027-220-1025

(ホームページアドレス)

<https://www3.boj.or.jp/maebashi/>

# 群馬県主要金融経済指標

## 1. 実体経済

(1) 個人消費：物価高の影響を受けつつも、緩やかに増加している。

▽百貨店・スーパー販売額

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
全店ベース	3.7	2.5	2.1	1.1	2.9	1.4	1.7	3.4	4.4	2.2	3.7	4.5	2.9	p 3.3
既存店ベース	1.4	0.3	▲0.8	▲1.1	1.7	0.2	0.6	1.9	2.8	0.6	1.9	2.6	1.1	p 1.7

(注) 「p」は速報値、「r」は訂正・改訂値(以下同じ)。

(資料出所) 経済産業省

▽家電大型専門店販売額

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
全店ベース	7.2	1.1	4.4	▲0.8	0.1	▲2.0	▲1.5	7.4	7.9	4.6	3.9	▲0.1	▲10.0	p ▲1.8

(資料出所) 経済産業省

▽乗用車新車登録台数

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
普通乗用車	▲8.2	14.4	48.8	26.8	49.7	60.2	53.3	28.4	18.0	28.8	45.9	39.8	30.7	12.3
小型乗用車	▲6.1	9.1	10.3	1.7	6.7	7.9	▲1.9	▲0.6	1.4	1.7	▲8.2	4.9	12.8	▲19.7
軽乗用車	29.7	27.4	14.9	16.2	8.6	21.2	5.4	▲1.5	23.3	11.9	14.6	9.7	▲0.6	▲22.2

(資料出所) 群馬県自動車販売店協会、全国軽自動車協会連合会群馬事務所

▽三温泉地宿泊客数

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
宿泊客数	0.5	7.4	40.3	40.8	8.5	▲3.8	11.7	15.4	14.6	12.6	11.7	10.0	17.1	21.9

(注) 三温泉地は、草津、伊香保、水上の合計。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(2) 住宅投資：弱めの動きとなっている。

▽新設住宅着工戸数

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
着工戸数	▲4.4	20.4	4.4	2.8	▲30.1	1.1	2.5	▲17.9	▲8.9	▲3.9	▲6.6	▲31.6	▲24.4	▲13.4

(資料出所) 国土交通省

(3) 公共投資：増加している。

▽公共工事請負金額

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
請負金額	76.6	52.5	▲29.1	25.0	▲6.4	49.6	▲2.6	▲3.5	▲4.0	▲10.3	2.4倍	▲26.7	▲22.4	29.3

(資料出所) 東日本建設業保証(株)

(4) 設備投資：一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。

▽建築着工床面積

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
民間非居住用	▲52.9	3.7	▲7.6	▲53.4	▲24.3	12.3	49.6	▲5.5	54.1	3.7倍	▲10.9	▲27.0	▲17.6	2.9

(資料出所) 国土交通省

▽設備投資額(含むソフトウェア投資額、土地投資額)

(前年度比、%)

	22年度 (実績)	23年度 (計画)
全産業	21.8	29.1

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(5) 輸出：2022年度は、為替円安の影響から前年度を上回った。2023年度は、前年度を上回る計画。

▽輸出額

(前年度〈同期〉比、%)

	22年度 (実績)	23年度 (計画)	
		上期	下期
製造業	42.7	36.8	48.4
		18.8	21.3
			16.5

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(6) 生産：横ばい圏内の動きとなっている。

▽鉱工業指数

(季節調整済前月比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
生産	▲0.7	▲8.2	10.4	9.6	10.3	▲18.2	▲0.7	▲0.8	▲15.2	25.8	▲9.1	5.8	4.7	n.a.
出荷	▲2.7	▲11.2	9.1	4.1	1.3	▲1.0	2.1	▲0.2	▲6.8	10.0	▲7.2	11.9	▲4.7	n.a.
在庫	▲0.1	1.3	▲2.2	13.3	19.2	▲11.0	▲3.6	▲3.0	▲1.5	▲3.7	▲5.8	▲19.7	0.5	n.a.

(資料出所) 群馬県

(7) 雇用・所得環境：労働需給は改善の動きに足踏みがみられる。雇用者所得は改善を続けている。

▽雇用・所得関連指標

(倍、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
有効求人倍率	1.53	1.48	1.45	1.43	1.42	1.43	1.41	1.42	1.41	1.40	1.39	1.36	1.38	1.36
常用労働者数	0.4	0.6	2.1	2.6	1.8	2.2	3.2	4.1	4.2	3.6	3.2	3.3	3.8	n.a.
一人当たり名目賃金	9.1	6.4	5.6	7.7	3.4	4.0	9.4	0.3	3.2	4.4	3.4	10.2	▲0.1	n.a.

(注1) 有効求人倍率は季節調整済。常用労働者数および一人当たり名目賃金は前年比。

(注2) 常用労働者数および一人当たり名目賃金は事業所規模5人以上ベース。

(資料出所) 群馬労働局、群馬県

## 2. 物価

消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、食料(生鮮食品を除く)を中心に前年を上回っているが、このところ前年比のプラス幅は縮小している。

▽消費者物価指数(前橋市)

(前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
総合	4.1	4.8	4.0	3.0	3.3	3.1	3.0	3.2	3.6	3.3	4.0	3.5	3.1	2.4
生鮮食品を除く総合	3.6	3.8	3.0	2.7	3.0	2.9	3.0	3.0	3.5	3.0	3.6	3.0	2.7	2.4

(資料出所) 総務省

## 3. 企業倒産

企業倒産は、負債総額は低水準で推移しているが、件数は感染症拡大前を上回る水準まで増加している。

▽企業倒産件数・負債総額(負債額1,000万円以上)

(件、億円)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
倒産件数	5	5	9	14	13	9	9	13	11	9	15	18	12	10
負債総額	18	1	8	16	11	12	24	18	12	11	13	38	5	9

(注) 負債総額は、億円未満を切り捨て。

(資料出所) (株)東京商工リサーチ

## 4. 金融

実質預金は、個人を中心に前年を上回っている。貸出金は、法人向けの運転資金需要を背景に前年を上回っている。

▽金融機関の実質預金残高および貸出金残高

(未残前年比、%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
実質預金	1.4	1.5	1.2	1.1	1.3	1.2	1.6	1.1	1.4	1.5	1.1	0.8	1.4	1.5
貸出金	1.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.5	2.8	3.1	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	2.6

(注1) 集計対象は、国内銀行(銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行<ゆうちょ銀行、信託銀行の信託勘定分を除く>)の群馬県内店舗および群馬県内に本店を有する信用金庫の全店舗。

(注2) 実質預金(=「預金」-「切手手形」)は、国内銀行はオフショア勘定を除く。信用金庫はオフショア勘定を含む。

(注3) 貸出金は、国内銀行は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を除く。信用金庫は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を含む。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(参考)貸出約定平均金利

(%)

	22/ 12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24/ 1月
ストック・総合	0.939	0.937	0.939	0.936	0.933	0.931	0.931	0.931	0.930	0.927	0.928	0.926	0.923	n.a.
フロー・総合	1.034	1.117	1.055	0.879	1.136	1.114	1.012	1.066	1.096	0.922	1.133	1.094	1.028	n.a.

(注1) 集計対象は、群馬県に本店を有する国内銀行および信用金庫の全店舗。

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利(以下、貸出金利)は、日本銀行が個別の銀行より報告を受けて独自に集計しているもの。信用金庫の貸出金利は、全国信用金庫協会が集計したものを採用。

(注3) 「ストック」は、当該月末時点において残高のあるすべての貸出。「フロー」は、当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出。いずれの貸出金利も金融機関の金利データを基に、貸出残高で加重平均して算出。

(注4) 「総合」とは、短期・長期・当貸の3つの約定期間の貸出全てを対象に計算していることを意味しています。

(注5) 貸出金利の対象は、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け円貸出を除いたもの。

(資料出所) 日本銀行前橋支店



# 最近の県内経済情勢

令和6年2月1日

財務省関東財務局

前橋財務事務所

問い合わせ先  
前橋財務事務所 財務課  
電話 027-896-2908(直通)

## 1. 総論

### 【総括判断】「県内経済は、持ち直している」

項目	前回(5年10月判断)	今回(6年1月判断)	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注)6年1月判断は、前回5年10月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

#### (判断の要点)

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、緩やかに持ち直しつつある。雇用情勢は、足踏みの状況にある。

#### 【各項目の判断】

項目	前回(5年10月判断)	今回(6年1月判断)	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	持ち直しのテンポが緩やかになっている	緩やかに持ち直しつつある	↗
雇用情勢	一進一退の状況にある	足踏みの状況にある	→
設備投資	5年度は増加見込みとなっている	5年度は増加見込みとなっている	→
企業収益	5年度は増益見込みとなっている	5年度は増益見込みとなっている	→
企業の景況感	「下降」超幅が縮小している	「下降」超幅が拡大している	→
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	→
公共事業	前年を下回っている	前年を上回っている	↗

#### 【先行き】

先行きについては、各種政策の効果もあって、景気の持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

## 2. 各論

### ■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額、ドラッグストア販売額、家電大型専門店販売額、ホームセンター販売額、乗用車販売は前年を上回っている。また、宿泊・観光は持ち直している。全体としては、緩やかに回復しつつある。

## (主なヒアリング結果)

- 10-12月の売上は前年同時期と比較して5%以上伸びており、客数も増加している。ただし、物価高の影響もあり、客数の伸びに対し買上点数の伸びが鈍く、お客様は必要なものを必要な分だけ購入する傾向がある。(スーパー)
- 客数は人出の増加により微増している。しかしながら、お客様の買い控えの動きがあり、買上点数が下落し、値上げをしているものの売上は前年と比較して微増に留まっている。(コンビニエンスストア)
- 売上は前年より増加している。食品の取扱いを強化し、客数や購入点数が伸びたことや、店舗の増加が背景。(ドラッグストア)
- 前年比で販売台数は概ね3割程度伸びている。前年は半導体不足による部材不足の影響により新車の納車遅延があったものの、現在では回復していることが主な背景。(自動車販売)
- 10-12月の売上は、来客者数の増加により前年同時期と比較して5%程度伸びており、7-9月と比較しても伸びている。外出機会の増加により、特に飲食店の売上が伸びている。(ショッピングセンター)
- 足下の入込客数は前年同時期と比較して10%以上伸びており、コロナ禍前の令和元年度をも上回っている。(業界団体)

## ■ 生産活動 「緩やかに持ち直しつつある」

生産活動は、輸送機械、汎用機械・生産用機械・業務用機械は減少しているものの、化学、食料品は増加しており、全体としては、緩やかに持ち直しつつある。

- 7-9月と比較すると10-12月の生産数量に大きな変動はない。しかしながら、前年と比較すると、半導体や部品の供給状況が改善し、メーカーでの自動車生産が増加しているため、国内向けと海外向けのいずれも前年より増加している。(輸送機械)
- 生産数量は、一部製品を除き7-9月と比較して減少している。主な背景として、国内において原材料価格の高騰により製品価格が上昇し、顧客が製品を買い控えていることや、欧州において、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や利上げによる景気減速により受注が悪化し在庫調整していることが挙げられる。(生産用機械)
- 10-12月の生産数量は7-9月よりも約10%増加している。半導体向け製品の受注が悪いものの、いずれ回復すると見込んでおり、その際に対応できるようにするため。また、自動車向け製品の受注は増加している。(化学)

## ■ 雇用情勢 「足踏みの状況にある」

新規求人数は減少しており、有効求人倍率は低下している。雇用情勢は足踏みの状況にある。

- 販売員の人数は計画よりも下回っており、募集しても人手が集まらず不足している。特に非正規社員は他社との取り合いになっている。(小売業)
- 製品の品質検査を行う人員が不足している。募集しても人が集まらず、業界全体で当該人員が不足している。東京や埼玉等のより給与水準の高い企業へ人が流れてしまっているのではと考えている。(製造業)
- 従業員の過不足感はなく、人数に大きな変動はない。現在の人員で対応できている。(製造業)
- 中小企業においては、物価高による仕入れ価格の上昇を価格転嫁しきれないことから、経営難に陥っている会社が多くあり、それが求人数の低下につながっているものと思料。倒産件数の増加による事業主都合の離職も増えている。(行政機関)

## ■ 設備投資 「5年度は増加見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年10-12月期

- 製造業では前年比17.8%の増加見込み、非製造業では同32.0%の増加見込みとなっており、全規模・全産業では同25.0%の増加見込みとなっている。

## ■ 企業収益 「5年度は増益見込みとなっている」 (全規模) 「法人企業景気予測調査」5年10-12月期

- 製造業では前年比23.1%の増益見込み、非製造業では同▲1.4%の減益見込みとなっており、全規模では同6.5%の増益見込みとなっている。

## ■ 企業の景況感 「『下降』超幅が拡大している」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年10-12月期

- 先行きについては、6年1~3月期に「下降」超幅が拡大するものの、6年4~6月期に「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

## ■ 住宅建設 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数で見ると、持家、分譲、貸家のいずれも前年を下回っており、全体でも前年を下回っている。

- 原材料価格の高騰により住宅価格が高騰しているため需要が落ち込んでおり、10-12月の受注は前年比で9割程度となっており、着工数も前年比7割程度となっている。(住宅建設)

## ■ 公共事業 「前年を上回っている」

- 前払金保証請負金額で見ると、国、県、市町村のいずれも前年を上回っており、全体でも前年を上回っている。



# 最近の県内経済情勢

## (資料編)

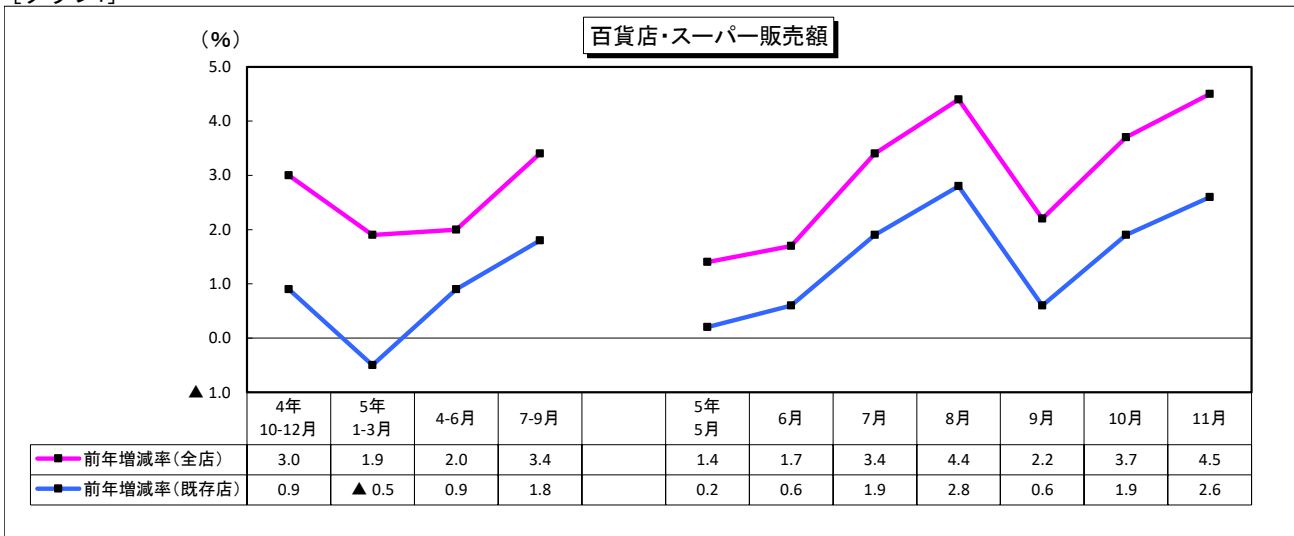
令和6年2月1日

財務省関東財務局  
前橋財務事務所

1. 個人消費

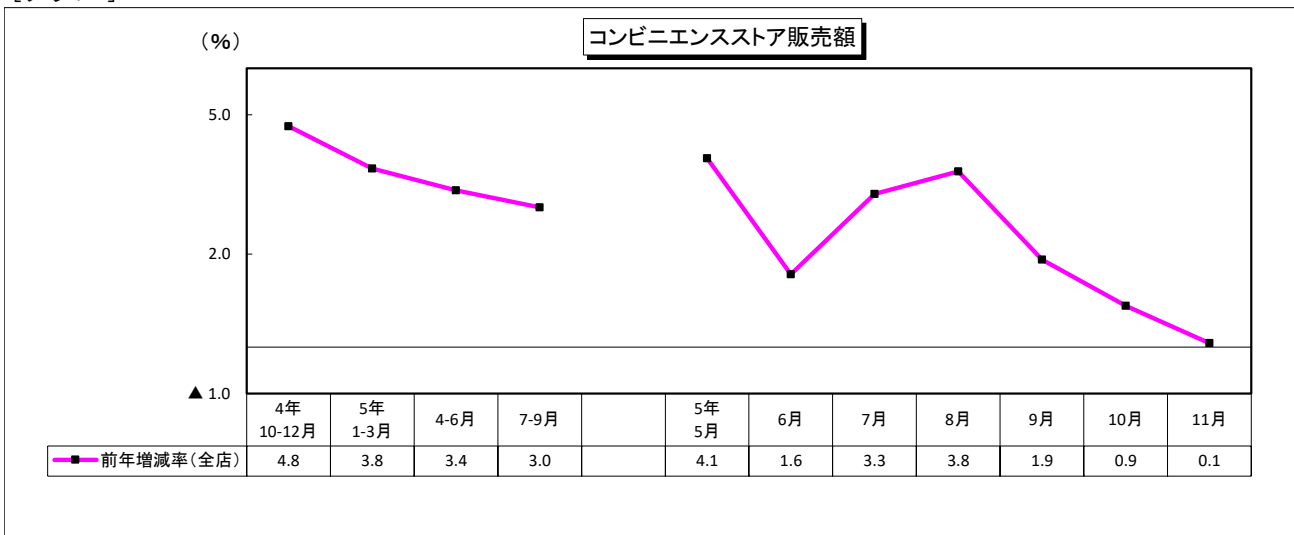
緩やかに回復しつつある

[グラフ1]



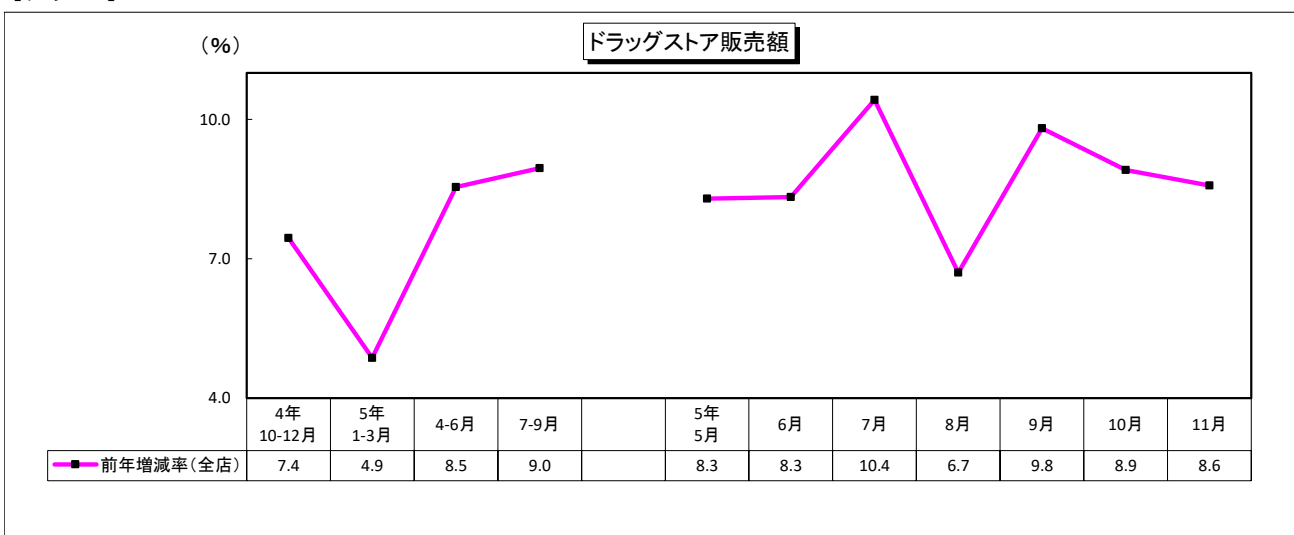
[経済産業省]

[グラフ2]



[経済産業省]

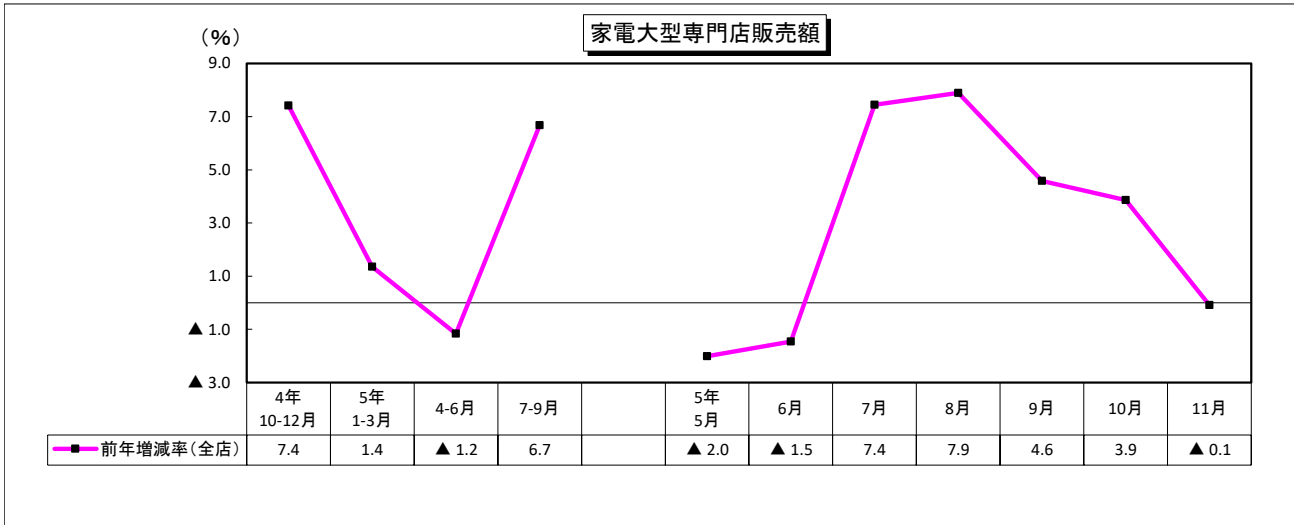
[グラフ3]



[経済産業省]

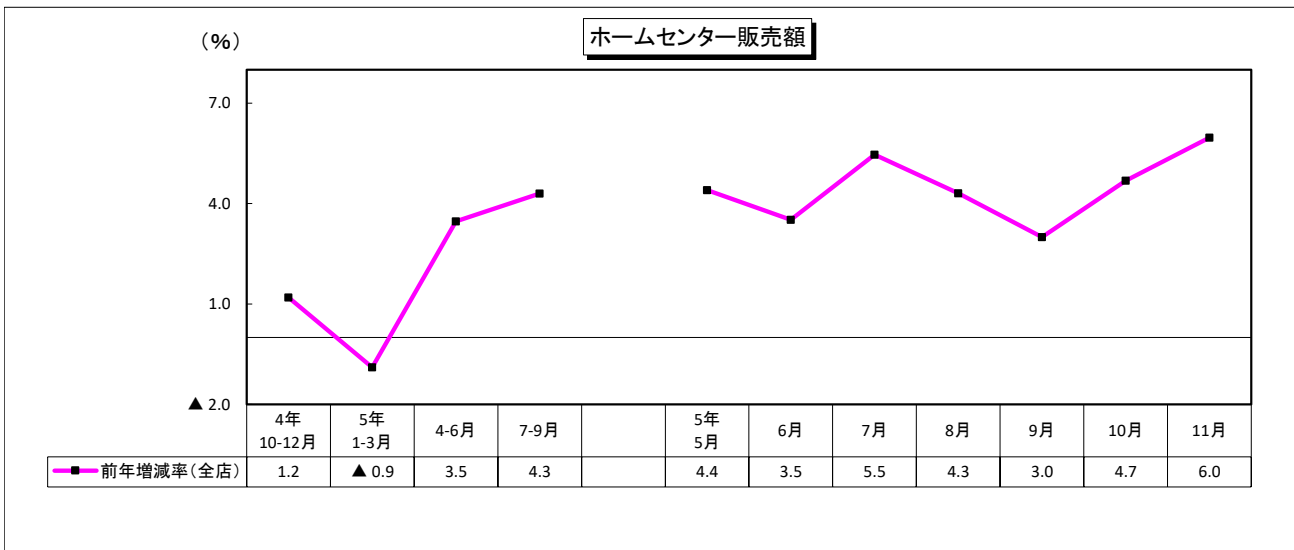


[グラフ4]



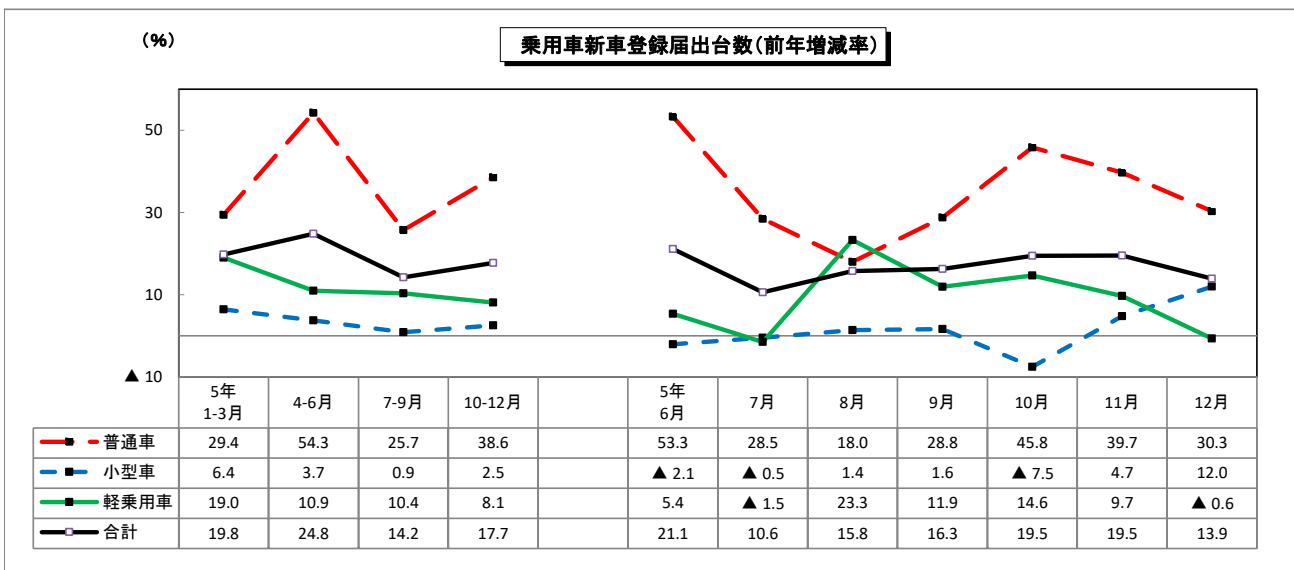
[経済産業省]

[グラフ5]



[経済産業省]

[グラフ6]

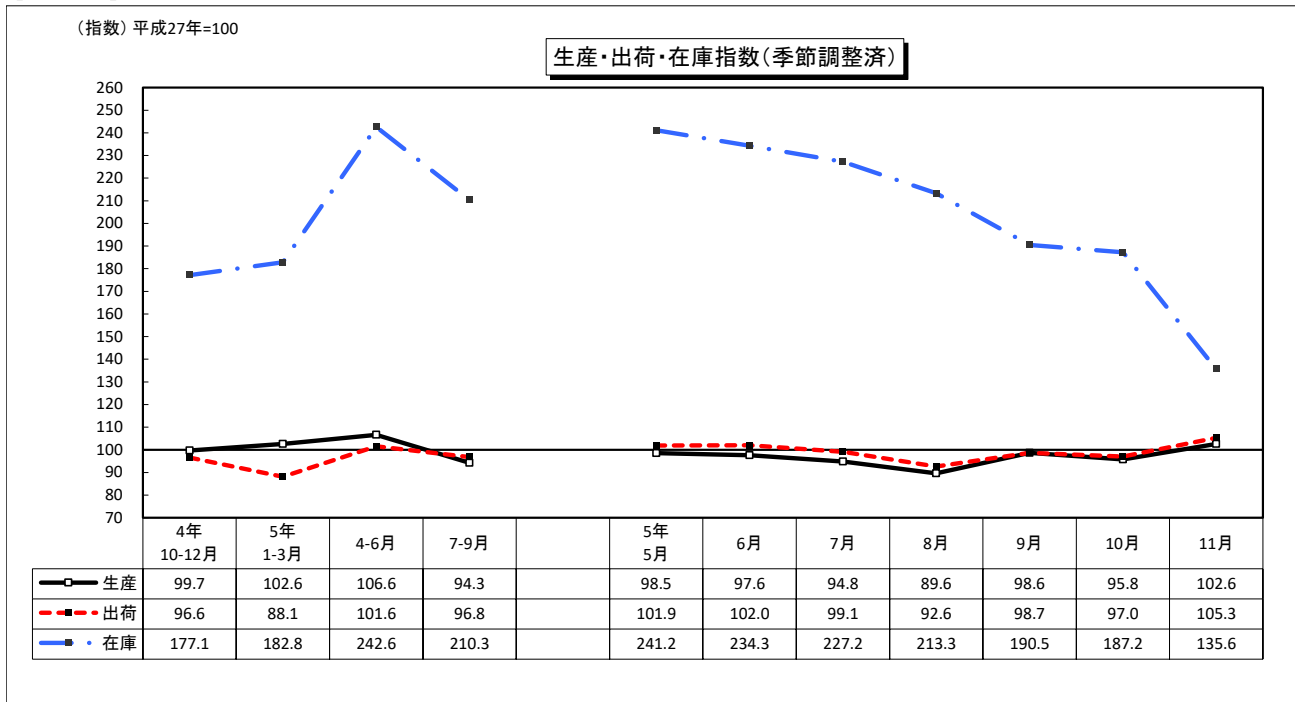


[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会]

## 2. 生産活動

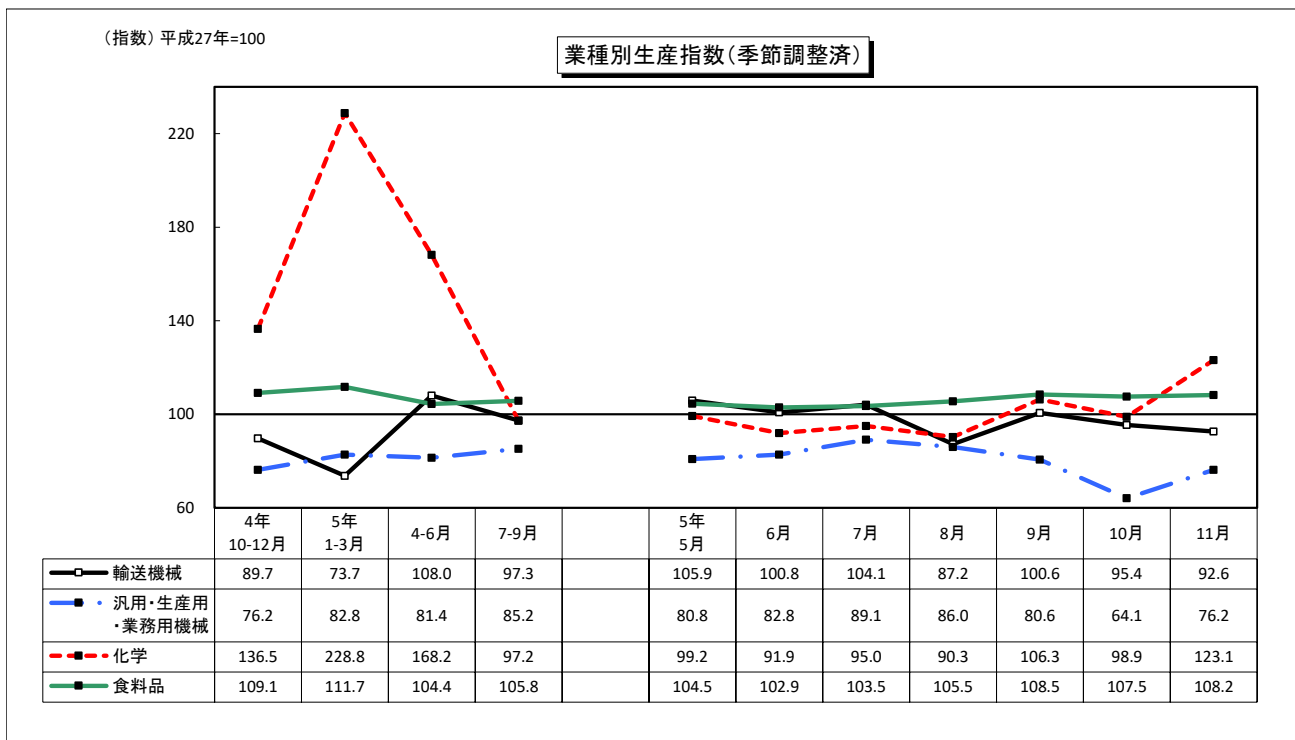
緩やかに持ち直しつつある

[グラフ7]



[群馬県]

[グラフ8]

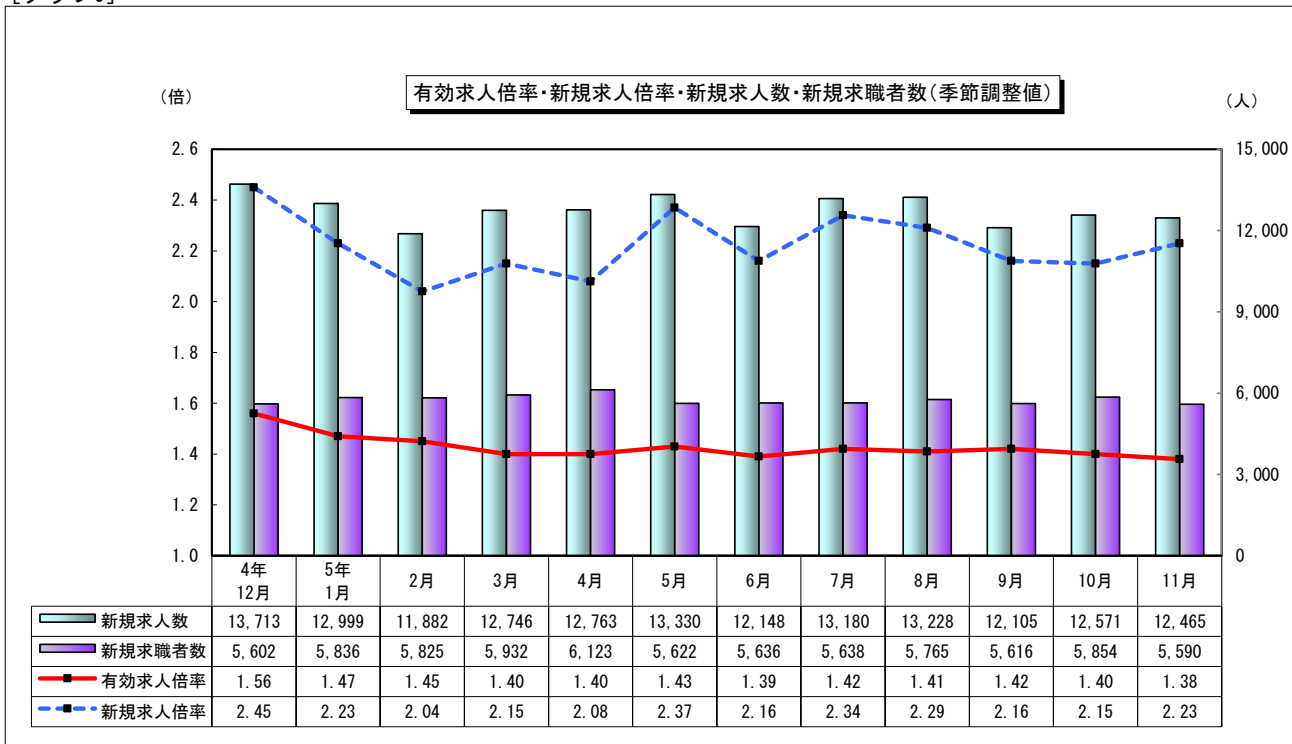


[群馬県]

3. 雇用情勢

足踏みの状況にある

[グラフ9]

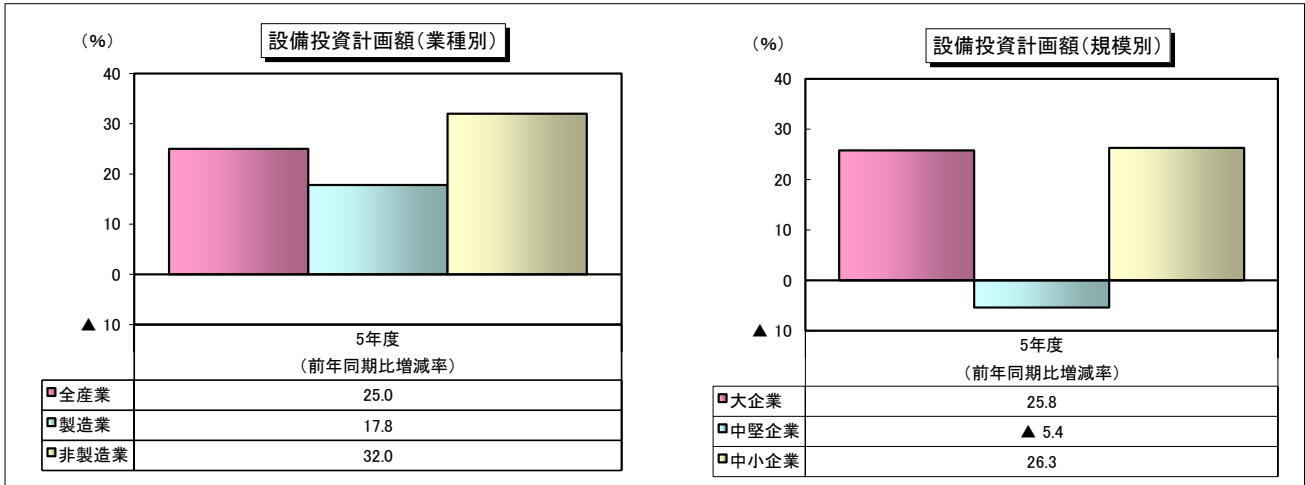


[厚生労働省]

#### 4. 設備投資

5年度は増加見込みとなっている

[グラフ10]

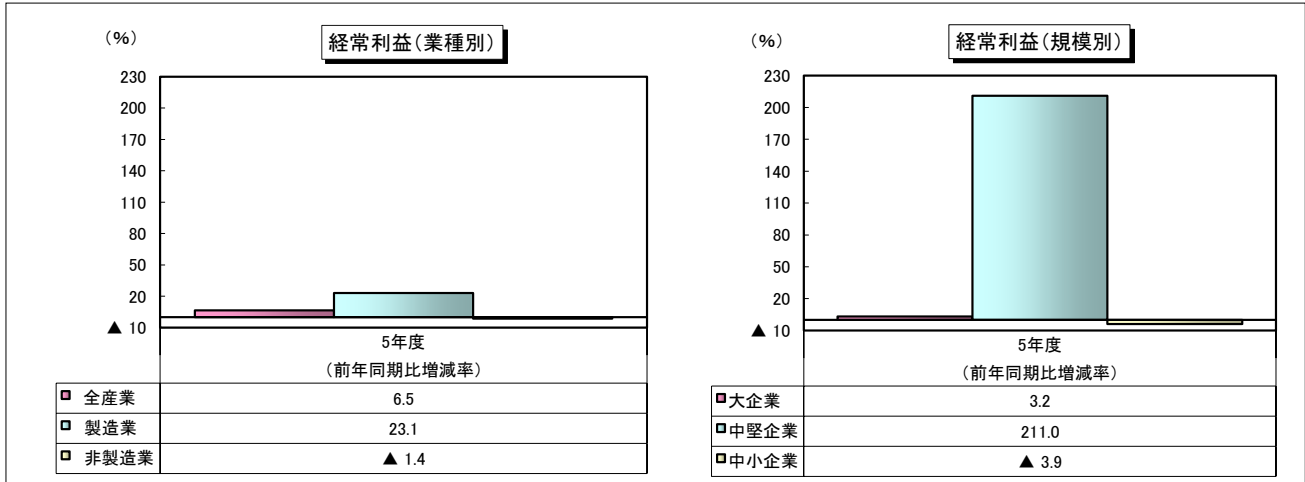


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

#### 5. 企業収益

5年度は増益見込みとなっている

[グラフ11]

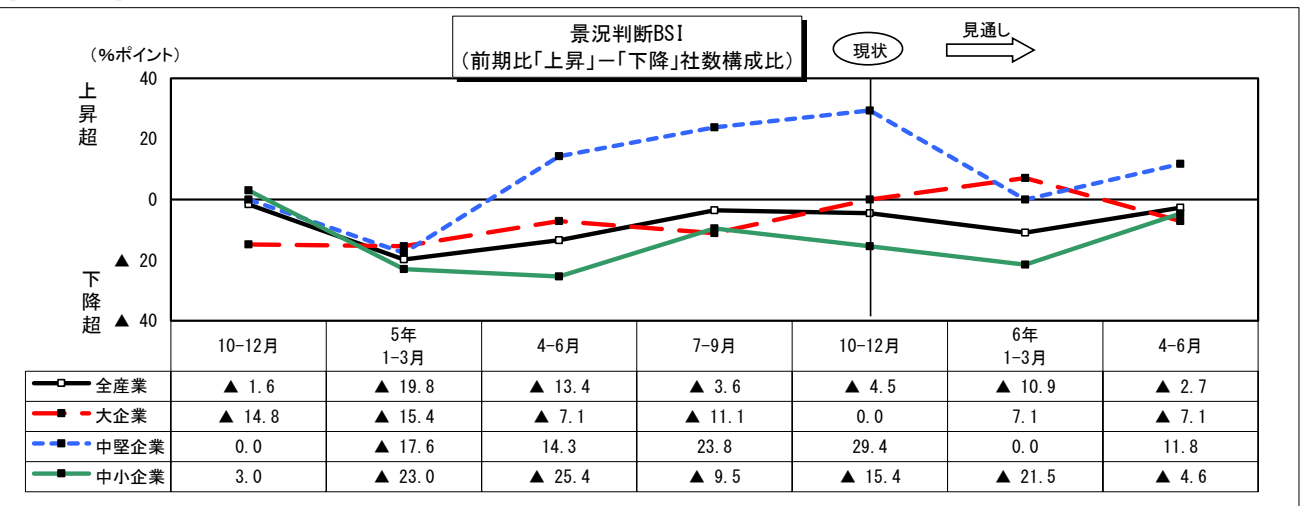


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

#### 6. 企業の景況感

「下降」超幅が拡大している

[グラフ12]

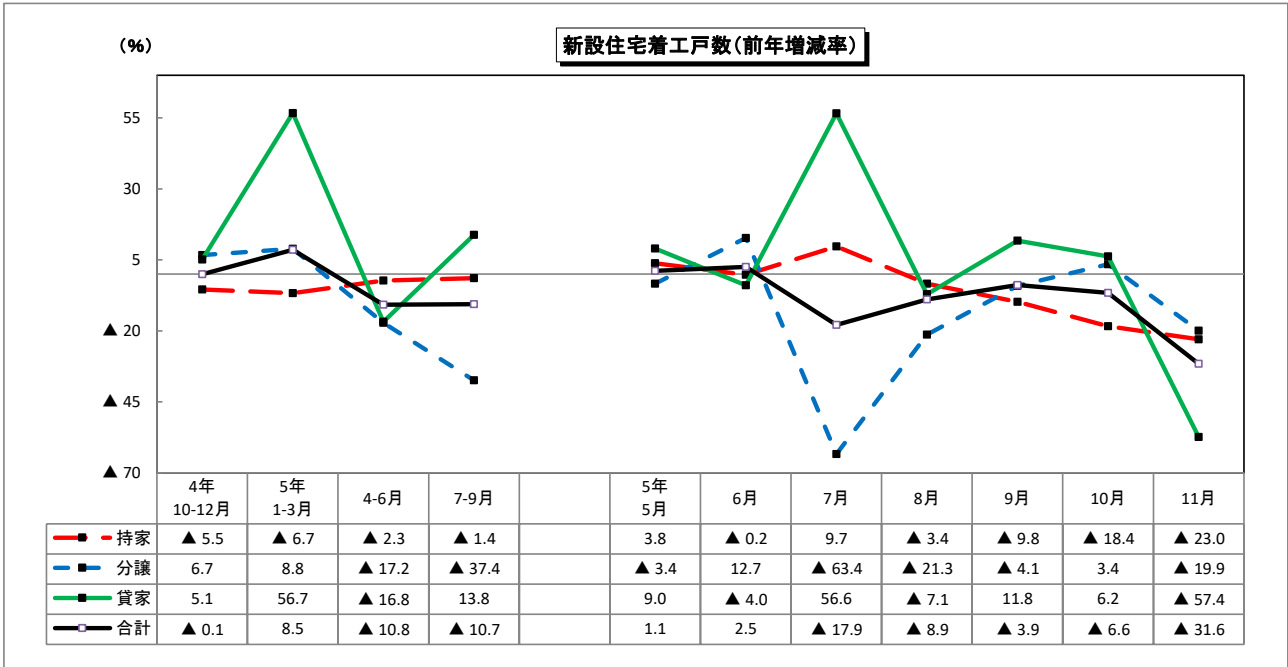


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

7. 住宅建設

前年を下回っている

[グラフ13]



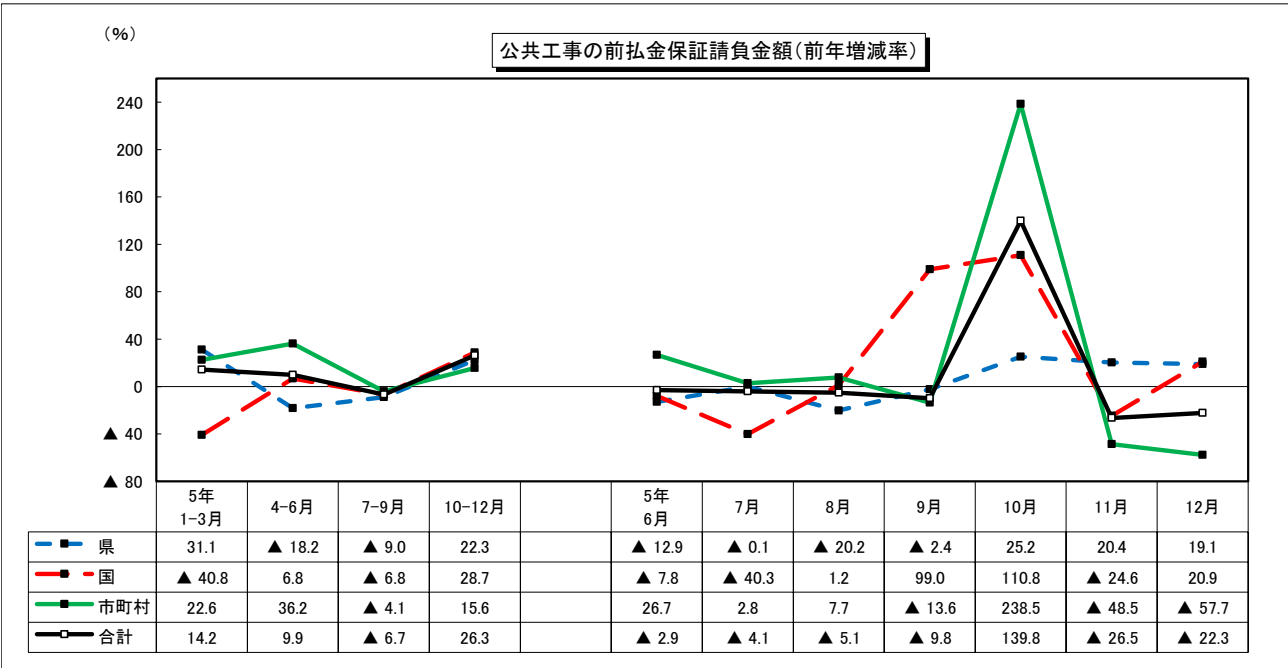
(注) 合計には給与住宅を含んでいる。

[国土交通省]

8. 公共事業

前年を上回っている

[グラフ14]



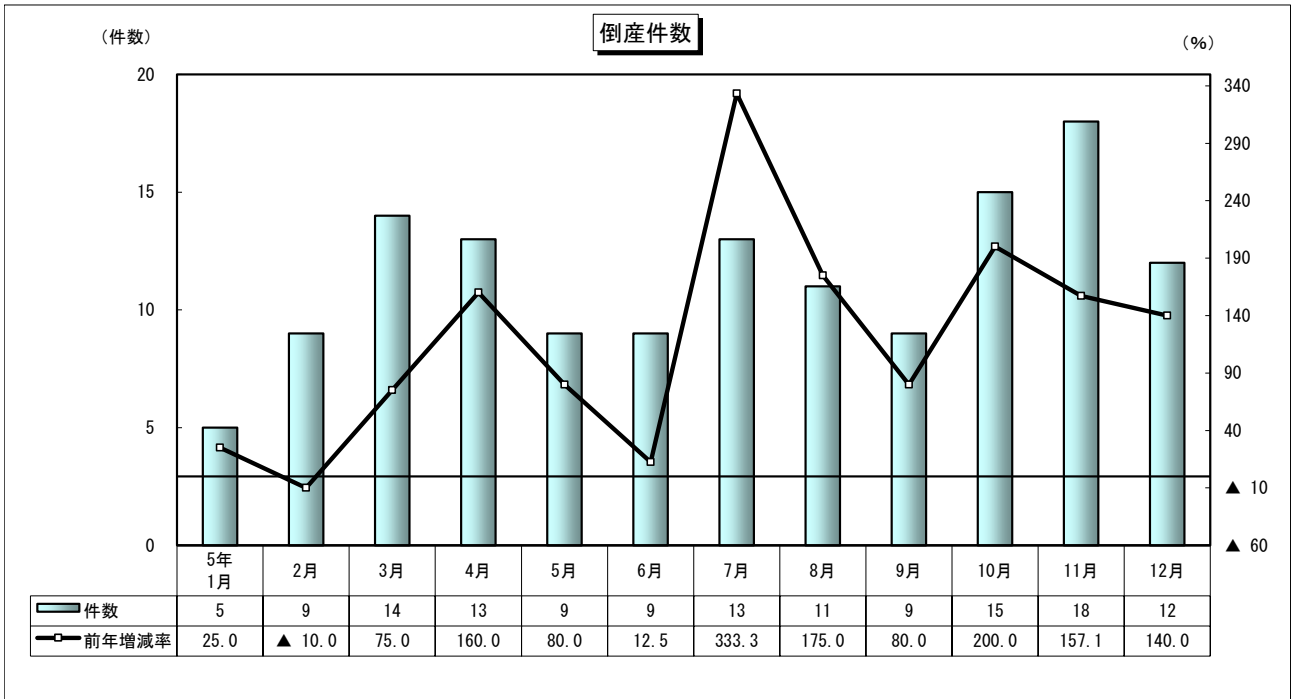
(注) 四捨五入の関係上、各発注者の総和は計に一致しない場合がある。

[東日本建設業保証株式会社ほか]

9. 企業倒産

負債額は前年を上回っている

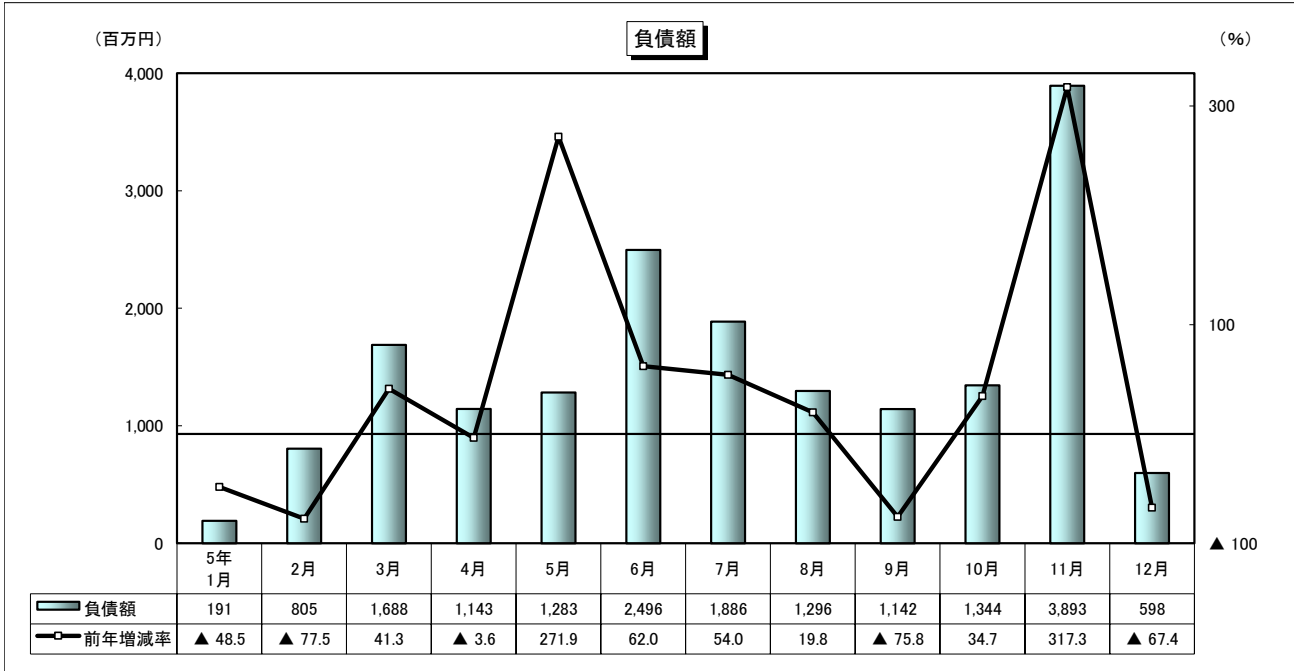
[グラフ15]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株東京商工リサーチ前橋支店]

[グラフ16]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株東京商工リサーチ前橋支店]



# 法人企業景気予測調査

(令和5年10～12月期調査)

群馬県分

令和5年12月11日

財務省関東財務局  
前橋財務事務所

《お問合せ先》

前橋財務事務所 財務課

TEL:027-896-2908(直通)

ホームページ:<https://lfb.mof.go.jp/kantou/maebashi/>(前橋財務事務所)

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/>(関東財務局)

<https://www.mof.go.jp/>(財務省)

# 目 次

調査要領等	1
概 況	2
1. 企業の景況	3
2. 企業収益・設備投資	6
3. 雇 用	7
4. 国内の景況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設備投資のスタンス	10
7. 経常利益の要因	11
<参考資料>企業収益の全業種集計	12



## 《調査要領等》

1. 調査時点	令和5年11月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和5年10～12月（又は12月末）は現状判断 令和6年1～3月（又は3月末）、 令和6年4～6月（又は6月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和5年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	
	群馬県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

## 《調査対象法人・回収率》

	規模別			業種別		合計
	大企業	中堅企業	中小企業	製造業	非製造業	
対象法人数	30	23	84	48	89	137
回答法人数	28	17	65	40	70	110
ウェイト(%)	25.5	15.5	59.1	36.4	63.6	100.0
回収率(%)	93.3	73.9	77.4	83.3	78.7	80.3

(注) 1. 大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

## (参考)

<p>BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方  (例) 「企業の景況」の場合  前期と比べて  「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%  「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0%  「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%  「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%</p> <p>BSI = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%)  - (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント</p>
---

## 概 況

### (1)企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が拡大

### (2)売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、増収見込み

### (3)経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、増益見込み

### (4)設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

5年度は、増加見込み

### (5)雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が縮小

### (6)国内の景況

現状判断は、「下降」超に転じる

### (7)設備判断

現状判断は、「不足」超幅が縮小

※いずれも全規模・全産業ベース

# 1. 企業の景況

## － 現状判断は、「下降」超幅が拡大 －

5年10～12月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業は「下降」超から均衡となり、中堅企業は「上昇」超幅が拡大し、中小企業は「下降」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が拡大し、非製造業は「上昇」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業は1～3月期に「上昇」超に転じるものの、4～6月期に「下降」超に転じる見通し、中堅企業は1～3月期に均衡となるものの、4～6月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

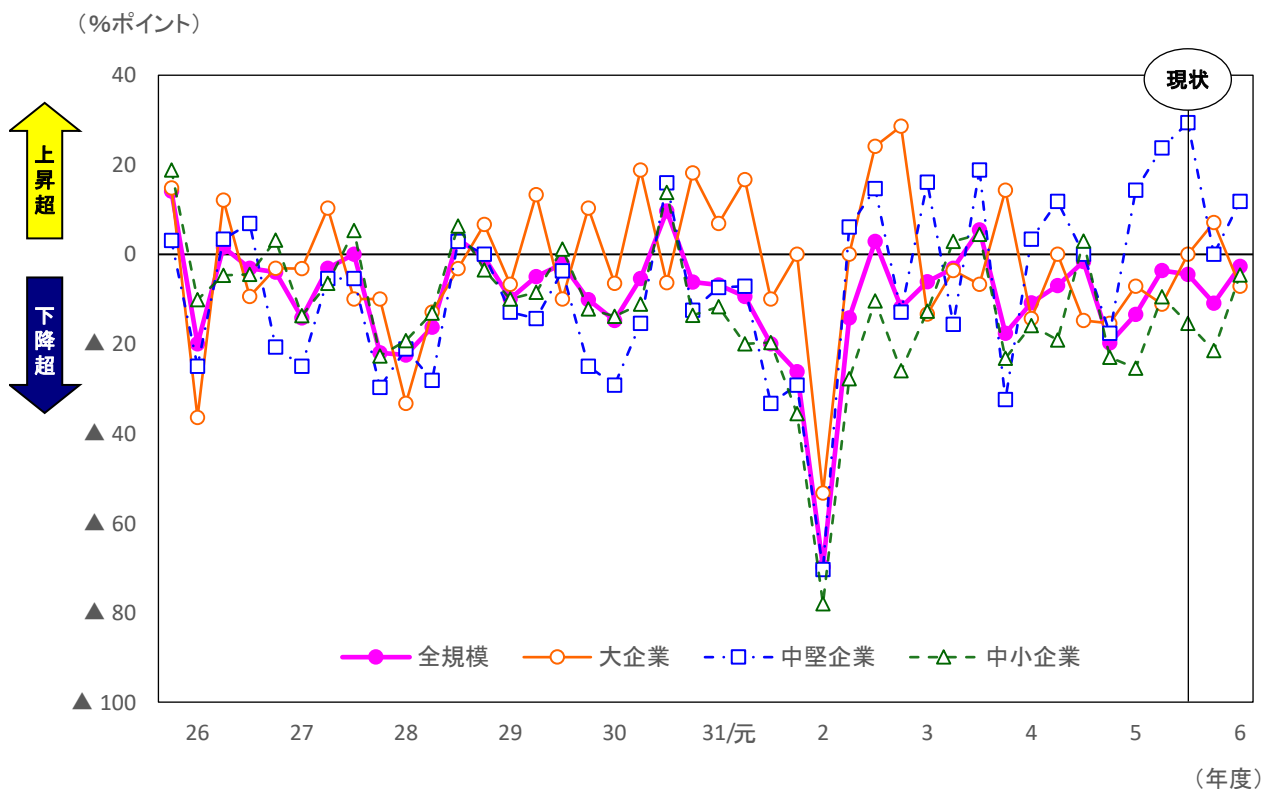
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

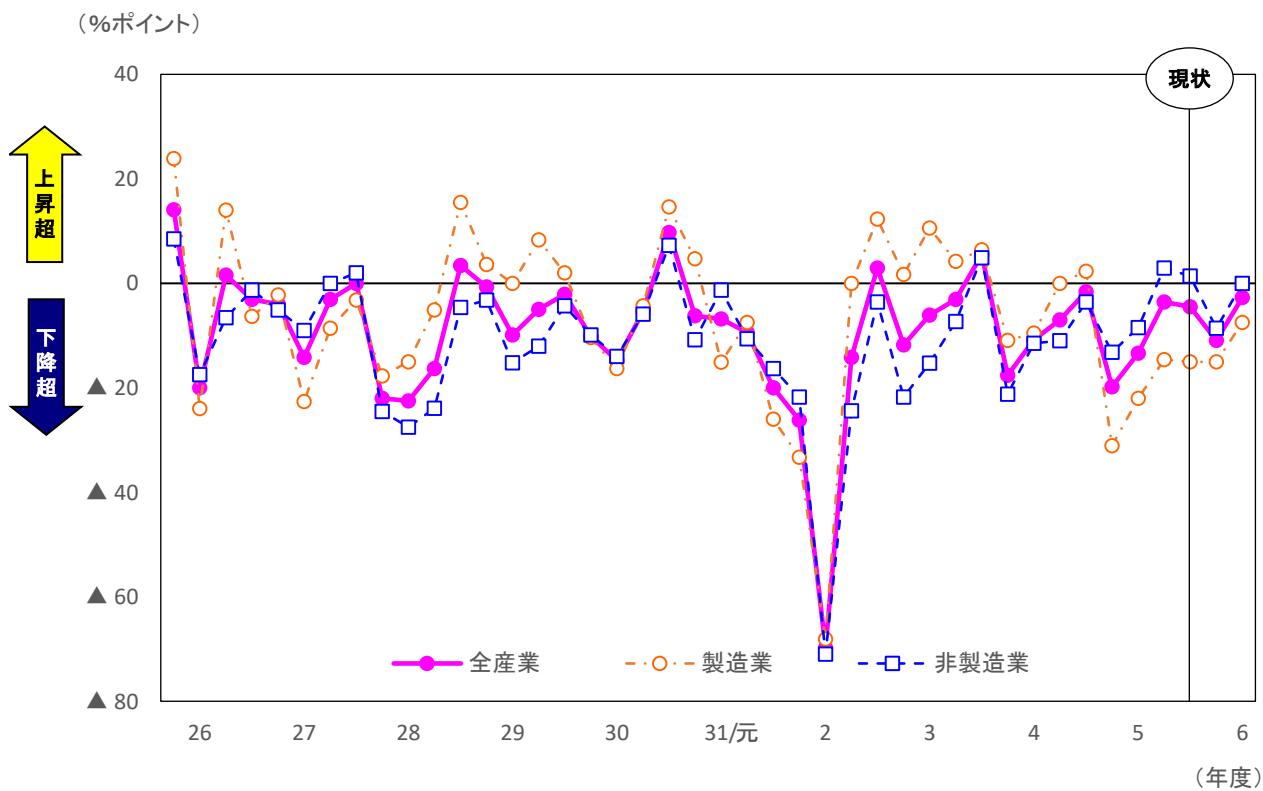
	5年7～9月	5年10～12月	6年1～3月	6年4～6月
全規模・全産業	( ▲ 3.6 )	▲ 4.5 ( 1.8 )	▲ 10.9 ( ▲ 4.5 )	▲ 2.7
大企業	( ▲ 11.1 )	0.0 ( 7.4 )	7.1 ( 7.4 )	▲ 7.1
中堅企業	( 23.8 )	29.4 ( 14.3 )	0.0 ( ▲ 4.8 )	11.8
中小企業	( ▲ 9.5 )	▲ 15.4 ( ▲ 4.8 )	▲ 21.5 ( ▲ 9.5 )	▲ 4.6
製造業	( ▲ 14.6 )	▲ 15.0 ( 9.8 )	▲ 15.0 ( ▲ 9.8 )	▲ 7.5
非製造業	( 2.9 )	1.4 ( ▲ 2.9 )	▲ 8.6 ( ▲ 1.4 )	0.0

(注) ( ) 書は前回(5年7～9月期)調査結果。

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		10～12月	1～3月	4～6月	10～12月	1～3月	4～6月	10～12月	1～3月	4～6月
上	①国内需要(売上)	94.7	81.8	85.7	100.0	83.3	83.3	91.7	80.0	87.5
	②海外需要(売上)	15.8	9.1	0.0	28.6	16.7	0.0	8.3	0.0	0.0
	③販売価格	31.6	45.5	50.0	14.3	16.7	33.3	41.7	80.0	62.5
	④仕入価格	21.1	36.4	35.7	28.6	33.3	33.3	16.7	40.0	37.5
	⑤仕入以外のコスト	10.5	27.3	21.4	14.3	33.3	16.7	8.3	20.0	25.0
	⑥資金繰り・資金調達	10.5	9.1	14.3	14.3	16.7	0.0	8.3	0.0	25.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	10.5	0.0	7.1	14.3	0.0	16.7	8.3	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	5.3	9.1	7.1	0.0	16.7	16.7	8.3	0.0	0.0
下	①国内需要(売上)	95.8	91.3	87.5	100.0	100.0	100.0	90.9	81.8	71.4
	②海外需要(売上)	12.5	4.3	12.5	23.1	8.3	22.2	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	45.8	30.4	37.5	30.8	25.0	33.3	63.6	36.4	42.9
	④仕入価格	50.0	43.5	50.0	46.2	58.3	55.6	54.5	27.3	42.9
	⑤仕入以外のコスト	54.2	39.1	37.5	53.8	41.7	33.3	54.5	36.4	42.9
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	4.3	6.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	14.3
	⑨税制・会計制度等	8.3	4.3	6.3	7.7	0.0	0.0	9.1	9.1	14.3
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		10～12月	1～3月	4～6月	10～12月	1～3月	4～6月	10～12月	1～3月	4～6月
上	①国内需要(売上)	66.7	100.0	100.0	100.0	75.0	50.0	100.0	75.0	100.0
	②海外需要(売上)	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0
	③販売価格	33.3	33.3	0.0	0.0	25.0	25.0	45.5	75.0	66.7
	④仕入価格	0.0	66.7	0.0	20.0	0.0	50.0	27.3	50.0	33.3
	⑤仕入以外のコスト	0.0	33.3	0.0	0.0	25.0	0.0	18.2	25.0	33.3
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	18.2	0.0	11.1
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	25.0	9.1	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	33.3	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
下	①国内需要(売上)	100.0	100.0	100.0	0.0	75.0	50.0	95.2	94.4	91.7
	②海外需要(売上)	66.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	4.8	5.6	8.3
	③販売価格	33.3	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	47.6	33.3	41.7
	④仕入価格	0.0	0.0	100.0	0.0	75.0	50.0	57.1	38.9	41.7
	⑤仕入以外のコスト	66.7	0.0	50.0	0.0	25.0	50.0	52.4	44.4	33.3
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	5.6	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	⑨税制・会計制度等	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	5.6	8.3
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。  
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

## 2. 企業収益・設備投資

### (1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

#### － 5年度は、増収増益見込み －

5年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比4.2%の増収見込み、「経常利益」は、同6.5%の増益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同4.4%、中堅企業は同3.7%の増収見込み、中小企業は同1.0%の減収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同3.3%、非製造業は同5.2%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同3.2%、中堅企業は同211.0%の増益見込み、中小企業は同3.9%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同23.1%の増益見込み、非製造業は同1.4%の減益見込みとなっている。

### (2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

#### － 5年度は、増加見込み －

5年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比25.0%の増加見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同25.8%、中小企業は同26.3%の増加見込み、中堅企業は同5.4%の減少見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同17.8%、非製造業は同32.0%の増加見込みとなっている。

《表3》企業収益・設備投資（5年度）

（前年比増減率：%）

	売上高		経常利益		設備投資
				(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	4.2 ( 4.6 )	6.5 ( 4.3 )	18.2 ( 26.6 )	25.0 ( 46.5 )	
大企業	4.4 ( 4.8 )	3.2 ( 0.0 )	12.4 ( 19.3 )	25.8 ( 52.7 )	
中堅企業	3.7 ( 3.6 )	211.0 ( 194.5 )	**** ( 804.4 )	▲ 5.4 ( ▲ 12.9 )	
中小企業	▲ 1.0 ( 0.9 )	▲ 3.9 ( ▲ 18.4 )	▲ 4.6 ( ▲ 18.9 )	26.3 ( 15.2 )	
製造業	3.3 ( 4.1 )	23.1 ( 16.9 )	263.2 ( * )	17.8 ( 68.5 )	
非製造業	5.2 ( 5.0 )	▲ 1.4 ( 1.6 )	▲ 1.7 ( 1.4 )	32.0 ( 36.9 )	

- (注) 1. ( ) 書は前回(5年7~9月期)調査結果。  
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。  
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。  
 4. 「\*」は黒字転化を示す。  
 5. 「\*\*\*\*」は増減率1,000%以上を示す。

### 3. 雇 用

#### － 現状判断は、「不足気味」超幅が縮小 －

5年12月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「不足気味」超幅が縮小し、中小企業は「不足気味」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「過剰気味」超に転じ、非製造業は「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

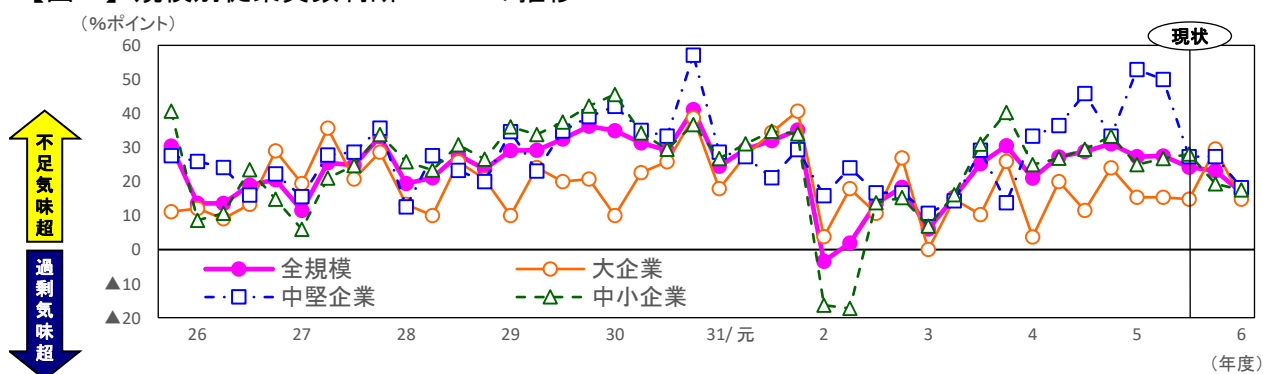
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

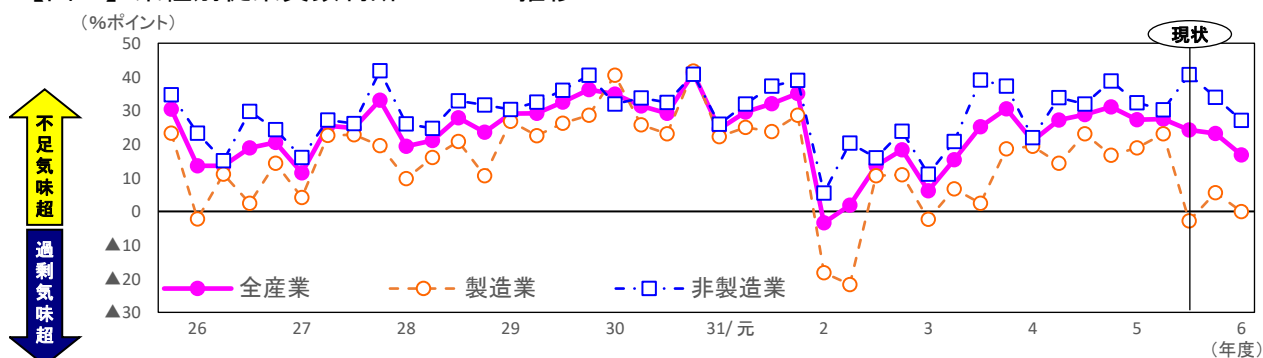
	5年9月末	5年12月末	6年3月末	6年6月末
全規模・全産業	( 27.5 )	24.2 ( 26.5 )	23.2 ( 26.5 )	16.8
大企業	( 15.4 )	14.8 ( 11.5 )	29.6 ( 15.4 )	14.8
中堅企業	( 50.0 )	27.3 ( 50.0 )	27.3 ( 43.8 )	18.2
中小企業	( 26.7 )	28.1 ( 26.7 )	19.3 ( 26.7 )	17.5
製造業	( 23.1 )	▲ 2.8 ( 23.1 )	5.6 ( 23.1 )	0.0
非製造業	( 30.2 )	40.7 ( 28.6 )	33.9 ( 28.6 )	27.1

(注) ( ) 書は前回(5年7～9月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



## 4. 国内の景況

### － 現状判断は、「下降」超に転じる －

5年10～12月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超に転じている。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が拡大し、非製造業は「上昇」超から均衡となっている。

先行きについては、大企業は4～6月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

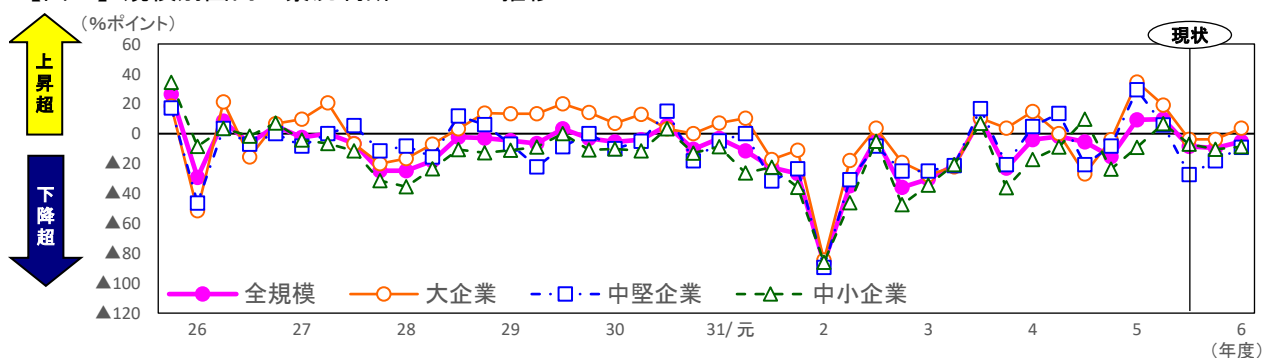
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

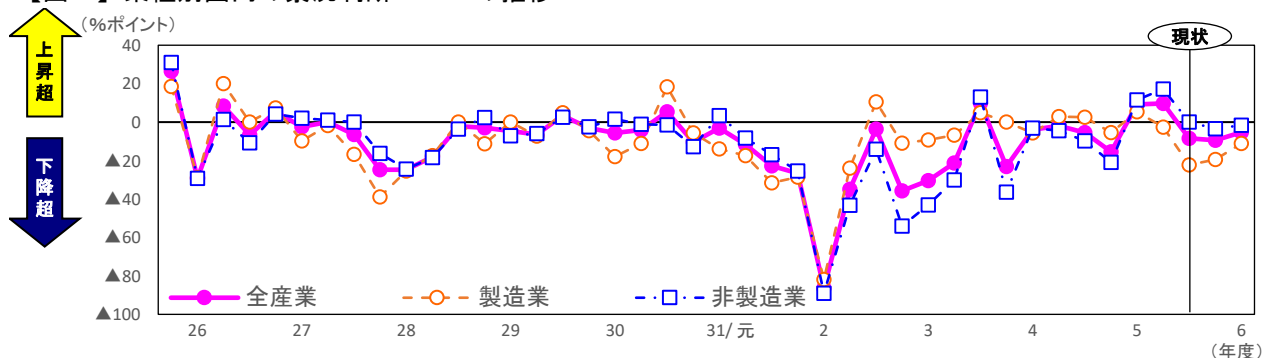
	5年7～9月	5年10～12月	6年1～3月	6年4～6月
全規模・全産業	( 9.7 )	▲ 8.4 ( 4.9 )	▲ 9.5 ( ▲ 1.0 )	▲ 5.3
大企業	( 19.2 )	▲ 3.7 ( 0.0 )	▲ 3.7 ( 0.0 )	3.7
中堅企業	( 5.9 )	▲ 27.3 ( 23.5 )	▲ 18.2 ( 0.0 )	▲ 9.1
中小企業	( 6.7 )	▲ 7.0 ( 1.7 )	▲ 10.5 ( ▲ 1.7 )	▲ 8.8
製造業	( ▲ 2.6 )	▲ 22.2 ( 7.7 )	▲ 19.4 ( 2.6 )	▲ 11.1
非製造業	( 17.2 )	0.0 ( 3.1 )	▲ 3.4 ( ▲ 3.1 )	▲ 1.7

(注) ( ) 書は前回(5年7～9月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移





## 5. 設備判断

### － 現状判断は、「不足」超幅が縮小 －

5年12月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「過大」超に転じ、非製造業は「不足」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業は「不足」超で推移する見通し、中堅企業は6月末に均衡となる見通し、中小企業は3月末に均衡となるものの、6月末に再び「不足」超に転じる見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

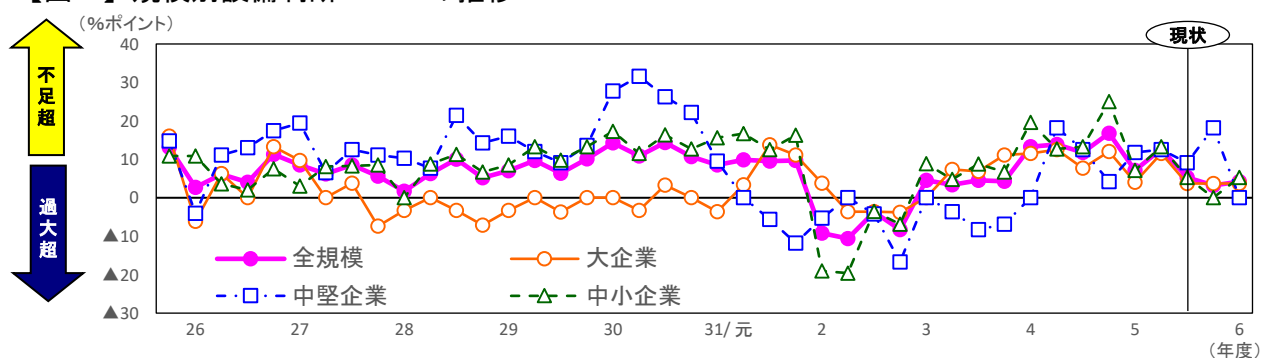
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

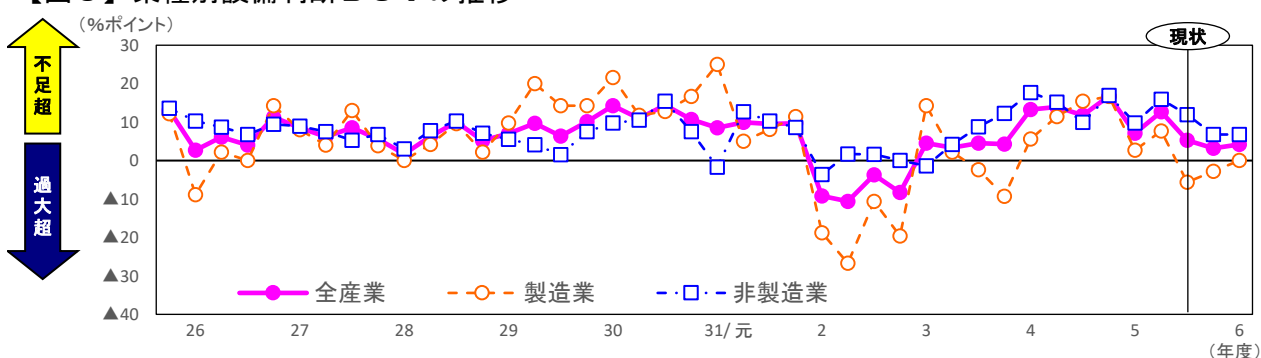
	5年9月末	5年12月末	6年3月末	6年6月末
全規模・全産業	( 12.7 )	5.3 ( 12.7 )	3.2 ( 9.8 )	4.2
大企業	( 11.5 )	3.7 ( 15.4 )	3.7 ( 7.7 )	3.7
中堅企業	( 12.5 )	9.1 ( 18.8 )	18.2 ( 18.8 )	0.0
中小企業	( 13.3 )	5.3 ( 10.0 )	0.0 ( 8.3 )	5.3
製造業	( 7.7 )	▲ 5.6 ( 7.7 )	▲ 2.8 ( 7.7 )	0.0
非製造業	( 15.9 )	11.9 ( 15.9 )	6.8 ( 11.1 )	6.8

(注) ( ) 書は前回(5年7~9月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



## 6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「維持更新」、「省力化合理化」、「情報化への対応」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「維持更新」、中堅企業は「省力化合理化」をあげる企業が最も多い。

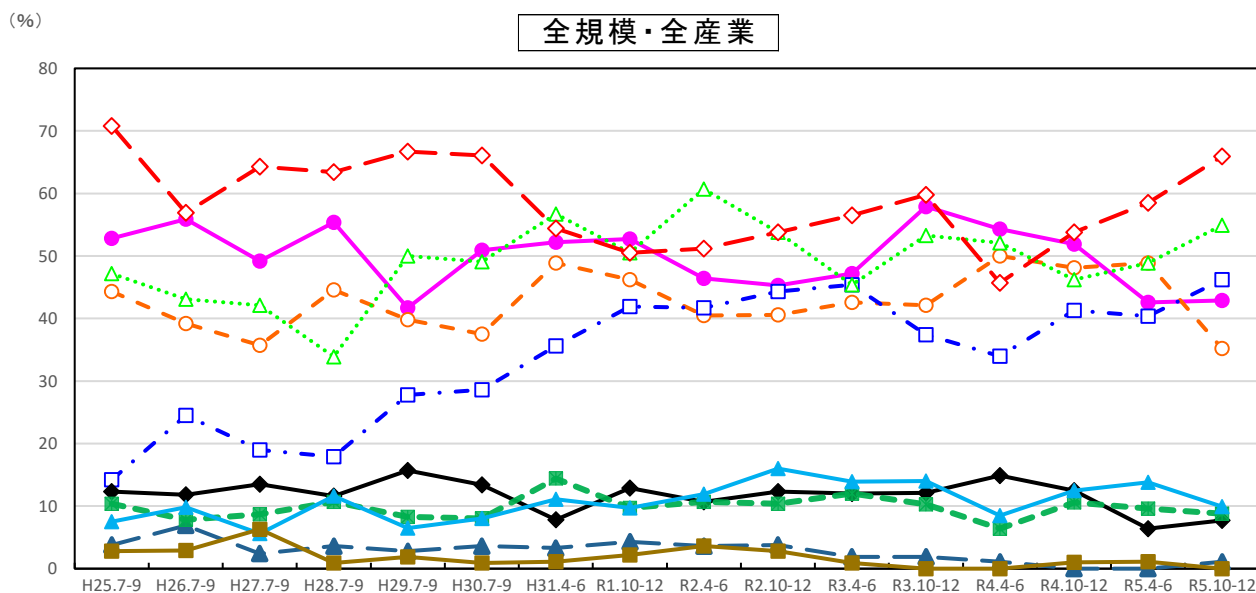
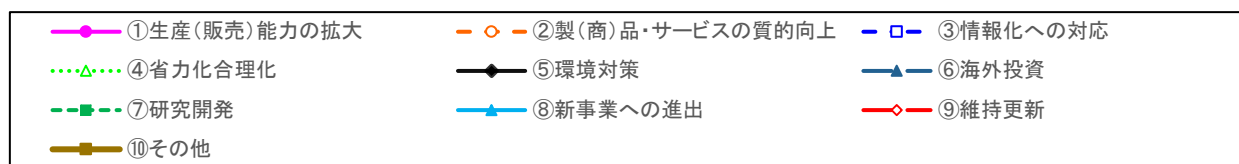
また、業種別にみると、製造業は「省力化合理化」、非製造業は「維持更新」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	①生産(販売)能力の拡大	②製(商)品・サービスの質的向上	③情報化への対応	④省力化合理化	⑤環境対策	⑥海外投資	⑦研究開発	⑧新事業への進出	⑨維持更新	⑩その他
全規模・全産業	42.9	35.2	46.2	54.9	7.7	1.1	8.8	9.9	65.9	0.0
大企業	44.4	33.3	51.9	51.9	11.1	3.7	11.1	0.0	74.1	0.0
中堅企業	54.5	45.5	36.4	81.8	0.0	0.0	18.2	9.1	45.5	0.0
中小企業	39.6	34.0	45.3	50.9	7.5	0.0	5.7	15.1	66.0	0.0
製造業	44.1	26.5	26.5	67.6	5.9	2.9	17.6	14.7	64.7	0.0
非製造業	42.1	40.4	57.9	47.4	8.8	0.0	3.5	7.0	66.7	0.0

【図9】設備投資のスタンスの推移



## 7. 経常利益の要因

今年度の経常利益に影響を与えている要因について、全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「販売数量・提供数量」、「販売単価・提供単価」、「資源・エネルギー価格」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「販売数量・提供数量」をあげる企業が最も多い。

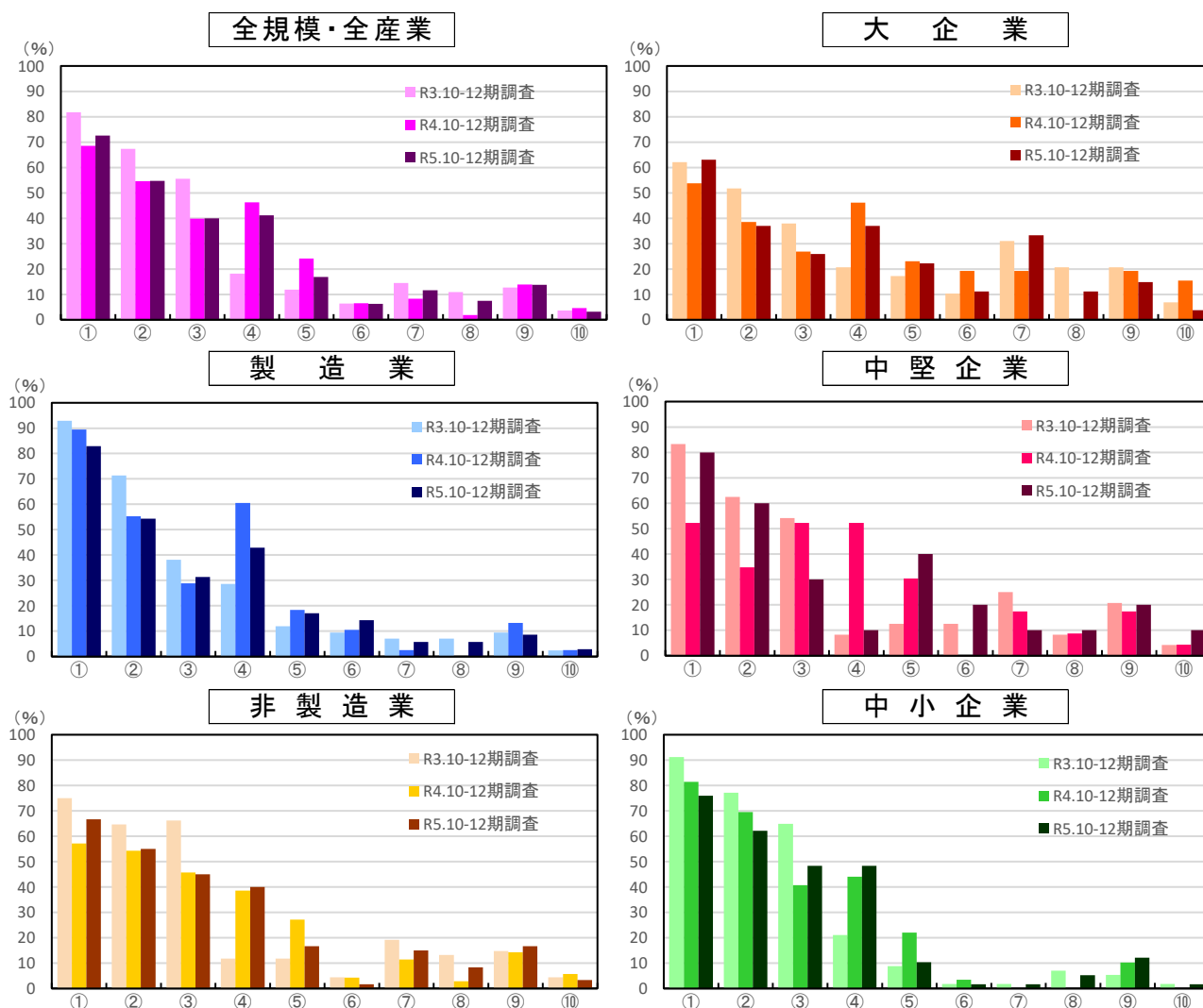
また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「販売数量・提供数量」をあげる企業が最も多い。

《表8》経常利益の要因（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 販売数量・提供数量	② 販売単価・提供単価	③ 人件費	④ 資源・エネルギー価格	⑤ 人件費及び資源・エネルギー価格以外の価格	⑥ 為替相場	⑦ 受取利息及び受取配当金	⑧ 支払利息	⑨ 資産の償却・評価（債権償却を含む）	⑩ その他
全規模・全産業	72.6	54.7	40.0	41.1	16.8	6.3	11.6	7.4	13.7	3.2
大企業	63.0	37.0	25.9	37.0	22.2	11.1	33.3	11.1	14.8	3.7
中堅企業	80.0	60.0	30.0	10.0	40.0	20.0	10.0	10.0	20.0	10.0
中小企業	75.9	62.1	48.3	48.3	10.3	1.7	1.7	5.2	12.1	1.7
製造業	82.9	54.3	31.4	42.9	17.1	14.3	5.7	5.7	8.6	2.9
非製造業	66.7	55.0	45.0	40.0	16.7	1.7	15.0	8.3	16.7	3.3

【図10】経常利益の要因



## <参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、5年度）

売上高: 含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益: 含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率: %)

	売 上 高	経 常 利 益	(受取配当金を除く)
全規模・全産業	4.2 ( 4.6 )	4.9 ( 3.4 )	20.2 ( 17.6 )
大 企 業	4.4 ( 4.8 )	2.7 ( 0.9 )	16.3 ( 13.0 )
中 堅 企 業	3.7 ( 3.6 )	206.2 ( 191.7 )	* ( * )
中 小 企 業	▲ 1.0 ( 0.9 )	▲ 3.9 ( ▲ 18.4 )	▲ 4.6 ( ▲ 18.9 )
製 造 業	3.3 ( 4.1 )	23.1 ( 16.9 )	263.2 ( * )
非 製 造 業	5.2 ( 5.0 )	0.5 ( 2.0 )	8.3 ( 3.5 )

- (注) 1. ( ) 書は前回(5年7~9月期)調査結果。  
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。  
 3. 「\*」は黒字転化を示す。

## 2023年10～12月期四半期別GDP速報（1次速報値）

Quarterly Estimates of GDP for October - December 2023 (First Preliminary Estimates)

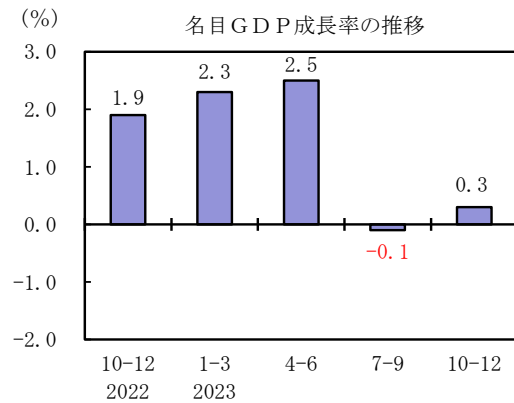
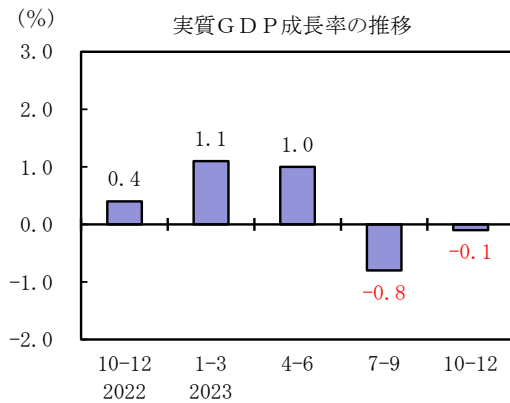
令和6年2月15日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

### I. 国内総生産（支出側）及び各需要項目 GDP (Expenditure Approach) and Its Components

#### 1. ポイント Main Points (Japanese)

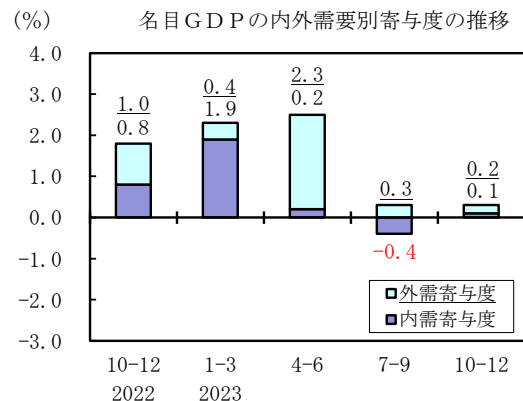
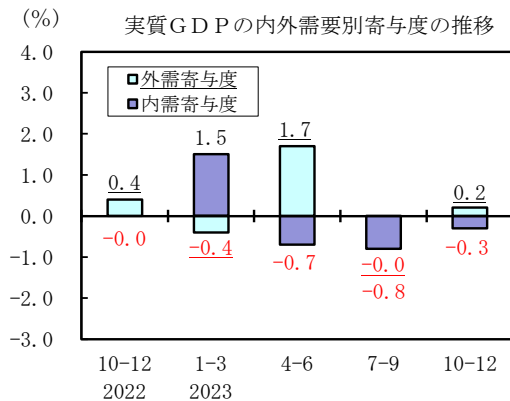
##### [1] GDP成長率（季節調整済前期比）

2023年10～12月期の実質GDP（国内総生産・2015暦年連鎖価格）の成長率は、▲0.1%（年率▲0.4%）となった。また、名目GDPの成長率は、0.3%（年率1.2%）となった。



##### [2] GDPの内外需別の寄与度

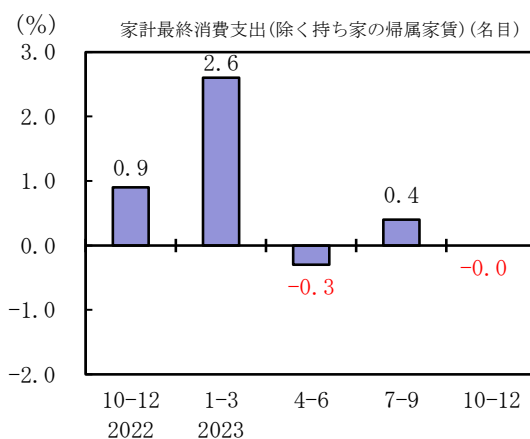
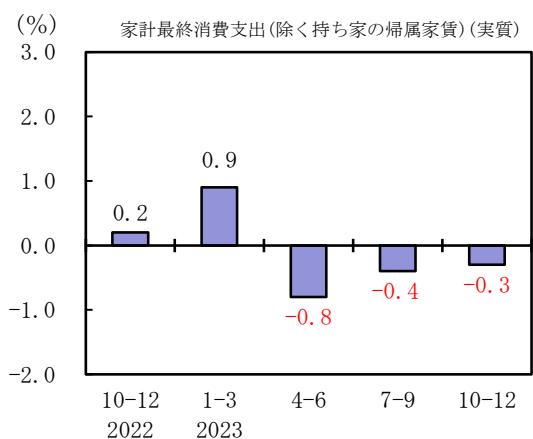
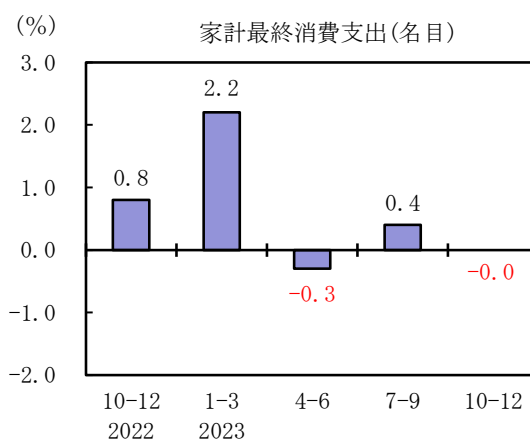
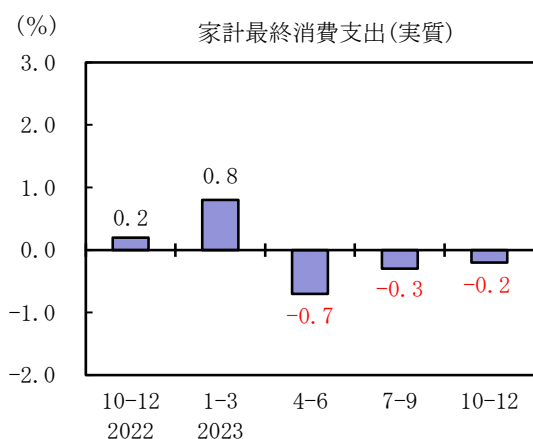
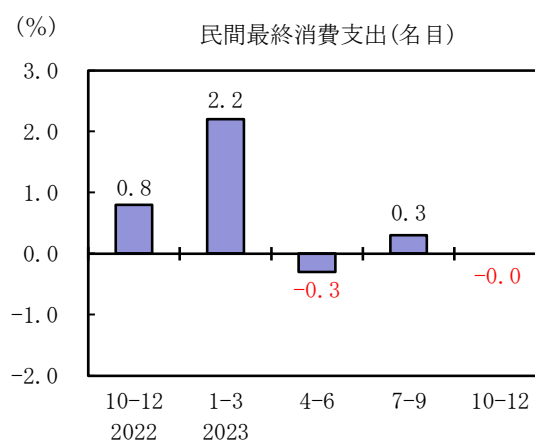
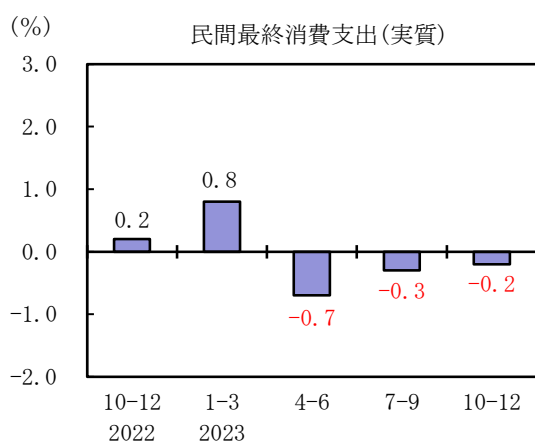
GDP成長率のうち、どの需要がGDPをどれだけ増加させたかを示す寄与度でみると、実質は国内需要（内需）が▲0.3%、財貨・サービスの純輸出（輸出－輸入）が0.2%となった。また、名目は国内需要（内需）が0.1%、財貨・サービスの純輸出（輸出－輸入）が0.2%となった。



### [3] 需要項目別の動向（季節調整済前期比）

#### (1) 民間需要の動向

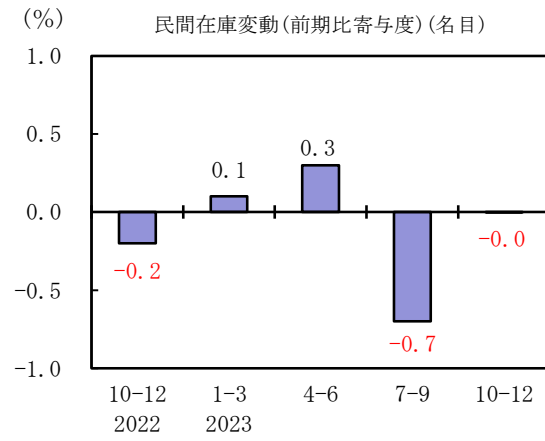
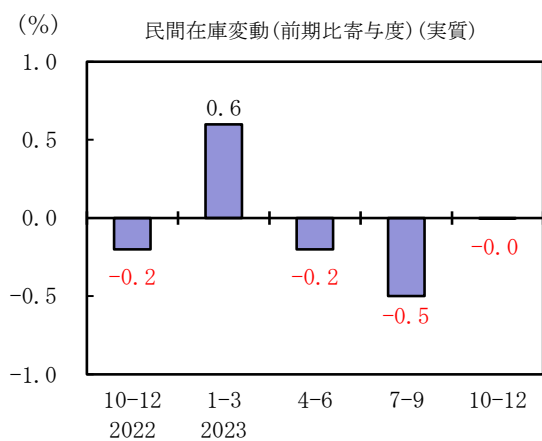
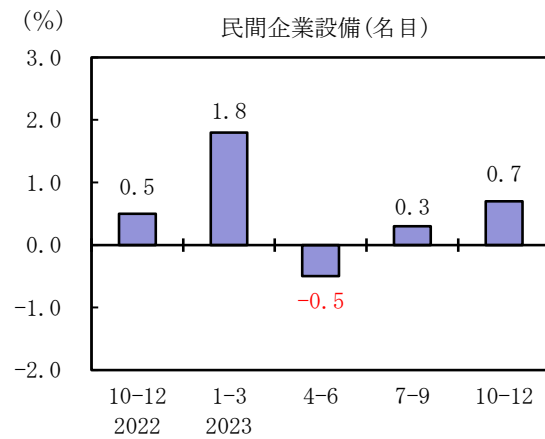
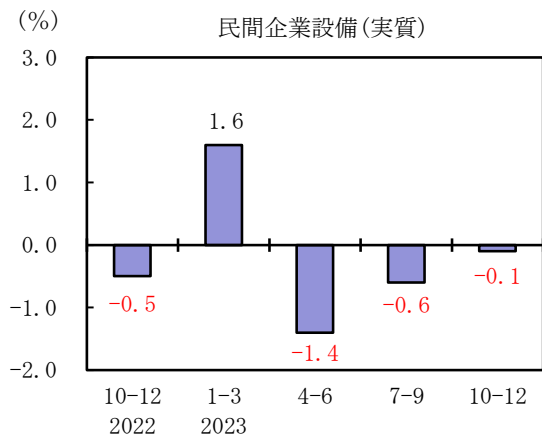
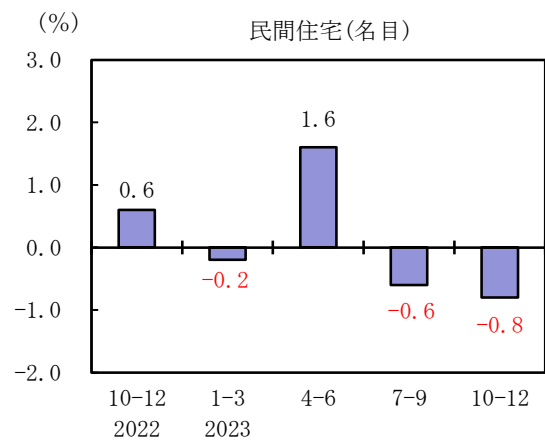
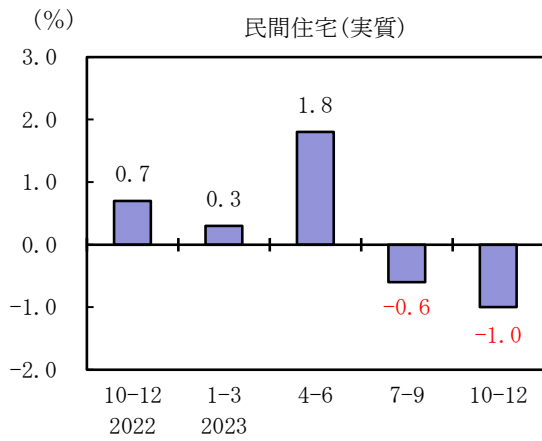
民間最終消費支出は、実質▲0.2%（7～9月期は▲0.3%）、名目▲0.0%（7～9月期は0.3%）となった。そのうち、家計最終消費支出は、実質▲0.2%（7～9月期は▲0.3%）、名目▲0.0%（7～9月期は0.4%）となった。家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）は、実質▲0.3%（7～9月期は▲0.4%）、名目▲0.0%（7～9月期は0.4%）となった。



民間住宅は、実質▲1.0%（7～9月期は▲0.6%）、名目▲0.8%（7～9月期は▲0.6%）となった。

民間企業設備は、実質▲0.1%（7～9月期は▲0.6%）、名目0.7%（7～9月期は0.3%）となった。

民間在庫変動の成長率に対する寄与度は、実質▲0.0%（7～9月期の寄与度は▲0.5%）、名目▲0.0%（7～9月期の寄与度は▲0.7%）となった。

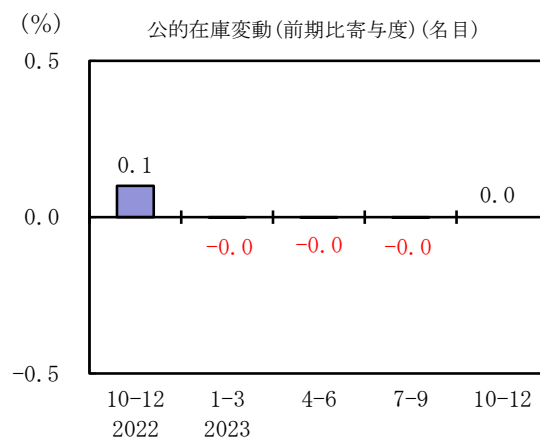
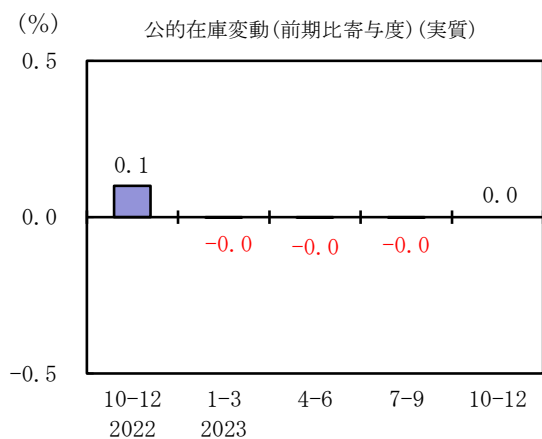
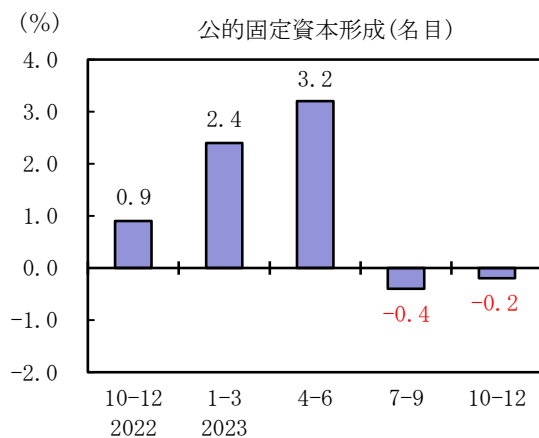
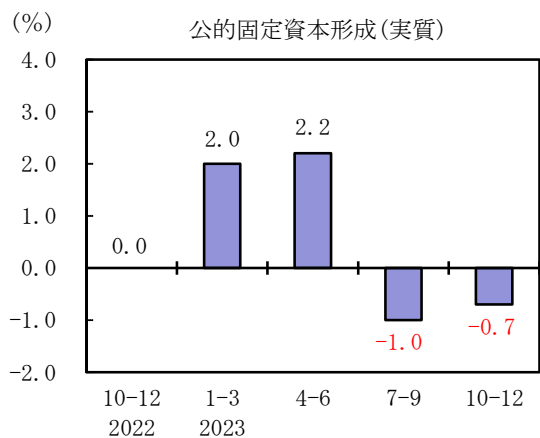
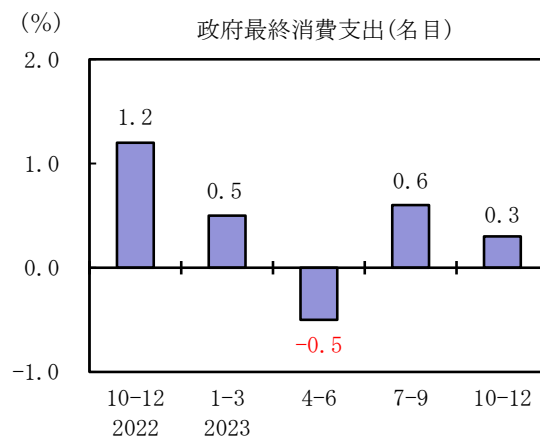
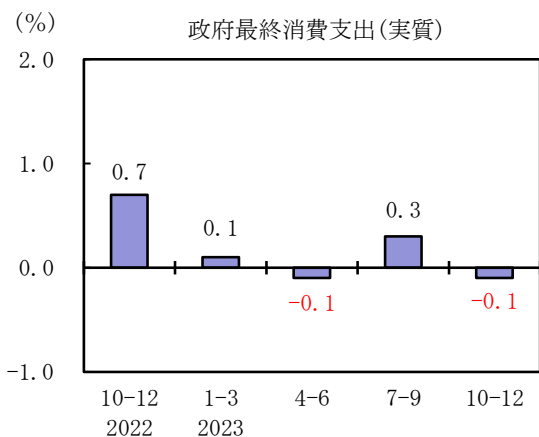


(2) 公的需要の動向

政府最終消費支出は、実質▲0.1%（7～9月期は0.3%）、名目0.3%（7～9月期は0.6%）となった。

公的固定資本形成は、実質▲0.7%（7～9月期は▲1.0%）、名目▲0.2%（7～9月期は▲0.4%）となった。

公的在庫変動の成長率への寄与度は、実質0.0%（7～9月期の寄与度は▲0.0%）、名目0.0%（7～9月期の寄与度は▲0.0%）となった。

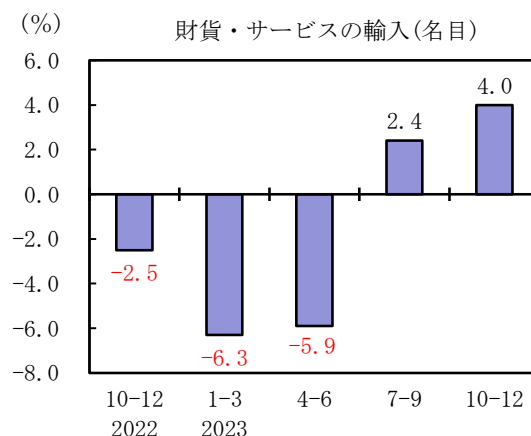
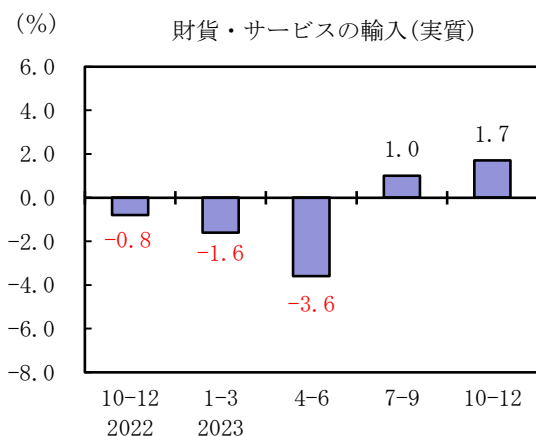
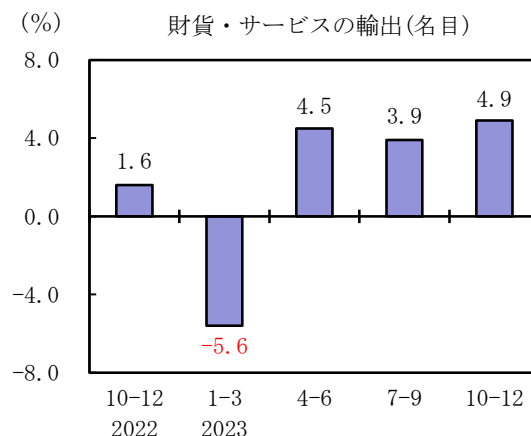
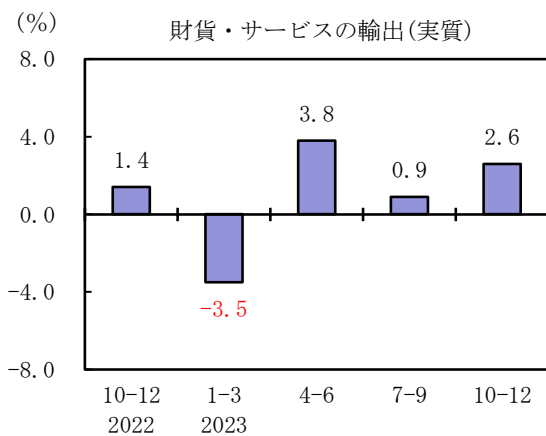




### (3) 輸出入の動向

財貨・サービスの輸出は、実質2.6%（7～9月期は0.9%）、名目4.9%（7～9月期は3.9%）となった。

財貨・サービスの輸入は、実質1.7%（7～9月期は1.0%）、名目4.0%（7～9月期は2.4%）となった。



#### [4] デフレーターの変動

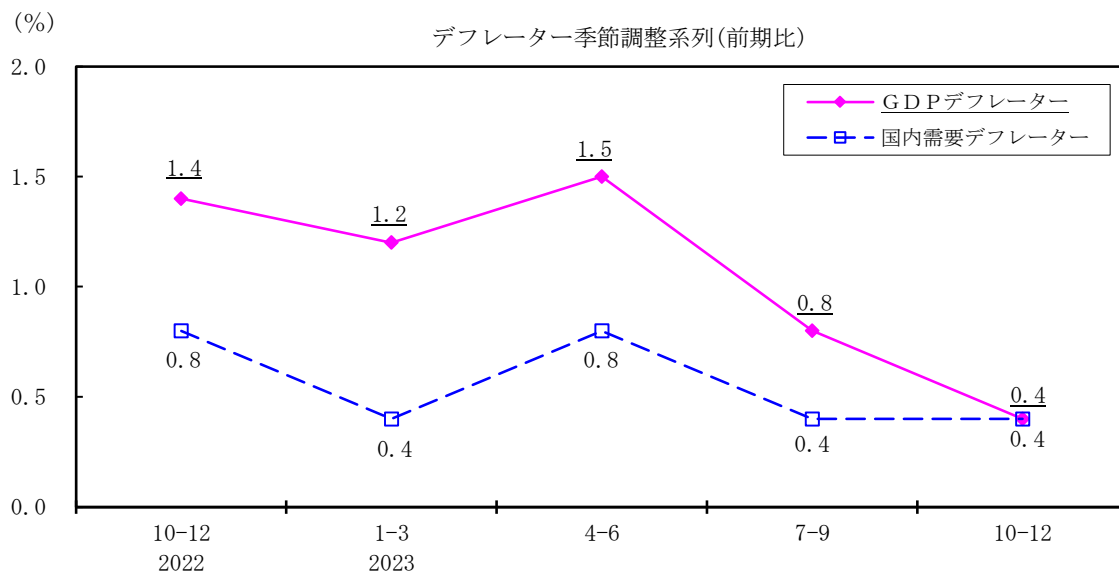
##### (1) 四半期デフレーター季節調整系列(注) (前期比変化率)

GDPデフレーターは、0.4% (7~9月期は0.8%) となった。

国内需要デフレーターは、0.4% (7~9月期は0.4%) となった。

財貨・サービスの輸出デフレーターは2.2% (7~9月期は3.0%)、財貨・サービスの輸入デフレーターは2.2% (7~9月期は1.4%) となった。

(注) 四半期デフレーター季節調整系列=(名目季節調整系列 / 実質季節調整系列)×100

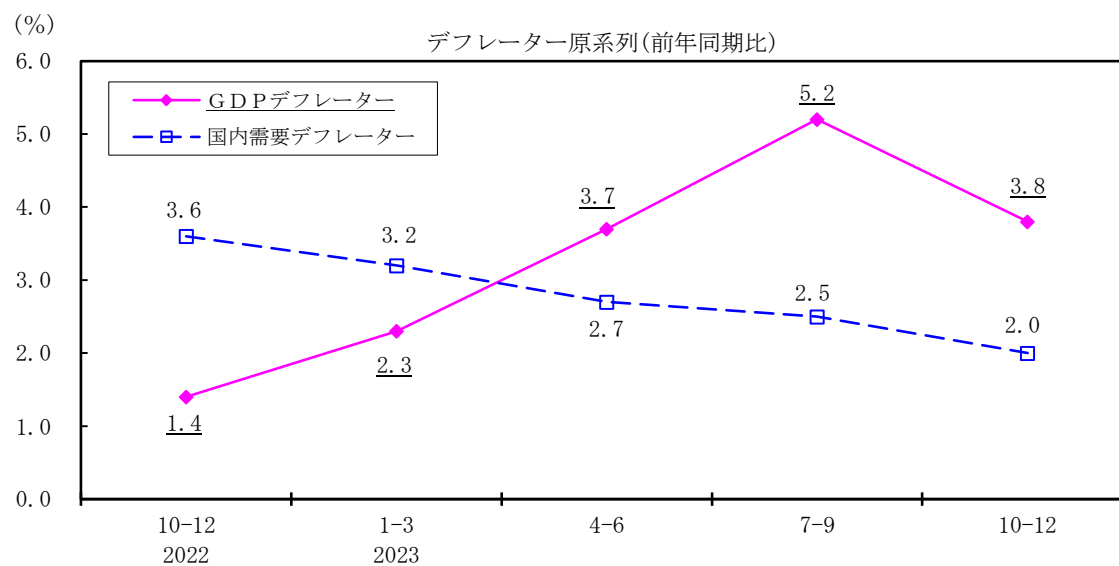


##### (2) 四半期デフレーター原系列(前年同期比変化率)

GDPデフレーターは、3.8% (7~9月期は5.2%) となった。

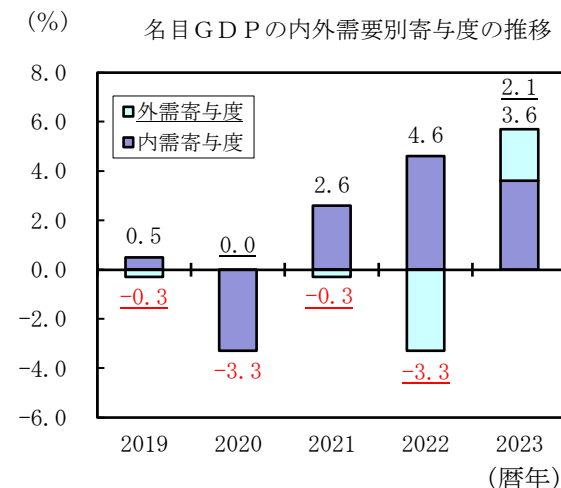
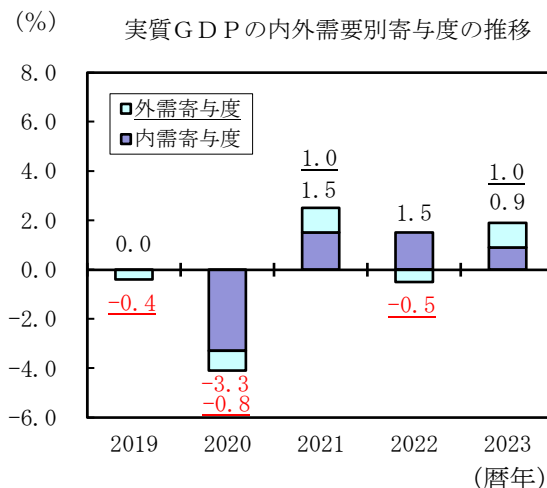
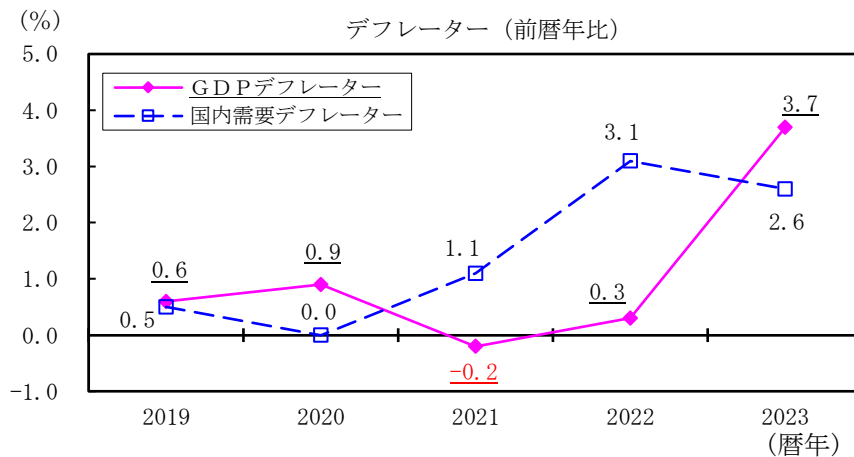
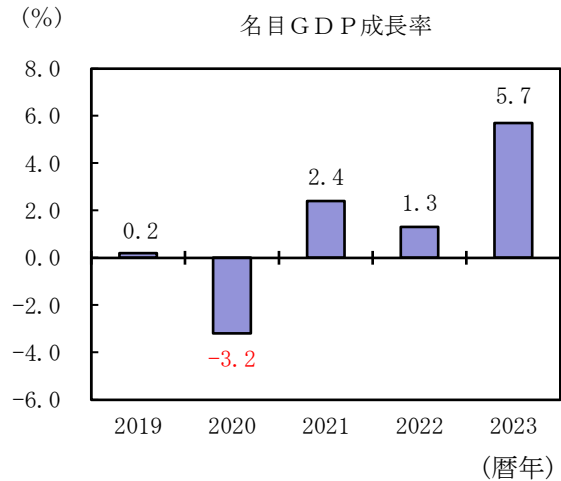
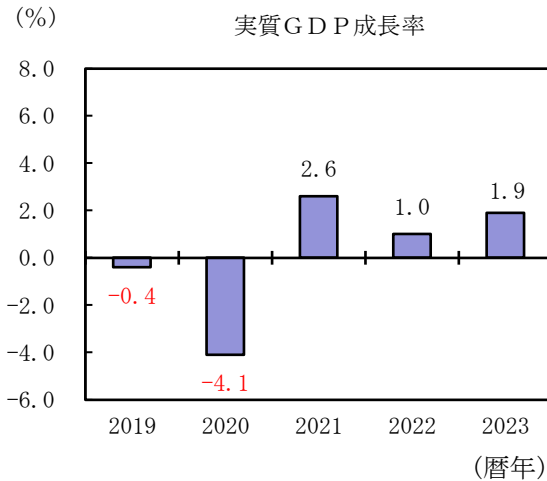
国内需要デフレーターは、2.0% (7~9月期は2.5%) となった。

財貨・サービスの輸出デフレーターは3.6% (7~9月期は1.7%)、財貨・サービスの輸入デフレーターは▲3.7% (7~9月期は▲7.4%) となった。



## [5] 2023暦年のGDP

2023暦年の実質GDP成長率は1.9%、名目GDP成長率は5.7%となった。2023暦年のデフレーターについては、GDPデフレーターが3.7%、国内需要デフレーターが2.6%となった。GDP成長率の内外需別寄与度をみると、実質の内需が0.9%、外需が1.0%となった。また名目の内需が3.6%、外需が2.1%となった。

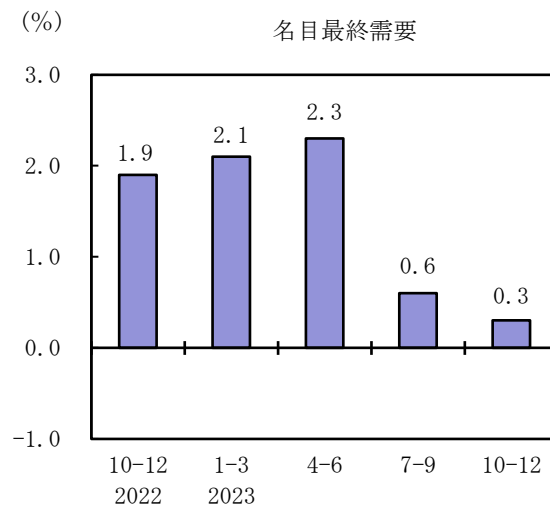
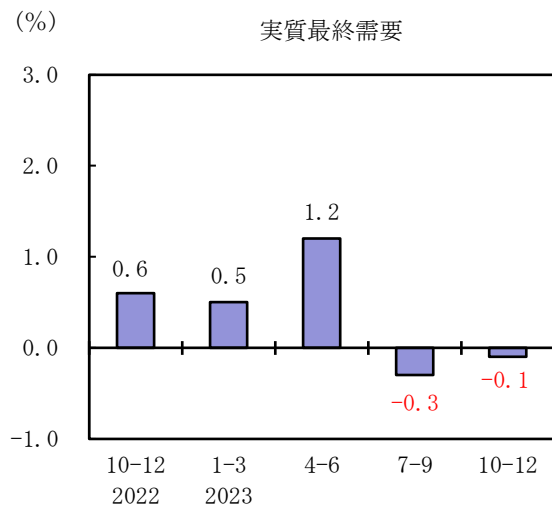


## 参考

### [1] 最終需要の動向

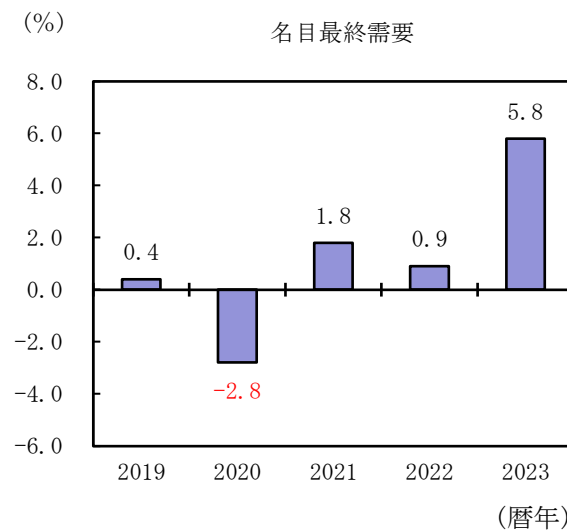
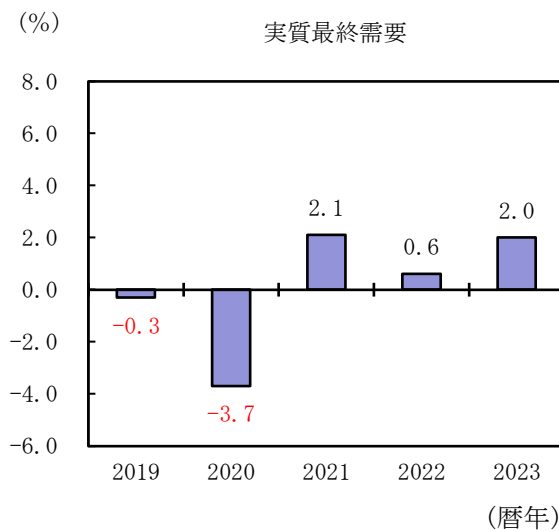
#### (1) 季節調整済前期比

実質最終需要の成長率は、▲0.1%（年率▲0.3%）、名目最終需要の成長率は、0.3%（年率1.2%）となった。



#### (2) 2023暦年(前年比)

2023暦年(前年比)の最終需要成長率は、実質2.0%、名目5.8%となった。

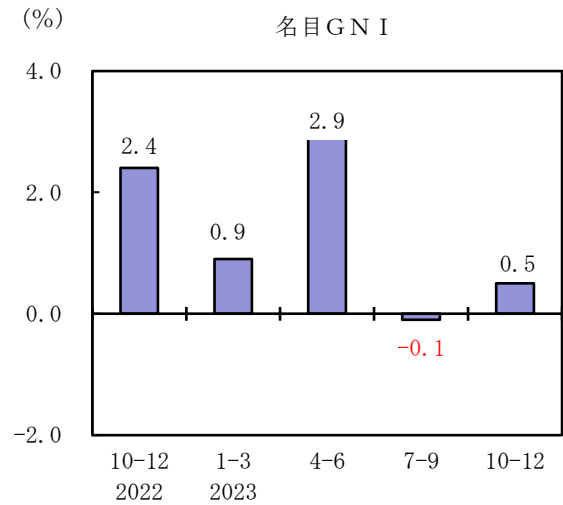
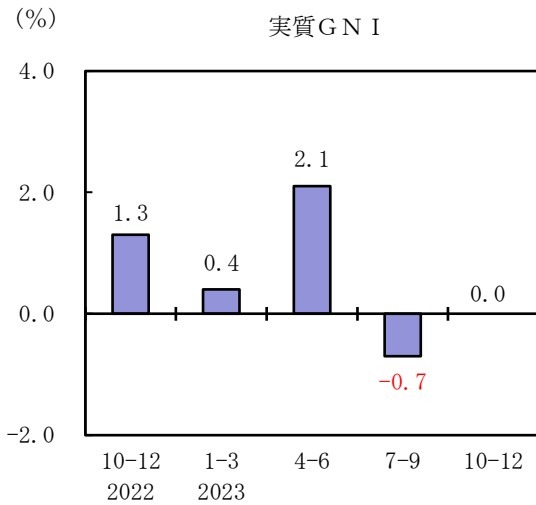


(備考) 最終需要は、GDPから民間在庫変動及び公的在庫変動を控除して算出した参考値。

## [2] G N I（国民総所得）の動向

### (1) 季節調整済前期比

実質G N Iの成長率は、0.0%（年率0.1%）、名目G N Iの成長率は、0.5%（年率1.8%）となった。



(備考) 実質G N I = 実質G D P + 海外からの実質純所得 + 交易利得

(0.0) (▲0.1) (0.2)

(▲0.0)

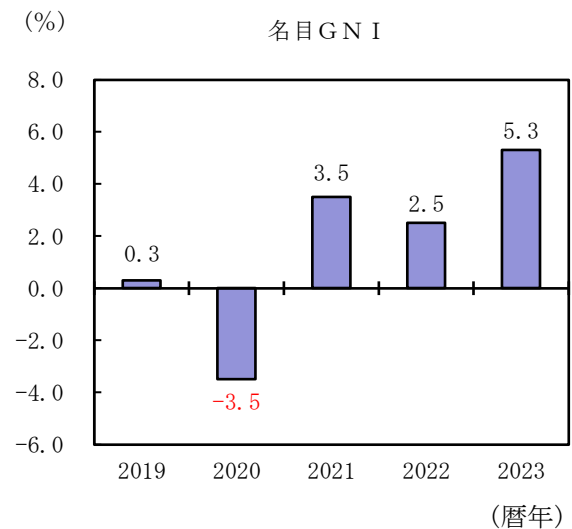
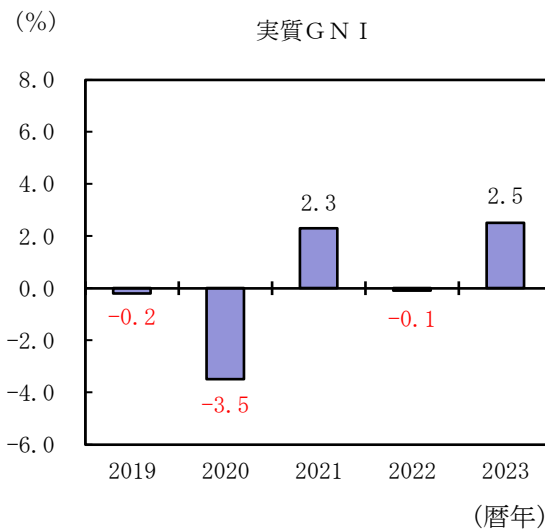
名目G N I = 名目G D P + 海外からの純所得

(0.5) (0.3) (0.2)

( ) 内はG N I 成長率  
に対する寄与度

### (2) 2023暦年(前年比)

2023暦年(前年比)のG N I成長率は、実質2.5%、名目5.3%となった。



(備考) 実質G N I = 実質G D P + 海外からの実質純所得 + 交易利得

(2.5) (1.8) (▲0.2)

(0.9)

名目G N I = 名目G D P + 海外からの純所得

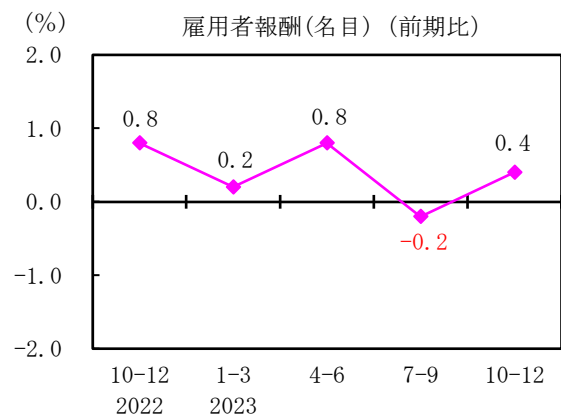
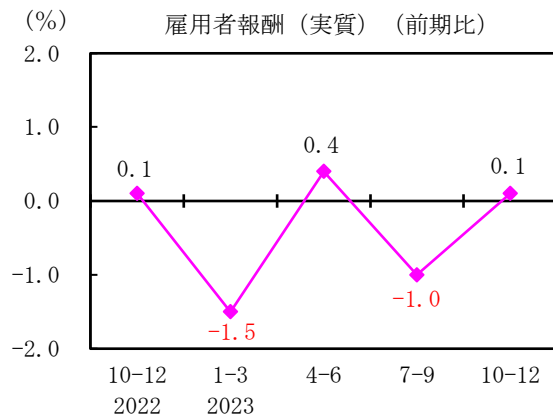
(5.3) (5.4) (▲0.0)

( ) 内はG N I 成長率  
に対する寄与度

### [3] 雇用者報酬の動向

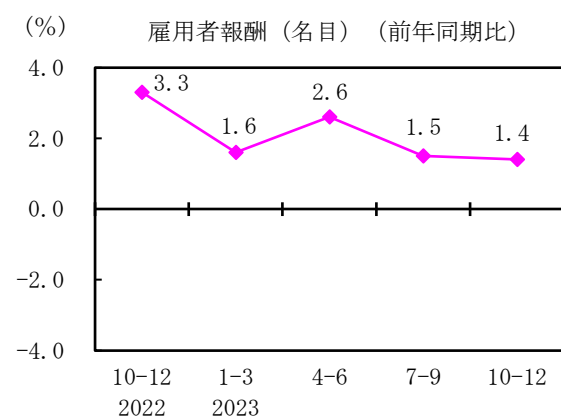
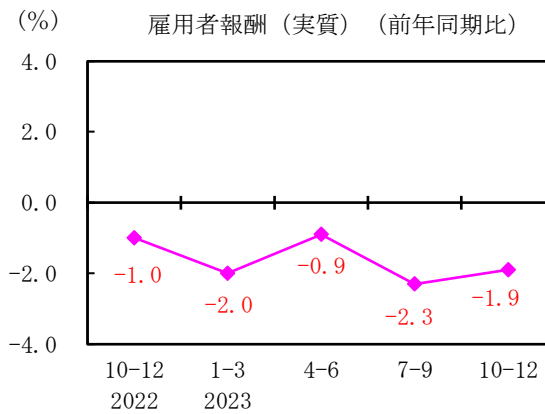
#### (1) 季節調整系列 (前期比変化率)

雇用者報酬の伸び率は、実質0.1%、名目0.4%となった。



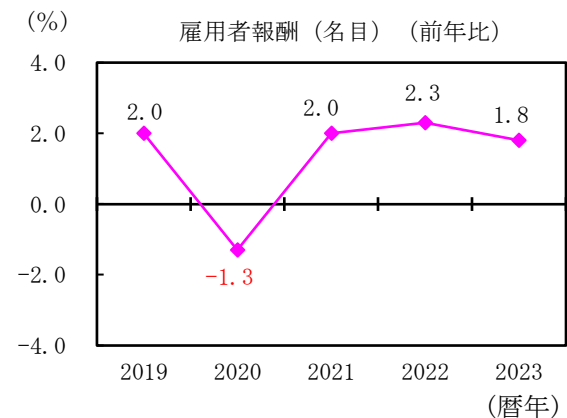
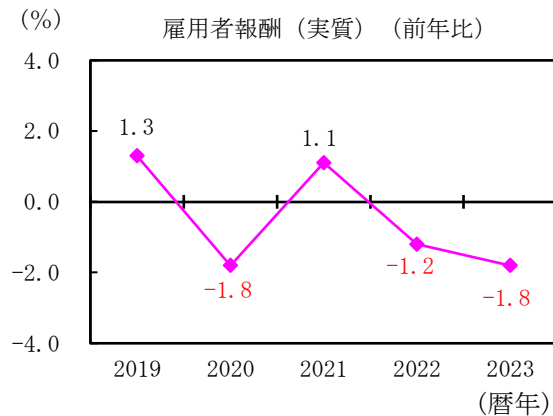
#### (2) 原系列 (前年同期比変化率)

雇用者報酬の伸び率は、実質▲1.9%、名目1.4%となった。



#### (3) 2023暦年

2023暦年の雇用者報酬の伸び率は、実質▲1.8%、名目1.8%となった。



(備考) 実質雇用者報酬は名目雇用者報酬を家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃及びFISIM) デフレーターで除して算出した参考値。

## 2-1. 四半期別の実質成長率（季節調整系列）

Released: 2024. 2. 15

Quarterly Real Growth Rate (Seasonally Adjusted Series, Quarter-to-Quarter)

前期比  
(季節調整済)  
※1

前期比の  
年率換算  
※2

(2015暦年連鎖価格； 単位：%)

(Chained (2015) Yen ; %)

年・期	2022	2023					2023	
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	10~12		
国内総生産 (GDP)	0.4	1.1	1.0	-0.8	-0.1	***	-0.4	Gross Domestic Product
国内需要	-0.0	1.4	-0.7	-0.8	-0.3	***	-1.0	Domestic Demand
民間需要	-0.3	1.8	-1.0	-1.1	-0.3	(-0.2)	-1.1	Private Demand
民間最終消費支出	0.2	0.8	-0.7	-0.3	-0.2	(-0.1)	-0.9	Private Consumption
家計最終消費支出	0.2	0.8	-0.7	-0.3	-0.2	(-0.1)	-1.0	Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃	0.2	0.9	-0.8	-0.4	-0.3	(-0.1)	-1.2	Excluding Imputed Rent
民間住宅	0.7	0.3	1.8	-0.6	-1.0	(-0.0)	-4.0	Private Residential Investment
民間企業設備	-0.5	1.6	-1.4	-0.6	-0.1	(-0.0)	-0.3	Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動	(-0.2)	(0.6)	(-0.2)	(-0.5)	***	(-0.0)	***	Change in Private Inventories
公的需要	0.8	0.4	0.2	0.0	-0.2	(-0.1)	-0.9	Public Demand
政府最終消費支出	0.7	0.1	-0.1	0.3	-0.1	(-0.0)	-0.5	Government Consumption
公的固定資本形成	0.0	2.0	2.2	-1.0	-0.7	(-0.0)	-2.8	Public Investment
公的在庫変動	(0.1)	(-0.0)	(-0.0)	(-0.0)	***	(0.0)	***	Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成 ※3	-0.2	1.4	-0.2	-0.7	-0.3	(-0.1)	-1.4	(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※3
財貨・サービスの純輸出 ※4	(0.4)	(-0.4)	(1.7)	(-0.0)	***	(0.2)	***	Net Exports of Goods & Services ※4
財貨・サービスの輸出	1.4	-3.5	3.8	0.9	2.6	(0.6)	11.0	Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入	-0.8	-1.6	-3.6	1.0	1.7	(-0.4)	7.0	(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	0.6	0.5	1.2	-0.3	-0.1	***	-0.3	Final Sales of Domestic Product
国内総所得 (GDI)	0.8	1.8	1.6	-0.6	-0.2	***	-0.6	Gross Domestic Income
国民総所得 (GNI)	1.3	0.4	2.1	-0.7	0.0	***	0.1	Gross National Income
雇用者報酬 (実質)	0.1	-1.5	0.4	-1.0	0.1	***	***	Compensation of Employees (Real)

※1 Changes from the previous quarter (seasonally adjusted)

※2 Annualized

※3 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment.

※4 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

## 2-2. 四半期別の実質成長率（原系列）

Released: 2024. 2. 15

Quarterly Real Growth Rate (Original Series, Year-over-Year)

前年同期比  
※1

(2015暦年連鎖価格； 単位：%)

(Chained (2015) Yen ; %)

年・期 項目	2022	2023					
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12		
国内総生産 (GDP)	0.5	2.6	2.3	1.7	1.0	***	Gross Domestic Product
国内需要	1.0	2.9	1.0	-0.1	-0.3	***	Domestic Demand
	(1.0)	(3.0)	(1.1)	(-0.1)	***	(-0.3)	
民間需要	1.2	3.4	0.9	-0.7	-0.6	(-0.5)	Private Demand
民間最終消費支出	1.0	3.1	0.2	-0.2	-0.5	(-0.3)	Private Consumption
家計最終消費支出	1.1	3.3	0.3	-0.2	-0.5	(-0.3)	Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃	1.3	3.9	0.3	-0.2	-0.6	(-0.3)	Excluding Imputed Rent
民間住宅	-2.8	-1.3	3.2	2.1	0.4	(0.0)	Private Residential Investment
民間企業設備	2.9	5.1	1.4	-1.0	-0.7	(-0.1)	Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動	(-0.0)	(0.1)	(0.2)	(-0.4)	***	(-0.1)	Change in Private Inventories
公的需要	0.6	1.5	1.4	1.5	0.5	(0.1)	Public Demand
政府最終消費支出	2.1	1.6	0.8	1.0	0.2	(0.0)	Government Consumption
公的固定資本形成	-5.7	0.6	5.6	3.4	2.3	(0.1)	Public Investment
公的在庫変動	(0.0)	(0.0)	(-0.0)	(0.0)	***	(-0.1)	Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成 ※2	0.1	3.3	2.4	0.3	0.1	(0.0)	(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※2
財貨・サービスの純輸出 ※3	(-0.5)	(-0.5)	(1.2)	(1.8)	***	(1.4)	Net Exports of Goods & Services ※3
財貨・サービスの輸出	7.5	2.0	3.7	2.9	3.6	(0.8)	Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入	10.2	3.8	-1.6	-5.0	-2.3	(0.6)	(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	0.5	2.6	2.1	2.0	1.2	***	Final Sales of Domestic Product
国内総所得 (GDI)	-1.1	2.0	3.2	3.7	2.6	***	Gross Domestic Income
国民総所得 (GNI)	0.2	1.7	3.3	3.4	1.8	***	Gross National Income
雇用者報酬 (実質)	-1.0	-2.0	-0.9	-2.3	-1.9	***	Compensation of Employees (Real)

※1 Changes from the previous year

※2 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment.

※3 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.



## 2-3. 四半期別の名目成長率（季節調整系列）

Released: 2024. 2. 15

Quarterly Nominal Growth Rate (Seasonally Adjusted Series, Quarter-to-Quarter)

前期比  
(季節調整済)  
※1

前期比の  
年率換算  
※2

(単位：%)

(%)

項 目	2022						2023					2023	
	年・期	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12		
国内総生産 (GDP)		1.9	2.3	2.5	-0.1	0.3	***	1.2					Gross Domestic Product
国内需要		0.8	1.8	0.2	-0.4	0.1	***	0.5					Domestic Demand
		(0.8)	(1.9)	(0.2)	(-0.4)	***	(0.1)	***					
民間需要		0.5	2.1	0.1	-0.6	0.1	(0.1)	0.4					Private Demand
民間最終消費支出		0.8	2.2	-0.3	0.3	-0.0	(-0.0)	-0.1					Private Consumption
家計最終消費支出		0.8	2.2	-0.3	0.4	-0.0	(-0.0)	-0.1					Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃		0.9	2.6	-0.3	0.4	-0.0	(-0.0)	-0.1					Excluding Imputed Rent
民間住宅		0.6	-0.2	1.6	-0.6	-0.8	(-0.0)	-3.1					Private Residential Investment
民間企業設備		0.5	1.8	-0.5	0.3	0.7	(0.1)	2.7					Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動		(-0.2)	(0.1)	(0.3)	(-0.7)	***	(-0.0)	***					Change in Private Inventories
公的需要		1.7	0.8	0.2	0.4	0.2	(0.1)	0.9					Public Demand
政府最終消費支出		1.2	0.5	-0.5	0.6	0.3	(0.1)	1.3					Government Consumption
公的固定資本形成		0.9	2.4	3.2	-0.4	-0.2	(-0.0)	-0.9					Public Investment
公的在庫変動		(0.1)	(-0.0)	(-0.0)	(-0.0)	***	(0.0)	***					Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成※3		0.6	1.6	0.6	0.0	0.3	(0.1)	1.1					(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※3
財貨・サービスの純輸出 ※4		(1.0)	(0.4)	(2.3)	(0.3)	***	(0.2)	***					Net Exports of Goods & Services ※4
財貨・サービスの輸出		1.6	-5.6	4.5	3.9	4.9	(1.1)	21.1					Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入		-2.5	-6.3	-5.9	2.4	4.0	(-0.9)	16.9					(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	1.9	2.1	2.3	0.6	0.3	***	1.2	Final Sales of Domestic Product
国民総所得 (GNI)	2.4	0.9	2.9	-0.1	0.5	***	1.8	Gross National Income
雇用者報酬 (名目)	0.8	0.2	0.8	-0.2	0.4	***	***	Compensation of Employees (Nominal)
GDPデフレーター	1.4	1.2	1.5	0.8	0.4	***	***	GDP Deflator
国内需要デフレーター	0.8	0.4	0.8	0.4	0.4	***	***	Domestic Demand Deflator

※1 Changes from the previous quarter (seasonally adjusted)

※2 Annualized

※3 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment

※4 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

## 2-4. 四半期別の名目成長率（原系列）

Released: 2024. 2. 15

Quarterly Nominal Growth Rate (Original Series, Year-over-Year)

前年同期比  
※1

(単位：%)

(%)

項 目	年・期	2023						
		2022	10~12	1~3	4~6	7~9		10~12
国内総生産 (GDP)		2.0	4.9	6.1	6.9	4.9	***	Gross Domestic Product
国内需要		4.7	6.2	3.8	2.4	1.6	***	Domestic Demand
		(4.7)	(6.3)	(3.9)	(2.5)	***	(1.7)	
民間需要		5.2	6.8	3.7	2.1	1.7	(1.3)	Private Demand
民間最終消費支出		4.7	6.4	3.3	3.0	2.2	(1.2)	Private Consumption
家計最終消費支出		4.9	6.6	3.3	3.0	2.3	(1.2)	Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃		5.9	7.9	4.0	3.6	2.7	(1.2)	Excluding Imputed Rent
民間住宅		0.8	0.4	2.8	1.4	-0.1	(-0.0)	Private Residential Investment
民間企業設備		7.7	9.0	4.7	2.2	2.2	(0.4)	Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動		(0.1)	(0.0)	(0.2)	(-0.5)	***	(-0.3)	Change in Private Inventories
公的需要		3.1	4.3	3.9	3.3	1.5	(0.4)	Public Demand
政府最終消費支出		4.1	4.3	3.0	2.0	0.9	(0.2)	Government Consumption
公的固定資本形成		-1.3	4.2	8.9	6.4	4.9	(0.3)	Public Investment
公的在庫変動		(0.0)	(0.0)	(-0.0)	(0.1)	***	(-0.0)	Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成※2		4.5	6.9	5.2	2.9	2.4	(0.6)	(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※2
財貨・サービスの純輸出 ※3		(-2.7)	(-1.4)	(2.2)	(4.4)	***	(3.2)	Net Exports of Goods & Services ※3
財貨・サービスの輸出		22.2	9.8	5.4	4.6	7.3	(1.6)	Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入		34.6	15.2	-4.2	-11.9	-5.9	(1.6)	(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	1.9	4.8	6.0	7.3	5.3	***	Final Sales of Domestic Product
国民総所得 (GNI)	3.3	4.6	6.1	6.6	4.1	***	Gross National Income
雇用者報酬 (名目)	3.3	1.6	2.6	1.5	1.4	***	Compensation of Employees (Nominal)
GDPデフレーター	1.4	2.3	3.7	5.2	3.8	***	GDP Deflator
国内需要デフレーター	3.6	3.2	2.7	2.5	2.0	***	Domestic Demand Deflator

※1 Changes from the previous year

※2 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment.

※3 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

3-1. 年次別の実質成長率  
Annual Real Growth Rate

Released: 2024. 2. 15

前年比  
※1

(2015暦年連鎖価格； 単位：%) (Chained (2015) Yen ; %)

年 目	年度(Fiscal Year)			暦年(Calendar Year)				
	2021	2022	***	2021	2022	2023		
国内総生産 (GDP)	2.8	1.5	***	2.6	1.0	1.9	***	Gross Domestic Product
国内需要	2.0	2.0	***	1.5	1.5	0.9	***	Domestic Demand
	(2.0)	***	(2.0)	(1.5)	(1.5)	***	(0.9)	
民間需要	2.3	2.7	(2.0)	1.2	2.2	0.7	(0.6)	Private Demand
民間最終消費支出	1.8	2.7	(1.5)	0.8	2.2	0.7	(0.4)	Private Consumption
家計最終消費支出	2.1	2.8	(1.5)	0.9	2.3	0.7	(0.4)	Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃	2.5	3.4	(1.5)	1.0	2.8	0.8	(0.4)	Excluding Imputed Rent
民間住宅	0.1	-3.4	(-0.1)	-0.3	-3.5	1.1	(0.0)	Private Residential Investment
民間企業設備	1.7	3.4	(0.6)	0.5	1.9	1.3	(0.2)	Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動	(0.5)	***	(0.1)	(0.4)	(0.3)	***	(-0.1)	Change in Private Inventories
公的需要	1.2	-0.1	(-0.0)	2.3	-0.6	1.2	(0.3)	Public Demand
政府最終消費支出	3.2	1.4	(0.3)	3.4	1.7	0.9	(0.2)	Government Consumption
公的固定資本形成	-6.5	-6.1	(-0.3)	-1.8	-9.6	2.8	(0.1)	Public Investment
公的在庫変動	(0.0)	***	(0.0)	(0.0)	(0.0)	***	(-0.0)	Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成 ※2	-0.4	0.4	(0.1)	-0.1	-1.4	1.6	(0.4)	(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※2
財貨・サービスの純輸出 ※3	(0.8)	***	(-0.5)	(1.0)	(-0.5)	***	(1.0)	Net Exports of Goods & Services ※3
財貨・サービスの輸出	12.4	4.7	(0.9)	11.9	5.3	3.0	(0.7)	Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入	7.2	6.9	(-1.4)	5.1	7.9	-1.3	(0.3)	(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。  
Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	2.3	1.4	***	2.1	0.6	2.0	***	Final Sales of Domestic Product
国内総所得 (GDI)	0.9	-0.3	***	1.2	-1.3	2.8	***	Gross Domestic Income
国民総所得 (GNI)	2.4	0.4	***	2.3	-0.1	2.5	***	Gross National Income
雇員報酬 (実質)	0.7	-1.3	***	1.1	-1.2	-1.8	***	Compensation of Employees (Real)

※1 Changes from the previous year

※2 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment.

※3 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

3-2. 年次別の名目成長率  
Annual Nominal Growth Rate

Released: 2024. 2. 15

前年比  
※1

(単位: %)

項目	年	年度(Fiscal Year)			暦年(Calendar Year)				
		2021	2022		2021	2022	2023		
国内総生産 (GDP)		2.7	2.3	***	2.4	1.3	5.7	***	Gross Domestic Product
国内需要		3.9	5.2	***	2.6	4.6	3.4	***	Domestic Demand
		(3.9)	***	(5.3)	(2.6)	(4.6)	***	(3.6)	
民間需要		4.3	6.4	(4.8)	2.4	5.8	3.5	(2.7)	Private Demand
民間最終消費支出		3.0	5.9	(3.2)	1.4	5.1	3.7	(2.0)	Private Consumption
家計最終消費支出		3.3	6.1	(3.2)	1.5	5.3	3.8	(2.0)	Consumption of Households
除く持ち家の帰属家賃		4.0	7.4	(3.2)	1.8	6.4	4.5	(2.0)	Excluding Imputed Rent
民間住宅		7.7	1.5	(0.1)	5.0	3.4	1.1	(0.0)	Private Residential Investment
民間企業設備		4.4	7.8	(1.3)	2.2	6.2	4.6	(0.8)	Private Non-Resi. Investment
民間在庫変動		(0.5)	***	(0.2)	(0.5)	(0.4)	***	(-0.1)	Change in Private Inventories
公的需要		2.8	1.9	(0.5)	3.1	1.2	3.2	(0.9)	Public Demand
政府最終消費支出		4.3	2.8	(0.6)	3.8	2.9	2.5	(0.5)	Government Consumption
公的固定資本形成		-3.3	-1.7	(-0.1)	0.5	-5.2	5.9	(0.3)	Public Investment
公的在庫変動		(0.0)	***	(-0.0)	(0.0)	(-0.0)	***	(0.0)	Change in Public Inventories
(再掲)総固定資本形成 ※2		3.1	4.9	(1.2)	2.2	3.3	4.3	(1.1)	(Regrouped) Gross Fixed Capital Formation ※2
財貨・サービスの純輸出 ※3		(-1.2)	***	(-2.9)	(-0.3)	(-3.3)	***	(2.1)	Net Exports of Goods & Services ※3
財貨・サービスの輸出		23.0	18.7	(3.5)	19.5	20.4	6.7	(1.4)	Exports of Goods & Services
(控除)財貨・サービスの輸入		30.3	32.3	(-6.4)	20.8	37.4	-2.6	(0.7)	(Less) Imports of Goods & Services

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。  
Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

(参考)

(cf)

最終需要	2.2	2.1	***	1.8	0.9	5.8	***	Final Sales of Domestic Product
国民総所得 (GNI)	4.3	3.1	***	3.5	2.5	5.3	***	Gross National Income
雇用者報酬 (名目)	2.1	2.4	***	2.0	2.3	1.8	***	Compensation of Employees (Nominal)
GDPデフレーター	-0.1	0.8	***	-0.2	0.3	3.7	***	GDP Deflator
国内需要デフレーター	1.8	3.2	***	1.1	3.1	2.6	***	Domestic Demand Deflator

※1 Changes from the previous year

※2 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

Gross Fixed Capital Formation consists of Private Residential Investment, Private Non-Resi. Investment and Public Investment.

※3 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

## II. 形態別国内家計最終消費支出及び財貨・サービス別の輸出入

Domestic Final Consumption Expenditure of Households Classified by Type and Exports and Imports of Goods and Services

### 1- 1. 四半期別の実質成長率

Quarterly Real Growth Rate

項 目	(2015暦年連鎖価格； 単位：%)						前期比の 年率換算 ※2		前年 同期比 ※3	(Chained (2015) Yen ; %)
	年・期	前期比 (季節調整済) ※1					2023 10~12	2023 10~12		
		2022 10~12	2023 1~3	2023 4~6	2023 7~9	2023 10~12				
(再掲) 家計最終消費支出	0.2	0.8	-0.7	-0.3	-0.2	(-0.1)	-1.0	-0.5	Consumption of Households	
居住者家計の海外での直接購入	11.1	65.2	11.7	24.3	2.8	(0.0)	11.5	137.1	Direct Purchases Abroad by Resident Households	
(控除) 非居住者家計の国内での直接購入	343.7	60.4	22.8	2.1	14.1	(-0.1)	69.4	127.9	(Less) Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households	
国内家計最終消費支出	0.7	1.1	-0.4	-0.4	-0.0	(-0.0)	-0.1	0.2	Domestic Final Consumption Expenditure of Households	
耐 久 財	1.4	6.1	-2.1	-2.9	6.4	(0.3)	28.3	7.3	Durable Goods	
半 耐 久 財	-0.2	-4.1	3.3	-3.5	-1.7	(-0.1)	-6.5	-6.0	Semi-Durable Goods	
非 耐 久 財	-0.0	1.6	-2.3	-0.3	-0.3	(-0.0)	-1.0	-1.4	Non-Durable Goods	
サ ー ビ ス	1.2	0.8	0.4	0.3	-0.6	(-0.2)	-2.5	0.9	Services	

(再掲) 財貨・サービスの純輸出 ※4	(0.4)	(-0.4)	(1.7)	(-0.0)	***	(0.2)	***	(1.4)	Net Exports of Goods & Services ※4
(再掲) 財貨・サービスの輸出	1.4	-3.5	3.8	0.9	2.6	(0.6)	11.0	3.6	Exports of Goods & Services
財貨の輸出	0.2	-5.9	3.2	0.5	0.2	(0.0)	0.7	-2.2	Exports of Goods
サービスの輸出 ※5	6.8	6.2	6.1	2.7	11.3	(0.6)	53.7	28.9	Exports of Services ※5
(再掲) 財貨・サービスの輸入	-0.8	-1.6	-3.6	1.0	1.7	(-0.4)	7.0	-2.3	Imports of Goods & Services
財貨の輸入	0.1	-3.1	-4.4	-0.2	3.0	(-0.6)	12.6	-4.6	Imports of Goods
サービスの輸入 ※6	-4.0	4.7	-0.2	5.4	-2.7	(0.2)	-10.5	7.2	Imports of Services ※6

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

※1 Changes from the previous quarter (seasonally adjusted)

※2 Annualized

※3 Changes from the previous year (year-over-year)

※4 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

※5 含む非居住者家計の国内での直接購入

Including Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households

※6 含む居住者家計の海外での直接購入

Including Direct Purchases Abroad by Resident Households

# 1-2. 四半期別の名目成長率

Quarterly Nominal Growth Rate

Released: 2024. 2. 15

項目	年・期	前期比 (季節調整済) ※1					前期比の 年率換算 ※2	前年 同期比 ※3	(%)	
		2022	2023				2023	2023		
		10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	10~12	10~12		
(再掲) 家計最終消費支出		0.8	2.2	-0.3	0.4	-0.0	(-0.0)	-0.1	2.3	Consumption of Households
居住者家計の海外での直接購入		12.2	58.7	19.6	35.7	1.7	(0.0)	7.1	162.8	Direct Purchases Abroad by Resident Households
(控除) 非居住者家計の国内での直接購入		350.6	61.6	23.8	2.7	15.4	(-0.1)	77.6	135.7	(Less) Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households
国内家計最終消費支出		1.4	2.5	-0.1	0.2	0.2	(0.1)	0.8	2.9	Domestic Final Consumption Expenditure of Households
耐久財		4.6	5.7	-1.4	-3.4	10.5	(0.4)	49.0	10.7	Durable Goods
半耐久財		1.0	-2.9	4.3	-2.2	-1.2	(-0.0)	-4.8	-2.2	Semi-Durable Goods
非耐久財		1.4	3.9	-2.3	0.4	0.1	(0.0)	0.3	2.0	Non-Durable Goods
サービス		0.9	2.0	0.8	1.0	-1.0	(-0.3)	-3.9	3.0	Services

(再掲) 財貨・サービスの純輸出 ※4	(1.0)	(0.4)	(2.3)	(0.3)	***	(0.2)	***	(3.2)	Net Exports of Goods & Services ※4
(再掲) 財貨・サービスの輸出	1.6	-5.6	4.5	3.9	4.9	(1.1)	21.1	7.3	Exports of Goods & Services
財貨の輸出	0.5	-7.9	3.9	3.9	2.6	(0.4)	10.8	1.9	Exports of Goods
サービスの輸出 ※5	6.5	4.0	6.6	4.1	13.1	(0.6)	63.9	30.7	Exports of Services ※5
(再掲) 財貨・サービスの輸入	-2.5	-6.3	-5.9	2.4	4.0	(-0.9)	16.9	-5.9	Imports of Goods & Services
財貨の輸入	-2.0	-8.6	-7.4	0.5	5.8	(-1.0)	25.4	-9.7	Imports of Goods
サービスの輸入 ※6	-4.4	3.3	-0.2	9.0	-1.9	(0.1)	-7.4	10.5	Imports of Services ※6

(注) ( ) 内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

※1 Changes from the previous quarter (seasonally adjusted)

※2 Annualized

※3 Changes from the previous year (year-over-year)

※4 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

※5 含む非居住者家計の国内での直接購入

Including Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households

※6 含む居住者家計の海外での直接購入

Including Direct Purchases Abroad by Resident Households

## 2-1. 年次別の実質成長率

Annual Real Growth Rate

Released: 2024. 2. 15

前年比  
※1

(2015暦年連鎖価格； 単位：%)

(Chained (2015) Yen ; %)

項 目	年 度 (Fiscal Year)		暦 年 (Calendar Year)					
	年		2021	2022	2021	2022	2023	
	2021	2022						
(再掲) 家計最終消費支出	2.1	2.8	(1.5)	0.9	2.3	0.7	(0.4)	Consumption of Households
居住者家計の海外での直接購入	3.8	74.7	(0.0)	-48.0	38.7	148.3	(0.1)	Direct Purchases Abroad by Resident Households
(控除) 非居住者家計の国内での直接購入	-4.6	241.7	(-0.2)	-51.9	85.3	382.3	(-0.7)	(Less) Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households
国内家計最終消費支出	2.0	3.1	(1.7)	0.8	2.4	1.7	(0.9)	Domestic Final Consumption Expenditure of Households
耐 久 財	-0.6	3.3	(0.1)	2.7	-0.7	6.5	(0.3)	Durable Goods
半 耐 久 財	7.0	11.2	(0.4)	5.1	11.1	-1.1	(-0.0)	Semi-Durable Goods
非 耐 久 財	0.5	-0.6	(-0.1)	-0.1	-0.7	-0.9	(-0.1)	Non-Durable Goods
サ ー ビ ス	2.7	4.2	(1.3)	0.5	3.6	2.6	(0.8)	Services

(再掲) 財貨・サービスの純輸出 ※2	(0.8)	***	(-0.5)	(1.0)	(-0.5)	***	(1.0)	Net Exports of Goods & Services ※2
(再掲) 財貨・サービスの輸出	12.4	4.7	(0.9)	11.9	5.3	3.0	(0.7)	Exports of Goods & Services
財貨の輸出	14.2	2.5	(0.4)	14.3	4.7	-2.3	(-0.4)	Exports of Goods
サービスの輸出 ※3	4.8	15.0	(0.5)	1.9	7.9	27.3	(1.1)	Exports of Services ※3
(再掲) 財貨・サービスの輸入	7.2	6.9	(-1.4)	5.1	7.9	-1.3	(0.3)	Imports of Goods & Services
財貨の輸入	7.3	5.9	(-0.9)	6.1	7.6	-4.4	(0.9)	Imports of Goods
サービスの輸入 ※4	7.0	10.9	(-0.5)	2.2	8.9	11.5	(-0.6)	Imports of Services ※4

(注) ( ) 内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

※1 Changes from the previous year

※2 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

※3 含む非居住者家計の国内での直接購入

Including Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households

※4 含む居住者家計の海外での直接購入

Including Direct Purchases Abroad by Resident Households

## 2-2. 年次別の名目成長率

Annual Nominal Growth Rate

Released: 2024. 2. 15

前年比  
※1

(単位: %)

項目	年	年度(Fiscal Year)		暦年(Calendar Year)				(%)
		2021	2022	2021	2022	2023		
		(再掲) 家計最終消費支出	3.3	6.1	(3.2)	1.5	5.3	
居住者家計の海外での直接購入	15.6	114.2	(0.1)	-43.4	69.5	181.0	(0.2)	Direct Purchases Abroad by Resident Households
(控除) 非居住者家計の国内での直接購入	-4.5	257.6	(-0.2)	-52.2	92.6	396.8	(-0.7)	(Less) Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households
国内家計最終消費支出	3.3	6.4	(3.4)	1.4	5.4	4.7	(2.5)	Domestic Final Consumption Expenditure of Households
耐久財	-0.5	8.4	(0.3)	2.9	2.6	11.3	(0.5)	Durable Goods
半耐久財	6.8	13.4	(0.4)	5.0	12.4	2.9	(0.1)	Semi-Durable Goods
非耐久財	4.6	5.8	(0.9)	2.1	6.1	3.3	(0.5)	Non-Durable Goods
サービス	2.8	5.7	(1.7)	0.4	4.7	4.7	(1.4)	Services

(再掲) 財貨・サービスの純輸出 ※2	(-1.2)	***	(-2.9)	(-0.3)	(-3.3)	***	(2.1)	Net Exports of Goods & Services ※2
(再掲) 財貨・サービスの輸出	23.0	18.7	(3.5)	19.5	20.4	6.7	(1.4)	Exports of Goods & Services
財貨の輸出	25.3	16.4	(2.5)	22.4	19.9	1.5	(0.3)	Exports of Goods
サービスの輸出 ※3	13.4	29.6	(1.0)	7.5	22.5	30.2	(1.2)	Exports of Services ※3
(再掲) 財貨・サービスの輸入	30.3	32.3	(-6.4)	20.8	37.4	-2.6	(0.7)	Imports of Goods & Services
財貨の輸入	35.0	35.0	(-5.5)	25.0	42.1	-6.6	(1.4)	Imports of Goods
サービスの輸入 ※4	15.3	22.2	(-0.9)	7.9	20.8	14.4	(-0.7)	Imports of Services ※4

(注) ( )内は国内総生産に対する寄与度を表す。

Note: The figures in ( ) indicate contributions to changes in GDP.

※1 Changes from the previous year

※2 財貨・サービスの純輸出=財貨・サービスの輸出-財貨・サービスの輸入

Net Exports of Goods & Services = Exports of Goods & Services - Imports of Goods & Services

純輸出の寄与度は輸出と輸入の寄与度の差によって求めている。

The contribution is calculated as the contribution of Exports less that of Imports.

※3 含む非居住者家計の国内での直接購入

Including Direct Purchases in the Domestic Market by Non-Resident Households

※4 含む居住者家計の海外での直接購入

Including Direct Purchases Abroad by Resident Households



### Ⅲ. 1次速報から2次速報への主な改定要因

今回の1次速報発表後に、推計に用いる基礎統計の入手などにより、2次速報において改定される需要項目の主要なものは以下のとおり。

#### <原系列>

##### ○ 民間企業設備

1次速報：供給側基礎統計の情報に基づいて推計

2次速報：『四半期別法人企業統計』（財務省）等により推計される需要側推計値と供給側推計値を統合して推計（なお、供給側推計値も、基礎統計の欠落月値の入手、確報化により、改定される。）

##### ○ 民間在庫変動

原材料、仕掛品、製品、流通品の4形態の在庫のうち、

1次速報：原材料、仕掛品については、1次速報段階では、季節調整の際に利用しているARIMAモデルにより名目及び実質原系列を推計

2次速報：原材料、仕掛品については、『四半期別法人企業統計』により推計（なお、製品、流通品も基礎統計の確報化等により、改定される。）

##### ○ 基礎統計の欠落月値入手、確報化等による改定

1次速報：基礎統計の欠落月値については、補外推計。また、基礎統計の確報値が入手できない場合は、速報値を用いて推計（3カ月目の『国際収支統計』の公表日までに公表された基礎統計を利用可能な範囲で用いて推計。）

2次速報：1次速報段階における基礎統計の欠落月値が入手できた場合は、補外推計値から置き換えて、また、確報化または遡及改定等がなされた場合は、速報値から置き換えて推計（当該四半期の『四半期別法人企業統計』の公表日までに公表された基礎統計を利用可能な範囲で用いて推計。）

#### <季節調整系列>

四半期の季節調整系列については、上記により改定される原系列を含めて季節調整をかけなおすため、名目、実質ともに、1994年1-3月期まで遡って改定される。

(参考) 1次速報値から2次速報値への改定幅について

実質GDPについて、2010年4-6月期<sup>(※1)</sup>から2023年7-9月期までを対象に、各四半期の1次速報から2次速報への当該期の季節調整済前期比の改定幅の絶対値平均をみると、0.19(年率<sup>(※2)</sup>0.76)%ポイントとなっている。

※1：民間企業設備について、1次速報における需要側推計値の仮置き値の推計方法を現行の方式に変更した期。

※2：前期比年率は、仮に当該期の前期比が4四半期続いた場合の1年間の伸び率をいう。

#### IV. その他の留意事項

##### (1) 基礎統計の遡及改定等の反映

今回の1次速報においては、基礎統計の追加入手等を踏まえた通常の改定を行っている。そのほか、以下に示す基礎統計の遡及改定等に対応して、所要の改定を行った。

改定された基礎統計	速報推計における遡及期間	公表時期	改定される推計
貿易統計	2022年1-3月期まで	2023年11月	供給側推計 デフレーター推計

##### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)以降、速報期間である2023年1-3月期以降の異常値処理について、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論<sup>1</sup>を踏まえ、当面の間、外れ値の判定に用いる信頼区間を95%から99%に変更したうえで加法型異常値処理のダミー変数を設定する<sup>2</sup>。2023年1-3月期以降に設定しているダミー変数は下記表の通り。

<sup>1</sup> 統計委員会第35回国民経済計算体系的整備部会 資料2(令和5年10月30日)参照  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000909145.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000909145.pdf))

<sup>2</sup> 2022年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)以降、速報期間である2022年1-3月期以降の期間について、先験的な形では設定せず、各速報推計時点で、X-12-ARIMAの予測系列から外れ値となる場合に暫定的なダミーを設定していた。具体的には、2022年1-3月期以降の各期において、その前期を起点とした予測系列で95%信頼区間を外れた場合に、加法型異常値処理のダミー変数を設定していた。

(表) 2023年1-3月期以降に設定しているダミー変数

系列（名目及び実質）	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち	
耐久財	A02023. 4（名目のみ）
非耐久財	A02023. 1（名目のみ）、A02023. 2（名目のみ）、 A02023. 3（名目のみ）、A02023. 4（名目のみ）
サービス（除く持ち家の帰属家賃、FISIM）	A02023. 1（名目のみ）、A02023. 2（名目のみ）、 A02023. 3（名目のみ）
居住者家計の海外での直接購入	A02023. 1, A02023. 2, A02023. 3, A02023. 4
非居住者家計の国内での直接購入	A02023. 1, A02023. 2, A02023. 3, A02023. 4
民間原材料在庫変動	A02023. 2（名目のみ）
民間仕掛品在庫変動	A02023. 1（実質のみ）
財貨の輸出	A02023. 1

上記を含む今回の1次速報における推計方法の変更等については、令和6年1月26日「2023年10-12月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」を参照されたい。

「2023年10-12月期四半期別GDP速報（1次速報値）における推計方法の変更等について」  
[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2024/pdf/announce\\_20240126.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2024/pdf/announce_20240126.pdf)

(3) 2023年10-12月期1次速報における民間在庫変動の4形態別計数について

2023年10-12月期1次速報における民間在庫変動の4形態別計数（実質季節調整系列：年率表示）は以下のとおり。

（単位：10億円）

	2022/ 10-12	2023/ 1-3	4-6	7-9	10-12	2023/10-12 実質 GDP 成長率に対 する寄与度(%)
民間在庫変動	1,585.4	4,681.3	3,638.8	1,252.0	1,123.8	▲0.0
原材料	584.1	782.3	1,485.2	485.9	229.5	▲0.1
仕掛品	▲55.7	2,355.3	▲527.9	▲38.2	6.6	0.0
製品	305.7	205.6	1,104.7	▲357.0	▲101.8	0.1
流通品	736.2	1,511.3	1,415.4	1,167.7	1,045.1	▲0.0

(4) 2023年10-12月期1次速報の民間企業設備の推計過程で用いた供給側推計値及び需要側推計値について

2023年10-12月期1次速報における2023年10-12月期の民間企業設備の推計過程において、供給側基礎統計の情報に基づいて算出した供給側推計値は名目原系列前期比2.0%、また、供給側推計値の情報を用いて仮置きした需要側推計値は名目原系列前期比2.0%となっている。

## V. 今後の四半期別 GDP 速報の公表予定

2023 年 10-12 月期 2 次速報値の公表予定

2024 年 3 月 11 日（月）8 時 50 分

2024 年 1-3 月期 1 次速報値の公表予定

2024 年 5 月 16 日（木）8 時 50 分

2024 年 1-3 月期 2 次速報値の公表予定

2024 年 6 月 10 日（月）8 時 50 分

2024 年 4-6 月期 1 次速報値の公表予定

2024 年 8 月 15 日（木）8 時 50 分

2024 年 4-6 月期 2 次速報値の公表予定

2024 年 9 月 9 日（月）8 時 50 分

2024 年 7-9 月期 1 次速報値の公表予定

2024 年 11 月 15 日（金）8 時 50 分

2024 年 7-9 月期 2 次速報値の公表予定

2024 年 12 月 9 日（月）8 時 50 分

2024 年 10-12 月期 1 次速報値の公表予定

2025 年 2 月 17 日（月）8 時 50 分

2024 年 10-12 月期 2 次速報値の公表予定

2025 年 3 月 11 日（火）8 時 50 分

なお、上記の公表予定は現時点の予定であり、今後、基礎統計の公表予定の変更等により、変更する可能性がある。

本件問合せ先：

内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部 国民支出課

東京都千代田区永田町 1-6-1

電話 03-6257-1638 (直通)



令和2年基準

# 群馬県鉱工業指数

令和5年12月分

「生産、在庫は上昇、出荷は低下で推移」

(令和2年=100)

項目	季節調整済指数		原指数	
	指数	前月比(%)	指数	前年同月比(%)
生産	113.3	4.7	110.9	4.8
出荷	109.7	▲4.7	113.4	3.0
在庫	120.0	0.5	120.1	▲19.6
在庫率	109.1	24.4	109.8	▲13.3

※今月分より基準年次を平成27年から令和2年に改定しました。  
これに伴い、指数値も新基準による数値になりました。

群馬県総務部統計課

インターネットでご覧いただけます

<https://toukei.pref.gunma.jp/>

# 利用上の注意

## 1. 指数の種類、基準年次、ウェイト算定基準及び品目数

指数の種類	基準年次	ウェイト算定基準	採用品目
生産指数	令和2年	付加価値額	171
生産者出荷指数	〃	出荷額	164
生産者製品在庫指数	〃	在庫額	91
生産者製品在庫率指数	〃	〃	84

## 2. 指数算式－1

品目指数を基準時の固定ウェイト加重平均するラスパイレス算式である。

$$\text{総合指数} = \frac{\left( \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

## 指数算式－2（生産者製品在庫率指数）

在庫と出荷の比率の推移をみることにより、産出された製品の需給動向をみることができる。

$$\text{総合在庫率指数} = \frac{\left[ \frac{\frac{\text{比較時在庫数量}}{\text{比較時出荷数量}}}{\frac{\text{基準時在庫数量}}{\text{基準時出荷数量}}} \times \text{基準時在庫額ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時在庫額ウェイトの総和}} \times 100$$

## 3. 分類は、業種分類及び特殊分類（財別分類）である。

## 4. 指数値の計算は月別、四半期別及び暦年別に行い、小数点第2位以下を四捨五入した。

四半期別指数は3か月分（1～3月期=Ⅰ期, 4～6月期=Ⅱ期, 7～9月期=Ⅲ期, 10～12月期=Ⅳ期としている。）の指数値を単純平均したもので、年別指数は12か月分の指数値を単純平均したものである。各増減率は端数処理後の数値で計算し、小数点第2位以下を四捨五入した。

## 5. 季節調整

季節調整とは1年を周期とする季節的な変動要因（天候、社会習慣等）を排除することをいう。本県ではセンサス局法のX-12-ARIMAを用いて算出した季節指数により季節調整を行っている。

## 6. 資料出所

- (1) 経済産業省生産動態統計調査 (3) 庁内各課の資料 (5) 組合または事業所へ照会  
 (2) 厚生労働省所管統計調査 (4) 他の官庁の資料  
 これらの資料を用いて独自に集計等を行ったものである

## 7. 本文中及び統計表中の符号は、次のとおりである。

- (1) 「r」は訂正数値(revised) (3) 「0.0」は、0.05未満  
 (2) 「▲」はマイナス

## 8. 年間補正

経済産業省では、毎年、生産動態統計調査の前年分のデータを訂正（年間補正）している。これを受けて、群馬県鉱工業指数でも、毎年一回前年分の前指数及び季節調整済指数を再計し、前年の1月から当年の最新公表月までの指数値を訂正・公表している。この際には、ほぼ全面的に対象期間の指数値が訂正されるため、特に「r」は付していない。

# 12月の鉱工業動向

生産、在庫は上昇、出荷は低下で推移

## 【生産】

季節調整済指数で 113.3、前月比 4.7%上昇となった。

前年同月比(原指数による)は、4.8%上昇となった。

### ・上昇した主な業種(前月比)

電気機械工業	41.6%
業務用機械工業	36.1%
ゴム製品工業	36.1%

### ・低下した主な業種(前月比)

化学工業	▲ 8.8%
金属製品工業	▲ 4.6%
繊維工業	▲ 4.0%

## 【出荷】

季節調整済指数で 109.7、前月比 4.7%低下となった。

前年同月比(原指数による)は、3.0%上昇となった。

### ・上昇した主な業種(前月比)

ゴム製品工業	35.9%
電気機械工業	28.5%
家具製品工業	8.3%

### ・低下した主な業種(前月比)

化学工業	▲ 41.7%
業務用機械工業	▲ 11.3%
電子部品・デバイス工業	▲ 7.9%

## 【在庫】

季節調整済指数で 120.0、前月比 0.5%上昇となった。

前年同月比(原指数による)は、19.6%低下となった。

### ・上昇した主な業種(前月比)

その他製品工業	38.1%
情報通信機械工業	22.7%
生産用機械工業	17.0%

### ・低下した主な業種(前月比)

輸送機械工業	▲ 19.9%
電子部品・デバイス工業	▲ 13.7%
繊維工業	▲ 8.3%

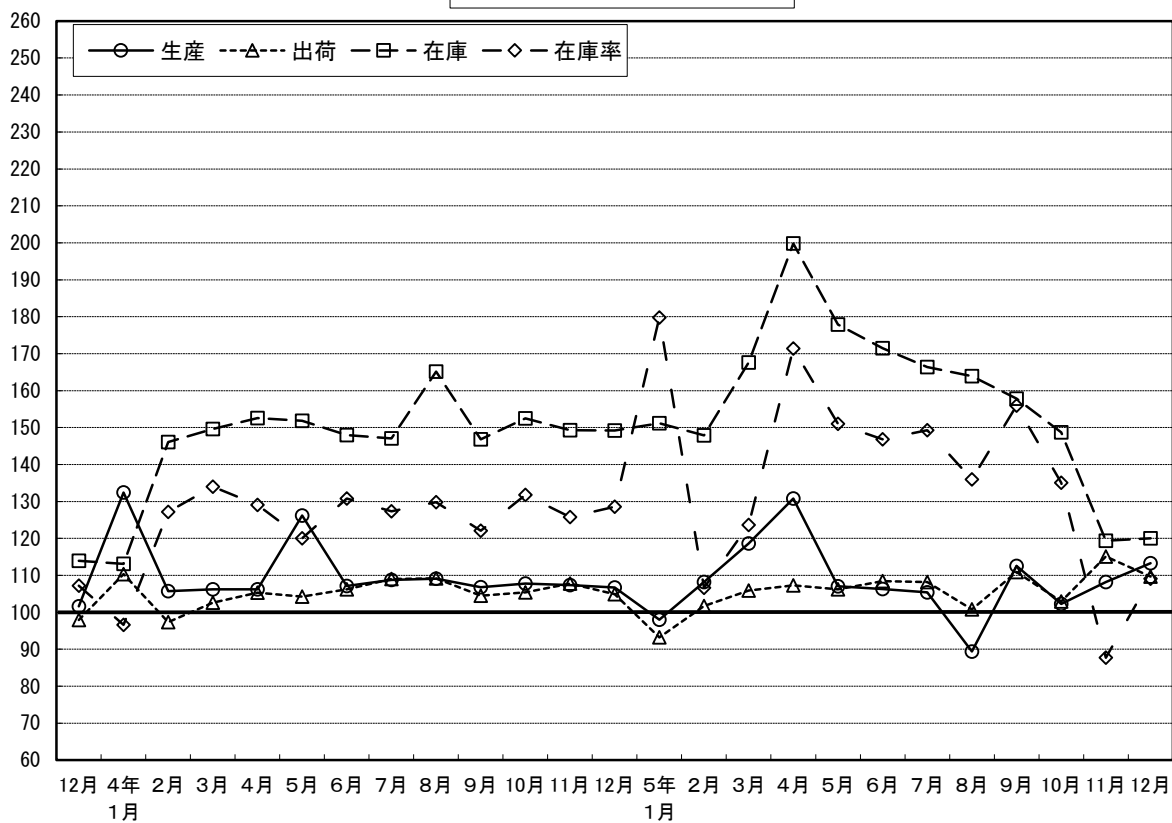
## ◎寄与した主な業種

	業種	前月比寄与度	前月比(%)	主な品目
生産 上昇	電気機械工業	3.4	41.6	半導体・I C測定器
	業務用機械工業	0.9	36.1	娯楽機器
生産 低下	化学工業	▲ 1.2	▲ 8.8	医薬品製剤
	輸送機械工業	▲ 0.3	▲ 1.1	普通乗用車、ガソリンエンジン
出荷 上昇	電気機械工業	1.6	28.5	半導体・I C測定器
	金属製品工業	0.3	7.2	スチール・ステンレス製建具、飲料用アルミニウム缶
出荷 低下	化学工業	▲ 5.5	▲ 41.7	医薬品製剤
	輸送機械工業	▲ 1.0	▲ 2.9	普通乗用車、ガソリンエンジン
在庫 上昇	汎用機械工業	1.3	10.5	室外ユニット(エンジンにより圧縮機を駆動)、ショーケース冷凍機内蔵型
	生産用機械工業	1.2	17.0	研削盤、ショベル系掘削機械
在庫 低下	化学工業	▲ 1.3	▲ 3.7	医薬品製剤
	食料品工業	▲ 0.2	▲ 2.2	冷凍調理食品、焼酎

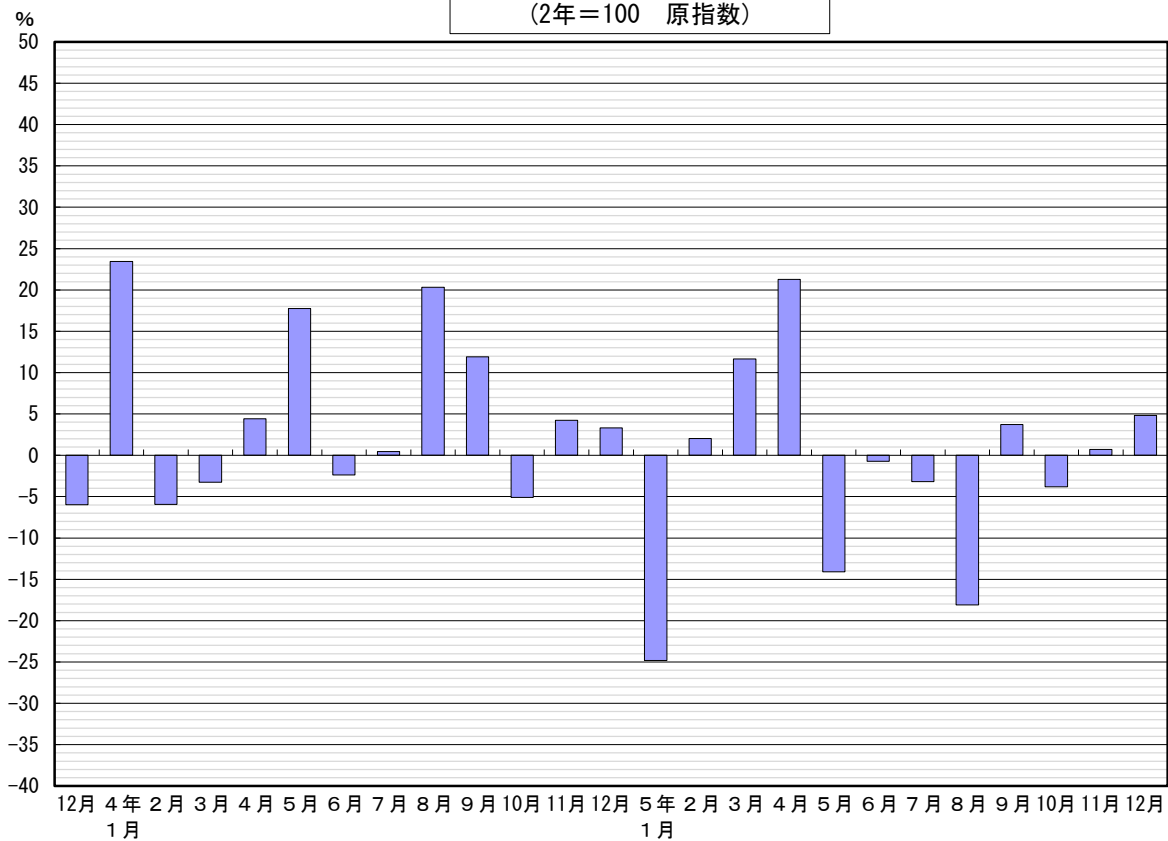
(注)各指数の上昇・低下に影響を与えた主な業種を載せている。一部秘匿あり。



鋳工業指数の推移  
(2年=100 季節調整済指数)

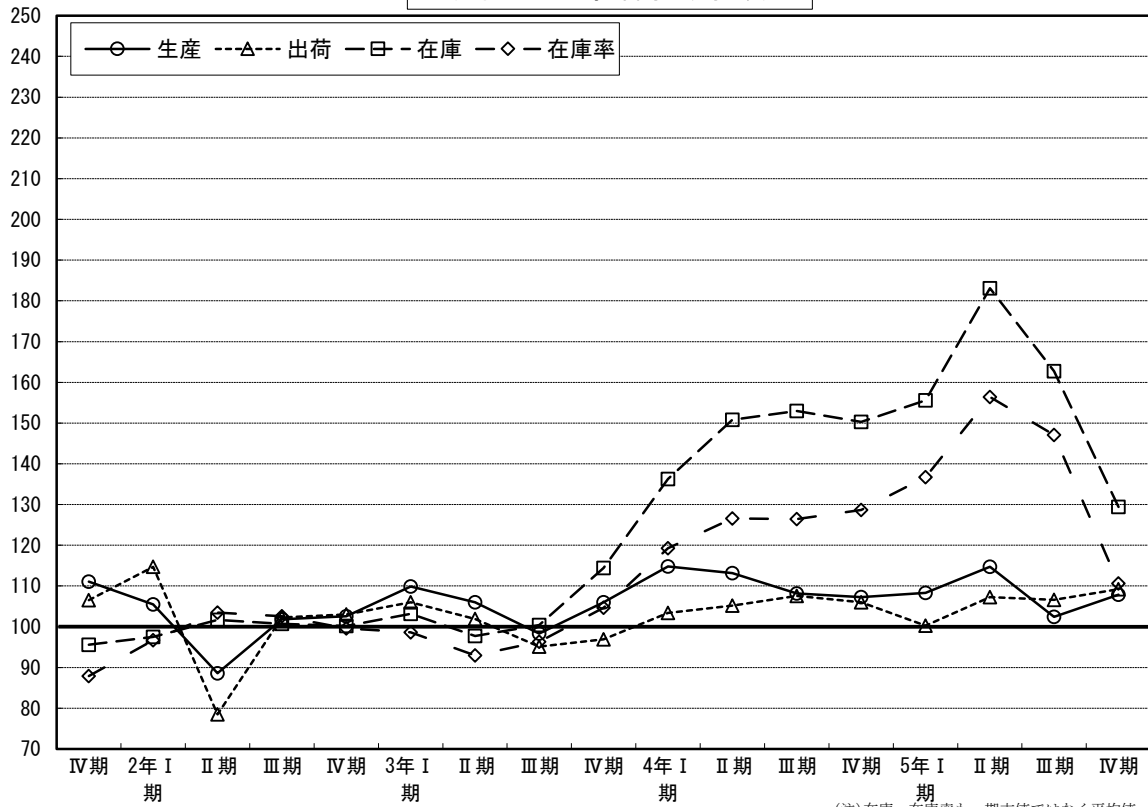


生産指数前年同月比の推移  
(2年=100 原指数)



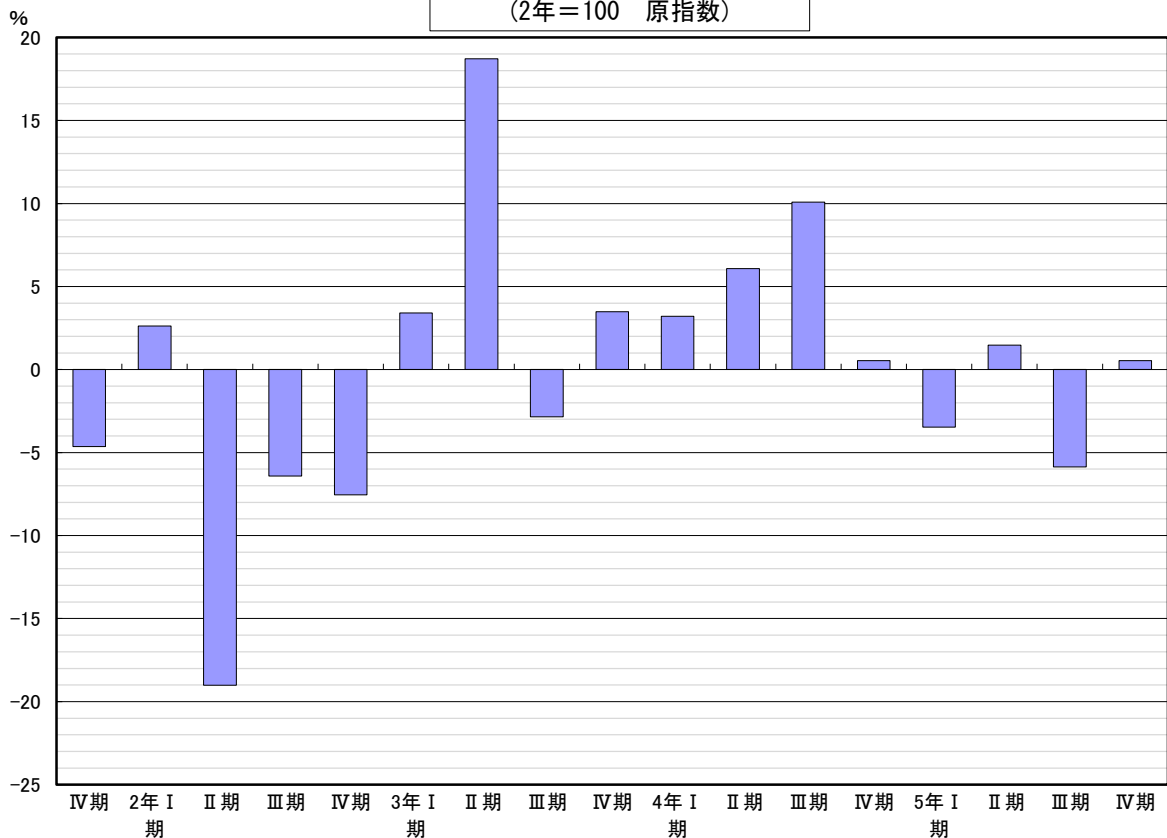
### 鉱工業指数の推移(期別)

(2年=100 季節調整済指数)



### 生産指数前年同期比の推移

(2年=100 原指数)























財別格付け上の定義

最終需要財	鉱工業又は他の産業に原材料等として投入されない製品 ただし、建設財を含み、企業消費財を除く
投資財	資本財と建設財の合計
資本財	家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で 比較的購入価格が高いもの
建設財	建設業者で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で 比較的購入価格が高いもの
消費財	家計で購入される製品（耐久消費財と非耐久消費財の合計）
耐久消費財	原則として耐用想定年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの
非耐久消費財	原則として耐用想定年数が1年未満または比較的購入価格が低いもの
生産財	鉱工業及び他の産業に原材料として投入される製品 ただし、企業消費財を含み、建設財を除く
鉱工業用生産財	鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として 再投入される製品
その他用生産財	非鉱工業用の原材料、燃料、消耗品及び企業消費財

群馬県鉱工業指数のお問い合わせは・・・

**群馬県総務部統計課 経済産業係**

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL:027-226-2410(直通)

FAX:027-224-9224

各種統計情報は、「群馬県統計情報提供システム」でもご覧いただけます。

<https://toukei.pref.gunma.jp/>

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)